

ル等逸スベカラザル好機ナルベキモ低利資金調達容易ナル事ハ往々ニシテ農家ノ負擔ヲ増加シ却テ弊害ヲ醸成スルノ虞ナシトセズ之レガ禍根ヲ防止スル爲メ各級農會ハ左ノ方法ヲ執ラントス

一、市町村當局者産業組合其他ノ團體ト協力シ資金ノ用途ヲ調査シ其必要ナルモノニ對スル供給ヲ圓滑ナラシムルト共ニ資金ノ用途計畫粗漫ニシテ濫費ノ虞アルモノハ資金供給者ト協議シテ適當ノ措置ヲナスコト

二、農事講話ノ場合ニ於テハ前項ノ警告ヲ與ヘ農民ヲシテ自覺自重セシムルコト

三、低利資金借入ニヨリ事業ヲ遂行スルモノニ對シ適當ナル指導ヲ與ヘ且償還準備ヲ怠ラザル様相當ノ監督ヲナスコト

(十) 農家ノ勤儉ニ關スル注意ノ件

一、本議運モ前議運ト同歸、縣農會ニ於テ適當ノ印刷物ヲ各町村大字數ニ應ジテ配付スルコト

二、吉凶各種ノ冗費節約ニ就テハ町村其他ニ於テ實行申合セテ模範的規約ヲ縣農會ニ於テ起案シ各都市農會ヘ通知スルコト

三、都市農會ハ勤儉貯蓄組合ヲ設立シ又ハ之レガ設立ヲ獎勵スルコト

(十一) 婦人農事講習會ニ關スル件

一、都市農會ハ成ルベク之レヲ開催シ此ノ場合ニハ縣農會ヨリ講師ヲ派遣セラレタキコト

二、町村技術員ヲ設置セルモノニ付適當ト認ムル資格及ビ經費支出方法如何

(多氣郡農會提出)

既設農會ニ於テ實施セル狀況ヲ報告ス

○大正六年度

一、期日及場所 大正六年十二月十七、十八兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議事項並ニ決議

(一) 技術員農事講習會開催ノ件

本年度ニ於テ左記ノ方法ニ依リ開催ス

一、時期及場所 大正六年九月頃津市ニ於テ

二、講習員 郡市町村技術員、乙種農業學校以上ノ卒業者

三、講習科目 肥料學、植物生理學、植物病理學、農村經營法

四、講習期間 肥料學十日間、植物生理學七日間、植物病理學七日間、農村經營法三日間

六、講師 農商務省技師、農科大學教授其他

(二) 改良麥作普及方法ノ件

決議 講習講話會開催、印刷物ノ配付、改良麥作組合ノ組織、増收品評會ノ開催等ニ依リ普及スルコト

(三) 堆肥普及方法ノ件

決議 堆肥合建築組合ヲ組織セシメ普及ヲ計ルコト

(四) 婦人農會設立ノ件

決議 一、町村農會ノ附屬事業トシテ設立スル事 二、婦人會、處女會等ノ設立アリテ是等團體ニ農業上ノ施設アル場合ニハ町村農會ハ可成之ガ發達ニ力ヲ用フルコト

(五) 自作農獎勵ニ關スル件

決議 本協議會又ハ縣地主懇談會ニテ協定シタル事項ノ外左記ノ方法ヲ採ルコト

(1) 郡市又ハ町村ハ各種機關ニ於テ蓄積セシメタル貯金ハ可成土地購入資金ニ充當ノ方針ヲ採ルコト

(2) 郡市又ハ町村農會ハ基本金ヲ蓄積シ土地購入資金ニ充當ノ方針ヲ採ルコト

(六) 稻作増收品評會出品方法ノ件

決議 一、出品田ハ作付以前ニ豫定シテ速ニ出品届チナスコト 二、氣候其他不時ノ出來事ニヨリ不得已場合ハ豫定以外ノモノヲ

立毛ニ依リ撰拔出品スル特例ヲ設ケルコト

○大正七年度

一、期日及場所 大正七年十二月十三、十四兩日、日本赤十字社三重支部樓上



一、協議事項及決議

- (一) 麥作増収品評會ニ關スル件  
決議 規定其他諸案通り實行アリタシ
- (二) 本會ヨリ交付ノ農會獎勵金ニ關スル件  
決議 大正八年度ハ從來ノ交付方法ニヨリ九年度ヨリハ適當ナル事業ヲ選定シテ交付セラル、モ異議ナシ
- (三) 肥料共同購入ニ關スル件  
決議 肥料市況ヲ調査シ各郡市ニ通知ノ上相當ノ協議アラン事ヲ希望ス
- (四) 市町村ニ於ケル農事改良實行團體例ヘバ大字農會研究會、期成同盟會等ノ現況並ニ之レカ獎勵方法如何  
決議 一、現在各郡市ノ町村ニ於テ組織セラル、團體ヲ更ニ獎勵普及ノ方法ヲ講ズルコト 二、町村農會ト密接ノ聯絡ヲ採ラシ  
△コト 三、團體ノ中心人物ハ慎重ニ選出スル様注意スルコト

一、打合事項

- (一) 大正八年度本會事業施行ノ件
- (二) 米共同販賣ニ關スル件
- (三) 農村女子家政學校ニ關スル件
- (四) 婦人農會設立ノ件
- (五) 婦人農事視察ノ件
- (六) 農商務省令第二十六號ニ於テ調査スベキ事項ノ件
- (七) 郡市農會豫算決算報告ノ件
- (八) 町村農會豫算印刷配付ノ件
- (九) 郡市農會役員異動ノ件
- (一〇) 縣農會聯合販賣所ニ關スル件
- (一一) 縣農會報購讀ニ關スル件

○大正八年度

一、期日及場所 大正八年十二月十三、十四兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議事項

- (一) 麥作増収品評會ニ關スル件
- (二) 本會ヨリ交付ノ農會獎勵金ニ關スル件

二、打合事項

- (一) 大正九年度本會事業施行ノ件
- (二) 米共同販賣ニ關スル件
- (三) 農村女子家政學校ニ關スル件
- (四) 婦人農會設立ノ件
- (五) 婦人農事視察ノ件
- (六) 農商務省令第二十六號ニ於テ調査スベキ事項ノ件
- (七) 郡市農會豫算決算報告ノ件
- (八) 町村農會豫算印刷配付ノ件
- (九) 郡市農會役員異動ノ件
- (一〇) 縣農會聯合販賣所ニ關スル件
- (一一) 縣農會報購讀ニ關スル件

○大正九年度

一、期日及場所 大正九年十二月十八日、縣廳參事會室

一、協議事項

- (一) 本會大正十年度豫算説明ノ件
- (二) 農會費分賦金徵收期並ニ獎勵費補助ニ關シ協定ノ件

一、全國道府縣農會代表者會報告  
米價維持策ニ關スル決議事項(小林嘉平治氏説明)

第一自衛策

- 一、各府縣ハ此際一齊ニ投賣防止ヲ實行スルコト、其ノ開始ハ來ル二十五日迄トス
- 二、價格ハ三十五圓ヲ以テ最低度トス、但シ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ帝國農會ト協定スル事
- 三、目的ノ價格ニ達シタルトキハ平均賣ヲ勵行スルコト



四、此目的ヲ達スル爲産業組合、府縣農工銀行、農業倉庫等ト協商シテ金融ノ利便ヲ講ズルコト  
五、本目的ヲ達スルニ遺憾ナカラシムル爲各府縣ハ最善ノ方法ニヨリ鞏固ナル農民ノ結束ヲナサシムルコト

第二應 急 策

一、政府ニ米ノ買上ヲ實行セシムルコト、但シ農家ニ於ケル庭相場ノ最低價格ヲ一石參拾五圓トシ數量ハ三百萬石以上タルコト

二、外米ノ輸入ヲ極度ニ制限スルコト

三、低利資金ヲ融通セシムルコト

第三恒 久 策

一、農業倉庫ノ普及ヲ圖ラシムルコト

二、常平倉ノ設立ヲ促進スルコト

三、米麥生産統計ヲ正確ナラシムル方法ヲ講ズルコト

第四附 帶 決 議

一、以上各項ノ遂行ヲ期スル爲各道府縣最善ノ方法ヲ以テ(一)貴衆兩院議員ノ努力ヲ求ムルコト(二)宣傳ヲ徹底的ナラシムルコト

二、期間内ニ實行セザル府縣ニ對シテハ帝國農會ヨリ督勵委員ヲ派遣シ之レガ實行ニ努ムルコト

三、各府縣ハ其府縣内ノ情報ヲ帝國農會ニ速報シ帝國農會ハ之レヲ蒐集シ、且ツ本問題ニ關スル必要ナル事項ヲ網羅シテ日報ヲ發行シ各府縣及郡市農會ニ通報スルコト

以上の説明に基き別に本會は左の如く決議す

米價維持ニ付實行方法決議

一、米價維持ノタメ農家ハ左ノ事項ヲ注意スルコト

(一) 農家ハ此際米ノ濫費投資ヲナサマルコト(二) 米價ハ一石代金參拾五圓ヲ標準トスルコト(三) 農家殊ニ地主ハ收納米ノ一部ヲ可成貯藏ノ方法ヲ採ルコト

二、郡市農會ハ左記ノ方法又ハ其ノ一ニ依リ米價維持ノ趣旨徹底ヲ圖ルコト

(一) 郡市農會總會ヲ開會スルコト(二) 町村農會長會ヲ開會スルコト(三) 町村農會技術員會ヲ開會スルコト(四) 町村農事關係有志者會ヲ開會スルコト(五) 第二號ヨリ第四號ニ至ル種類ノ合同會合ヲ催スルコト

三、町村農會ハ左記ノ方法又ハ其ノ一ヲ講ズルコト

(一) 總會ヲ開會スルコト(二) 農業關係有志會ヲ開會スルコト

○大正十年度

一、期日及場所 大正十一年一月十四日、本會事務所樓上

一、協 議 事 項

(一) 大正十一年度本會事業ノ件

(二) 關西北陸二府十八縣工藝品展覽會出品ニ關スル件

(三) 土地購入低利資金ニ關スル件

(四) 二硫化炭素共同購入ニ關スル件

(五) 馬鈴薯種長崎赤共同購入ノ件

○大正十一年度

一、期日及場所 大正十二年一月二十六、二十七兩日、本會事務所樓上

一、協 議 事 項



一、大正十二年度三重縣農會事業施行ノ件

(一) 農事講習會ノ件

イ、技術員講習會

ロ、婦人農事講習會

(二) 第十回稻作増收品評會ノ件

(三) 優良農家表彰ノ件

(四) 地主懇談會ノ件

一四〇

(五) 農村女子家政學校ノ件

(六) 自作農創定獎勵ノ件

(七) 農會獎勵費補助ノ件

(八) 畜産獎勵ノ件

(九) 改良農具展覽會ノ件

(一〇) 改良農具使用指導ノ件

二、農商務省令第二十六號調査報告ノ件

○大正十二年度

一、期日及場所 大正十三年一月九日、本會事務所樓上

一、協議事項

(一) 郡市農會技術員設置獎勵ノ件

(二) 郡市農會事業獎勵ノ件

(三) 養蚕改良獎勵ニ關スル件

(四) 改良農具獎勵ノ件

(五) 改良農具指導ニ關スル件

(六) 農村公民學校ニ關スル件

(七) 農村女子家政學校ニ關スル件

(八) 農業教育研究會ニ關スル件

大正十三年度

一、期日及場所 大正十四年一月九日、本會事務所樓上

一、協議事項

(九) 農會經營改善ニ關スル件

イ、町村農會指導

ロ、農會經營研究

ハ、町村農會經營審査

(一〇) 農村振興宣傳ニ關スル件

(一一) 農業經營及農家經濟調査ニ關スル件

(一二) 講習會ニ關スル件

(一三) 農商務省令ニ依ル農事調査ノ件

- (一) 郡市農會技術員設置獎勵ノ件
- (二) 郡市農會事業獎勵ノ件
- (三) 養蚕改良獎勵ニ關スル件
- (四) 改良農具獎勵ノ件
- (五) 改良農具指導ニ關スル件
- (六) 農村公民學校ニ關スル件

○大正十四年度(中止)

○大正十五年度

一、期日及場所 大正十五年四月三日、本會々議室

一、協議事項

(一) 大正十五年度縣農會事業ニ關スル件

(二) 町村技術員設置獎勵ニ關スル件

(三) 農事通信ニ關スル件

(四) 農林省指定副業ニ關スル件

○昭和二年度(中止)

(農事懇談會を各所に開催)

○昭和三年度

一、期日及場所 五月五日、本會々議室

一、協議事項

- (七) 農村女子家政學校ニ關スル件
- (八) 農業教育研究會ニ關スル件
- (九) 農會經營改善ニ關スル件
- (一〇) 農村振興宣傳ニ關スル件
- (一一) 農業經營及農家經濟調査ニ關スル件

- (五) 農家組合幹部講習會開催ノ件
- (六) 農産加工普及獎勵ニ關スル件
- (七) 肥料共同配合普及ニ關スル件

一四一



本縣ノ凍霜害對策ニ關スル件

四月二十五日の縣下凍霜害は其の範圍廣汎で殊に桑園に於て最も甚だしく、其の被害反別は一萬七千町歩に及び全桑園の六割に達す。本會は直ちに緊急協議會を開いて左の決議をすると共に之が實行方法の具體的方針を決定した。實行方法左の如し

内面的事項

- 一、各級農會ハ且一連和ノ縣ノ指導力ヲ基テ長期山坂攻取具ト聯繫シ、桑園及本園其他耕作物ノ善後處置並ニ育蠶上ノ指導ヲナシ遺憾ナキヲ期スルコト
- 二、作業ノ際順序努力ノ分配ニ留意シ、田植時期ノ變更及之ニ對スル苗代管理等ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 三、稻作其他一般農産物ノ增收並自給肥料ノ増産ニ努メ今次ニ於ケル損害ノ填補ヲナスコトニ努メルコト
- 四、各級農會ハ養蠶組合及産業組合ト聯繫シ農家組合ヲ指導シ、農産物ノ販賣、農業用品ノ共同購入ヲ獎勵シテ之ガ斡旋ヲナシ今次ノ損失ヲ輕減スルコトニ努力スルコト
- 五、低利資金ノ供給ヲ受ケタル場合ハ其ノ使途ニ留意シ力メテ肥料ノ共同購入資金ニ充當スルガ如キ方途ヲ講ゼンムルコト

外面的事項

- 一、養蠶應急資金及米作者應急資金ノ供給ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト
- 二、霜害地地租ノ免除ヲ其筋ニ陳情スルコト
- 三、霜害地ニ對スル縣稅地租割並ニ特別地稅ノ免除ヲ縣ニ陳情スルコト
- 四、農業保險實施ノ促進ヲ其筋ニ陳情スルコト

五、各級農會ヲシテ夏肥料ノ共同購入ヲ斡旋セシメ之ガ運賃ハ補給シ、尙經費ニ對シ補助金ノ交付ヲ縣ニ陳情スルコト

六、春蠶後ニ於テ凍害ニ經驗深キ知名ノ士ヲ聘シ被害地ニ於テ講演會ヲ開催セラレタキ旨縣ニ要望スルコト

七、凍害地ノ前後處置及霜害豫防ニ關シ徹底的ニ調査研究方ヲ其筋ニ要望スルコト

附帶決議

實行委員五名ヲ舉ゲ本會決議ノ實現ヲ期スルコト

霜害對策實行委員

- 桑名郡農會長 松本長藏 阿山郡農會長 增本榮增 鈴鹿郡農會長 平井利一
- 安濃郡農會長 黒川正吉 多氣郡農會長 山本四郎兵衛

右實行委員は連日養蠶組合の委員と協力し或は津市に集合、或は上京する等寧日なき状態にて陳情書を其筋に致し漸く採擇さるゝと共に二三は實現の機運に向つた。

○昭和四年度

一、期日及場所 昭和五年三月五日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 各級農會ニ於ケル農産物ノ出荷統制ニ關スル件 (四) 硫酸アンモニア價格ニ關シ陳情ノ件
- (二) 農村五大化運動ニ關スル件 (五) 小作法制定促進ニ關スル件
- (三) 農家經濟ノ不況對策ニ關スル件 (六) 町村農會技術員養成改善ニ關スル件

○昭和五年度(第一回)



一、期日及場所 昭和五年十二月一日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 米穀貯藏資金融通ニ關スル件
- (二) 政府買上米申込ニ關スル件
- (三) 町村農會經營研究會ニ關スル件
- (四) 農村女子家政學校開設ニ關スル件

- (五) 農村宅地利用改善模範施設ニ關スル件
- (六) 菜種作増收鑿技會ニ關スル件
- (七) 桑苗ノ斡旋ニ關スル件
- (八) 農家負債整理ニ關スル件

○昭和五年度(第二回)

一、期日及場所 昭和六年一月十二日、津市公園俱樂部

一、協議事項

縣長期出張技術員制度廢止ニ伴フ善後處置

○昭和五年度(第三回)

一、期日及場所 昭和六年二月十三日、本會事務所

一、協議事項

- (一) 昭和六年度三重縣農會事業ニ關スル件
- (二) 第二次米買上ニ關スル件

(三) 破安問題ニ關スル件

第三項に就ては内閣總理、外務、大藏、商工、農林各大臣宛陳情書を提出して其實現を圖る事となつた。

○昭和六年度

一、期日及場所 昭和七年一月八日、本會事務所

一、協議事項

- (一) 昭和七年度本會事業ニ關スル件
- (二) 本會諸規程改廢ニ關スル件
- (三) 農會經營研究會ニ關スル件

- (四) 郡市農會員負担金納入ニ關スル件
- (五) 自作農創定資金年賦償還ニ關スル件
- (六) 三重縣農政協會ニ關スル件

○昭和七年度(第一回)

一、期日及場所 昭和七年九月三十日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 郡駐在技術員費ニ關スル件
- (二) 郡市農會技術員經費補助ニ關スル件
- (三) 農村經濟計畫指導ニ關スル件
- (四) 米生産費調査ニ關スル件
- (五) 小麥増收鑿技會ニ關スル件

- (六) 農政協會經費ニ關スル件
- (七) 政府へ陳情セントスル事項  
イ、郡市町村農會技術員國庫補助ニ關スル件  
ロ、菜種作ノ發達ヲ阻害スル大豆油關稅復舊ニ關スル件

○昭和七年度(第二回)

一、期日及場所 昭和八年一月七日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 本會昭和八年度事業ニ關スル件
- (二) 町村農會經營研究會ニ關スル件
- (三) 農政協會ニ關スル件

- (四) 陳情建議ニ關スル件
- (五) 自給肥料獎勵ニ關スル件

昭和八年度(第一回)

一、期日及場所 昭和八年七月十一日、本會々議室

一、協議事項



(一) 道府縣農會長協議會並實行運動經過報告ニ關スル件

イ、負担均衡ニ關スル決議

ロ、都市農會技術員給國庫補助ニ關スル決議

ハ、同實行運動方法

ニ、農會法改正ニ關スル件

右第一項及第二項ハ左記委員ニ附託セラル

第一委員 員辨、一志、多氣、度會、南平葉、津市、四日市市

第二委員 三重、河藝、鈴鹿、安濃、飯南、阿山、志摩、宇治山田市、松阪市

第一委員會決議

(一) 本協議會ノ決議ニヨリ負擔均衡、郡市町村農會技術員給國庫補助ノ二項ニツキ陳情書ヲ作成シ關係當局ニ提出スルコト(但シ陳情書ノ作成送達ハ縣農會ニ一任ノコト)

(二) 縣農會ハ前項ニ關シ中央ニ於ケル經過狀勢ニ注意シ必要ト認ムル場合ニハ縣下農會大會ヲ開催シ輿論ヲ喚起スルコト

(三) 郡市農會ニ有リテハ適當ノ時期ニ町村農會役員總代會等ヲ開催シ第一項ニ關スル趣旨ノ徹底輿論ノ喚起ヲ圖ルコト

(四) 郡市農會職員ヲ帝國農會給與金制度ニ加入セシムルコト

第二委員會決議

(一) 農業者ト他業者トノ負擔ノ均衡ヲ圖ラレタキコト

委員長 多氣郡農會長 直 江 幸 市

- (二) 町村農會技術員設置ニ要スル縣費補助ヲ一律ニ俸給支給ノ二分ノ一以上ニ増額交付セラレタキコト
- (三) 昭和八年度ニ復活セル郡駐在ノ縣費技術員ニ關スル團體負擔金ヲ全廢セラレ度キコト
- (四) 農用荷車稅ヲ全廢セラレタキコト
- (五) 以上ノ各要望事項實現ノ爲實行委員ヲ選ビ目的ノ貫徹ヲ圖ルコト

委員長 鈴鹿郡農會長 平 井 利 一

○昭和八年度(第二回)

一、期日及場所 十一月二十四日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 全國農會大會決議事項實現促進ノ件
  - イ、道府縣農會長協議會經過報告
  - ロ、負担均衡期成同盟會ニ關スル件
- (二) 前各項ニ關シ本縣各級農會ノ採ルべき方法如何
- (三) 本年七月十一日開催ノ郡市農會長協議會ニ於ケル決議事項中縣ニ要望スべき左記各項ノ實現促進ニ關スル件
  - イ、郡市町村農會技術員設置ニ要スル縣費補助ニ關スル件
  - ロ、農業者ト他業者トノ負担均衡ニ關スル件
  - ハ、農用荷車稅ノ全廢ニ關スル件

決議〔協議事項(一)及(二)ニ對スル〕

- (一) 縣下農會大會ノ開催ニ關シテハ其時期方法場所ハ縣農會ニ一任ノコト
- (二) 農政諸問題ニ對スル一般農家ノ認識ヲ昂メ輿論ノ喚起高調ヲ圖ルト共ニ基礎農會タル町村農會ノ活動進展策ヲ講究スル爲各郡市農會ニ於テ之レガ會合ヲ企畫シ、縣農會ノ計畫ト連絡ヲ採ル様打合セノ上實施スルコト



(三) 負擔均衡期成同盟會ハ本縣ノ實情ヨリ見テ之ヲ別個ニ設立スルハ不可ナリト認ム、仍テ本縣農會(止ムヲ得ザレバ農政協會)ニ於テ農政上所要ノ豫算ヲ増額計上シ期成同盟會ニ代ルベキ活動ヲナスコト  
決議〔協議事項(三)ニ對スル〕

- (一) 本問題ノ實現ヲ期スル爲出席者打揃ヒ直チニ知事及縣會議長ニ面會ノ上陳情スルコト
- (二) 陳情書ヲ作成シテ知事、縣會議長、各縣會議員宛差出スコト
- (三) 各都市選出ノ縣會議員ニ對シ各都市毎ニ本問題ノ實現方ニ付運動スルコト

○昭和八年度(第三回)

一、期日及場所 昭和八年十二月十九日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 昭和九年度本會事業ニ關スル件
- (二) 町村農會強化懇談會開催ニ關スル件
- (三) 新興農家經營計畫共進會郡市農會本事業助成金ニ關スル件
- (四) 農村女子家政學校生徒募集ニ關スル件
- (五) 農事功勞者ニ關スル件
- (六) 帝國農會職員退職死亡給與金制度加入ノ件
- (七) 昭和九年度三重縣農政協會經費收支豫算ノ件
- (八) 大日本農道會三重支部設立ニ關スル件
- (九) 尺貫法存續ニ關スル陳情ノ件

○昭和九年度(第一回)

一、期日及場所 九月十九日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 農本主義ヲ基調トセル輿論喚起高調ニ關スル件
- (二) 三重縣農道會ニ關スル件
- (三) 農産物統制ニ關スル件
- (四) 地租附加稅並長期出張縣技術員團體負擔ニ關シ縣ニ陳情ノコト

○昭和九年度(第二回)

一、期日及場所 十二月二十四日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 昭和十年度本會經費收支豫算中郡市農會ニ關係アル事業其他ニ關スル件
- (二) 本會規程改正ニ關スル件
- (三) 昭和十六年度本縣農政協會經費收支豫算並昭和八年度農政協會收支決算ノ件
- (四) 縣下農會大會開催ノ件
- (五) 町村農會強化懇談會ニ關スル件
- (六) 町村農會經營研究會開催ノ件
- (七) 青壯年篤農家懇談會ノ件
- (八) 三重縣農會立農村女子家政學校ノ件
- (九) 薬工品取引懇談會開催ノ件
- (一〇) 農家簿記普及ニ關スル件
- (一一) 會報購讀普及ニ關スル件

○昭和十年度(第一回)

一、期日及場所 六月二十八日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 昭和十年度本會事業ニ關スル件
- (二) 第三十三回關西二府十七縣農會役員協議會決議事項ニ關スル件
- (三) 農道會常任幹事會決議事項ニ關スル件
- (四) 絹織物稅撤廢並ニ交織歩合表示制度要望ノ件

○昭和十年度(第二回)

一、期日及場所 昭和十一年二月一日、本會々議室

一、協議事項

- (一) 昭和十一年度郡市農會事業ノ件
- (二) 町村農會十一年度事業督勵ノ件



- (三) 技術員鍛鍊講習會出席ノ件
- (四) 農産物統制共進會審査ニ關スル件
- (五) 農家經營事情調査ニ關スル件
- (六) 陸軍被服廠納入兔毛皮ノ件

○昭和十一年度

一、期日及場所 昭和十二年一月七日、本會事務所樓上

二、協議事項

- (一) 昭和十二年度本會經費收支豫算ノ件
- (二) 本縣市町村農會々々費調ノ件
- (三) 縣農會費各都市分賦額ノ件

○昭和十二年度

一、期日及場所 昭和十三年一月十三日、本會事務所樓上

二、協議事項

- (一) 昭和十三年度縣農會豫算說明ノ件
- (二) 農會總動員ニ關スル件
- (三) 縣農會報ノ件
- (四) 農會々々則改正ノ件
- (五) 郡市町村農會技術員退職死亡給與金制度加入ノ件
- (六) 市町村農會豫算編成指導ニ關スル件
- (七) 昭和十二年度縣農會豫算關係事業ノ件

- (七) 合理的施肥指導地ニ關スル件
- (八) 四日市博出品ニ關スル件
- (九) 農産物統制共進會總會ノ件
- (一〇) 縣農會報購讀者倍加運動ノ件

一五〇

- (四) 國庫及縣費補助見込額ノ件
- (五) 増徴會費一萬八千圓ノ使途ニ就テ
- (六) 會報ノ改善及ビ普及徹底ノ件

- (八) 系統農會購販賣斡旋事業ニ關スル件
- (九) 農事調査ニ關スル件
- (一〇) 兔毛皮軍部供出ニ關スル件
- (一一) 肥料對策講演會開催ノ件
- (一二) 青刈大豆種子購入斡旋ニ關スル件
- (一三) 郡市駐在技術員ニ對スル注意事項
- (一四) 農家經營研究會組長大會開催ノ件

○昭和十三年度(第一回)

一、期日及場所 昭和十三年十月十五日、本會事務所樓上

二、協議事項

- (一) 蓬臥縣管檢査ニ關スル件
- (二) 農業保險ニ關スル件

○昭和十三年度(第二回)

一、期日及場所 昭和十四年一月九日、本會事務所樓上

二、協議事項

- (一) 昭和十四年度縣農會事業豫算說明ノ件
- (二) 農會強化懇談會開催ノ件
- (三) 基準農家ニ關スル件
- (四) 農業共同作業協議會ノ件
- (五) 農家經營研究會ノ件
- (六) 農業共同作業實踐共進會ノ件
- (七) 農家組合幹部講習會ノ件

○昭和十四年度

一、期日及場所 昭和十五年一月十六日、三重縣農會樓上

二、協議事項

- (一) 昭和十五年度本會事業ニ關スル件

- (三) 軍需下統後施設ニ關スル件
- (四) 軍需品供出ニ關スル件

- (八) 農家經濟簿書及ニ關スル件
- (九) 軍需品供出ニ關スル件
- (一〇) 春蒔綠肥種子需給見込並ニ所要種子購入斡旋ノ件
- (一一) 帝國農會郡市委員ノ件
- (一二) 富民協會主催國策作物多收穫競争參加ノ件
- (一三) 地方技手指導監督ノ件

- (二) 技術員優遇ニ關スル件

一五一



- (三) 農家經營婦人研究會ニ關スル件
- (四) 軍用兔毛皮供出ニ關スル件
- (五) 農家經濟簿ニ關スル件
- (六) 共同交踏一齊勵行ニ關スル件

三、懇談事項

- (一) 米穀配給對策ニ關スル件
- (二) 統制肥料配給ニ關スル件
- (三) 青刈大豆増殖ニ關スル件

- (七) 分村計畫並ニ農家組合指導者協議會開催ノ件
- (八) 米穀集圃地多收穫露作出品ニ關スル件
- (九) 農作業績行調査ニ關スル件
- (一〇) 農村勞力調整調査ニ關スル件

- 四、飼料其他ノ資材配給ニ關スル件
- 五、滿洲特設農場奉仕隊ニ就テ
- 六、原料甘藷供出ニ關スル件

### 第四章 會則其他諸規程

#### 第一節 三重縣農會會則（現行）

- 第一條 本會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ三重縣農會ト稱ス
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
  - 一 農業ノ指導獎勵及統制ニ關スル施設
  - 二 農業ニ從事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
  - 三 農業ニ關スル研究及調査
  - 四 農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
  - 五 其ノ他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業
- 第四條 本會ノ地區ハ三重縣ノ區域ニ依ル
- 第五條 本會ノ事務所ハ三重縣津市大字下部田千九百十七番地三重縣廳構内ニ置ク
- 第六條 本會ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
  - 一 三重縣廳揭示場
- 第七條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス



第八條 本會ニ總會ヲ置ク

總會ハ議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條 本會ノ議員及豫備議員ハ會員タル農會ノ會長及副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

- 一 收 支 豫 算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 事業報告及收支決算
- 四 借 入 金
- 五 基本財産ノ造成、管理及處分其ノ他財産ノ處分ニ關スル事項
- 六 會 則 ノ 變 更
- 七 役 員 ノ 解 任
- 八 農會法第十二條第一項、第二十四條第二項及第三十五條ノ同意
- 九 訴訟及訴訟ニ關スル事項

一〇 本則施行ニ關スル重要ナル諸細則ノ制定並ニ變更

一一 農業ノ統制ニ關スル規程ノ制定並ニ變更

一二 其他會長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項

第十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回十一月若ハ十二月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ會長必要ト認ムルトキ又ハ農會法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキ之ヲ開ク

第十二條 總會ヲ召集セントスルトキハ會長ハ少クトモ開會ノ日前十四日目迄ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スベシ但シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ三日目迄ニ通知スルヲ以テ足ル

第十三條 總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル會長及副會長共ニ事故アルトキ又ハ農會法第二十一條第三項若ハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス

第十四條 總會ハ法令及本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ組織スルモノ、半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ農會法第三十三條ノ規定ニ依ル職務停止ノ爲出席者半數ニ滿タザルトキ同一ノ事項ニ付召集

再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タザルトキ又ハ召集ニ應ズルモ出席者定數ヲ闕キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 總會ノ議事ハ法令及本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 議長ハ會議ヲ總理シ其ノ日ノ會議ヲ開閉ス

總會ヲ組織スル者ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カザルトキハ第十三條ノ例ニ依ル

前項ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ出席者中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非ザレバ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ズ

第十七條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ本則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ニ於テ之ヲ定ム

第十八條 總會ニ於テハ豫メ通知アリタル事項ヲ除クノ外緊急ノ要アルモノノ輕微ナルモノニ付議決ヲ爲スコトヲ得

第十九條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ヲ以テ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議



決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ十四日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ此ノ期限迄ニ到達セザル意見書ハ採決ノ數ニ加ヘザルモノトス

第二十條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ農業ニ功勞アル者又ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ヨリ總會ニ於テ之ヲ推薦ス  
顧問ハ總會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ議決權ヲ有セズ

第二十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

評議員 八人

第二十二條 役員ハ總會ニ於テ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

第十四條 但書ノ規定ハ前項ノ總會ニハ之ヲ適用セズ

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ役員タルコトヲ得ズ

- 一 禁治產者又ハ準禁治產者
- 二 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者
- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第二十三條 役員ノ選任ハ會長、副會長及評議員各別ニ單記無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
- 二 評議員ノ選任ニ當リ現ニ評議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ被選任者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選任者ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 五 被選任ノ資格ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 六 被選任者ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七 被選任者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

投票ノ効力ニ關シ異議アルトキハ總會之ヲ決定ス

第二十四條 役員ノ選任ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ各役員ノ定數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ議長抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第二十五條 總會ニ於テ出席者中異議ナキトキハ役員ノ選任ニ付指名推薦ノ法ヲ用フルコトヲ得  
指名推薦ノ法ヲ用フル場合ニ於テハ被指名者ヲ以テ當選者ト定ムベキヤ否ヲ會議ニ付シ出席者全員ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

同時ニ二人以上ノ評議員ヲ選任スル場合ニ於テハ被指名者ヲ區分シテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ズ



第二十六條 當選者定リタルトキハ會長ハ直ニ當選ノ旨ヲ通知スベシ

當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ會長ニ届出ヅベシ

第二十七條 當選者前條第二項ノ期間内ニ左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ會長ハ直ニ第二十四條ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 役員タルノ資格ヲ失ヒタルトキ

三 死亡シタルトキ

第二十八條 第二十六條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキハ會長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スベシ

第二十九條 議員又ハ特別議員農會法施行規則第三十一條ノ二第一項ニ依リ準用セラル、同規則第二十一條ノ二ニ依リ役員ノ選任又ハ其ノ當選ノ取消ヲ申立テントスルトキハ選任ニ關シテハ選任ノ日ヨリ當選ニ關シテハ前條ノ通知アリタル日ヨリ三十日以内ニ會長ニ申出ヅベシ

會長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ意見ヲ付シ七日以内ニ之ヲ農林大臣(地方長官)ニ進達スベシ

役員ハ其ノ選任又ハ當選ノ取消アル迄ハ其ノ地位ヲ失ハズ

第三十條 役員選任ノ取消アリタルトキハ三月以内ニ更ニ役員ノ選任ヲ行フモノトス

役員當選ノ取消アリタルトキハ會長ハ直ニ第二十四條ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムベシ

役員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選任ヲ行フモノトス

會長又ハ副會長闕ケタルトキハ補闕ノ會長又ハ副會長ヲ選任スルモノトス

評議員中副員ヲ生ジ副員ガ評議員定數ノ三分ノ一ニ至リタルトキ又ハ會長若ハ總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補闕ノ評議員ヲ選任スルモノトス

第三十一條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第三十二條 役員ノ解任ハ總會ニ於テ之ヲ組織スル者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スベシ

第三十三條 補闕其他ノ事由ニ因リ他ノ役員ト就任ノ年度ヲ異ニスル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス本會ノ役員他ノ農會ノ役員ト就任ノ年度ヲ異ニスルニ至リタルトキハ其ノ任期ハ他ノ農會ノ役員ノ殘任期間トス

前二項ノ場合ヲ除クノ外役員ノ任期ハ其ノ就任ノ日ノ屬スル事業年度ノ初日ヨリ起算シ四年トス

第三十四條 會長及副會長ハ其任期满了シタルトキト雖モ後任ノ會長又ハ副會長ノ中一人就任スル迄仍其職務ヲ行フモノトス

第三十五條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノアルトキハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十六條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十七條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ並會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

會長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルヲ要ス

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項



- 二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項
- 三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項
- 四 農會法第三十條第六項ニ依ル異議申立ノ決定ニ關スル事項
- 五 其ノ他會長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項
- 第三十八條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ給スルコトヲ得
- 第三十九條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 幹事 二人以内
  - 技師 七人以内
  - 技手 若干人
  - 書記 若干人
- 幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌ル
- 技師ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ヲ掌ル
- 技手ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ニ従事ス
- 書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ニ従事ス
- 第四十條 職員ハ會長之ヲ任免ス
- 第四十一條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス
- 第四十二條 職員退職シタルトキハ退職給與金ヲ支給ス
- 退職給與金ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

- 第四十三條 本會ノ事業ニ關シ特別審議ヲ要スル場合ハ委員會ヲ設クルコトヲ得
- 委員ノ選任、解任及委員會ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム
- 第四十三條ノ二 本會農業ノ統制ニ關スル施設ヲ行ハントスルトキハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定ム其ノ規程ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ
- 第四十三條ノ三 本會ノ會員ハ前條ノ規程ノ定ムル所ニ依リ本會ノ行フ農業ニ關スル統制ニ從フコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ本會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四十三條ノ四 前二條ノ農業ニ關スル統制ニ從ハザル會員ハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス
- 第四十四條 本會ハ會員タル農會ニ對シ農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲナサシム
- 第四十五條 本會ノ經費ハ會員タル農會ノ負擔トス
- 經費分賦收入方法ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第四十六條 會員タル農會解散スルコトアルモ既ニ徵收シタル經費ハ之ヲ還付セザルモノトス
- 第四十七條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付キ使用料手数料又ハ實費ノ辨濟ヲ受ク
  - 一 農産物ノ販賣並ニ農家必需品ノ購買斡旋
  - 二 農具其他建物器具機械ノ使用
  - 三 設計、評價、鑑定
- 第四十八條 使用料、手数料及實費辨償ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
- 第四十九條 經費、使用料、手数料又ハ實費辨償金ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
- 前項ノ督促ヲ受ケ指定期限迄ニ完納セザルトキハ滯納金額ノ十分ノ二以内ノ過怠金ヲ課ス



第五十條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得  
第五十一條 本會ハ基本財産ヲ設ク

特定ノ目的ナキ寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス

基本財産ノ造成管理及處分ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五十二條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシム

第五十三條 本會ニハ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 出納簿

三 豫算差引簿

四 會費徵收原簿

第五十四條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第五十五條 本會ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

第五十六條 庶務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第五十七條 會則ノ變更ハ總會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス第十四條但書ノ規定ハ此ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十八條 本會解散セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經且會員タル農會ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス前條後段ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ精算人トス

附 則

本則ハ昭和十五年十二月十八日ヨリ之ヲ施行ス

第二節 本會會則の變更

○、明治三十四年十一月二十六日付申請、明治三十四年十二月七日認可

會則第八條中幹事三名トアルヲ五名ニ改ム

○、明治三十六年六月二十五日付申請、明治三十六年七月十六日認可

會則第九條中「及幹事」ノ三字ヲ削リ書記ノ上ニ「幹事」ノ二字ヲ加フ

同第十二條中役員ノ下ニ「及事務員」ノ四字ヲ加フ

同第十六條中「幹事」ノ二字ヲ削ル

同第三十一條 役員ノ下ニ事務員ノ三字ヲ加フ

○、明治三十八年七月十八日付申請、明治三十八年九月六日認可

會則全部變更

(右變更ノ理由) 農會令ノ改正ニ伴ヒ全則變更

○、明治三十九年三月七日付申請、明治三十九年四月二十八日認可

會則全部變更

(右變更ノ理由) 農會令ノ改正ニ伴ヒ同令第三十九條ノ規定ニ基キ變更

第一條 本會ハ三重縣農會ト稱シ事務所ヲ津市大字下部田千六百八拾六番地ニ設置ス

第二十九條 本會ノ經費ハ各郡市農會ニ貳拾圓宛ヲ分賦シ其他ハ各郡市農會ノ區域内ニ於ケル耕地面積ニ半額農家戸數ニ半額ヲ分賦ス



分賦金ハ六月十二月ノ二期ニ徴收ス

○、明治四十三年十月二十六日付申請、明治四十四年四月十九日認可

會則第七條、第八條、第十一條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第三十七條、第三十八條、第三十九條中代表者ヲ「議員及特別議員」ニ改ム

第九條 幹事ハ會長之ヲ命免スト改ム

第十七條ノ次ニ左ノ一章ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第三章 帝國農會議員及豫備議員

第十八條 本會ハ帝國農會ノ議員及豫備議員各一名ヲ選舉ス

第十九條 前條ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本會ノ議員及名譽會員中ヨリ之ヲ選舉ス其選舉ニ就テハ第七條第二項ヲ適用ス

(右變更ノ理由) 明治四十三年九月二十二日勅令第三百四十二號ヲ以テ農會令ノ改正ニ伴ヒ變更

○、大正八年一月十七日付申請、大正八年一月二十四日認可

會則第三十一條ヲ左記ノ如ク改正ス

第三十一條 本會ノ經費ハ各郡市農會ニ參拾圓宛ヲ分賦シ其他ハ郡市農會ノ區域内ニ於ケル耕地面積ニ半額農戶數ニ半額ヲ分賦ス

分賦金ハ六月十二月ノ二期ニ徴收ス

○、大正九年十二月十三日付申請、大正九年十二月二十二日認可

會則第一條中 津市大字下部田千六百八十六番地ヲ津市大字下部田千九百十七番地三重縣津市内ニト改ム

第三十一條中參拾圓宛ヲ六拾圓宛ニ改ム

○、大正十一年十二月十四日付申請、大正十一年十二月二十二日認可

會則第十條但書ヲ左ノ通り改正ス

但シ現在役員ノ任期ハ大正十二年三月三十一日迄トス

(右變更ノ理由) 農會法改正ノ結果各級農會役員ノ任期ヲ統一スル爲ニ變更

○、大正十一年十二月十四日付申請、大正十二年一月二十三日認可

會則全部改正 (四十八ヶ條)

(右變更ノ理由) 法律第四十五號農會法改正ニ伴ヒ變更

○、昭和六年六月二十九日付申請、昭和六年七月九日認可

會則第八條中評議員五人ヲ七人ト改ム

○、昭和六年十二月二十五日付申請、昭和七年一月二十七日認可

會則第二十條中「幹事二人(專任)」トアルヲ「幹事二人」ト改ム

○、昭和十三年七月二十七日付申請、昭和七年八月十三日認可

會則第三十九條中技師「四名以内」ヲ「五名以内」ト改ム

○、昭和十三年十二月二十七日付申請、昭和十四年一月十六日認可

會則第三十九條中「技師五名以内」ヲ「七名以内」ト改ム

○、昭和十五年十二月二十七日付申請、昭和十六年一月十五日認可

會則第十條中第十一號ヲ左ノ如ク追加シ元ノ第十一號ヲ第十二號ニ繰下ク

「一、農業ノ統制ニ關スル規定ノ制定並ニ變更」

會則第二十一條中評議員「七人」ヲ「八人」ト改ム

會則第四十三條ノ次ニ左ノ三ヶ條ヲ加フ

第四十三條ノ二、本會農業ノ統制ニ關スル施設ヲ行ハントスルトキハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定ム

其ノ規程ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同シ

第四十三條ノ三、本會ノ會員ハ前條ノ規程ノ定ムル所ニ依リ本會ノ行フ農業ニ關スル統制ニ從フコトヲ要ス

但シ特別ノ事情ニ依リ本會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス

第四十三條ノ四、前二條ノ農業ニ關スル統制ニ從ハサル會員ハ五百圓以下ノ過意金ヲ課ス

(右變更ノ理由) 法律第九十九號農會法改正ニ伴ヒ一部改正

### 第三節 現在の諸規程

#### 一、郡市町村農會技術員設置補助規程



第一條 郡、市、町、村農會ニ於テ事業遂行上必要ナル專務ノ技術員ヲ設置スル時ハ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ專務技術員一名ヲ限リ當該農會ヨリ支給スル俸給額ノ三分ノ一以內トス

本會ニ於テ特ニ必要ナリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ毎年一月三十一日限リ第一號様式ノ書類ヲ添付シタル補助申請書ヲ縣農會長ニ提出スヘシ

第四條 本規程ニヨリ補助金ノ交付ヲ受クヘキ技術員ヲ任用セムトスルトキハ其氏名履歴及豫定俸給額ヲ具シ豫メ縣農會長ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 本規程ニヨリ補助金ノ交付ヲ受クル技術員ヲシテ他ノ職務ヲ兼ムシムルトキハ其ノ職名手當額並事由ヲ具シ縣農會長ノ承認ヲ受クヘシ

第六條 本規程ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケ設置シタル技術員ノ異動ニ關シテハ其都度縣農會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケ設置シタル技術員ノ俸給ニ對シテハ毎年四月十日迄ニ前年度ノ實際支給額ヲ第二號様式ニ依リ縣農會長ヘ報告スヘシ

第八條 前條ノ實際支給額カ豫定額ヨリ減シタルトキ又ハ事業ノ執行不適當ナリト認メタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル後技術員ヲ設置セザルトキハ補助金ノ全部ヲ返還セシムルモノトス

附 則

- 一、本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス
- 一、本改正規程ハ昭和七年四月一日ヨリ施行ス
- 一、本改正規程ハ昭和十二年九月一日ヨリ施行ス但シ第三條一月三十一日トアルハ昭和十二年度ニ限り九月三十日トス

(第一號様式)

技術員ノ氏名	職 名	俸 給 額	兼職名及俸給手當	計

(第二號様式)

技術員ノ氏名	職 名	技術員俸給額	同上 實際支給額	備 考

二、三重縣農會郡市町村農會駐在技術員設置規程

第一條 本會ハ本規程ニ基キ郡市農會及町村農會ニ事業遂行上必要ナル本會技術員ヲ駐在セシム

駐在ヲ命セラレタル者ハ駐在地ヲ以テ在勤地トス

第二條 駐在技術員ハ郡市農會ニアリテハ本會技師又ハ技手トシ町村農會ニアリテハ本會地方技手トス

第三條 郡市農會駐在技術員ハ其ノ郡市農會長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 本會ニ於テ特ニ郡市農會駐在技術員ヲ指定地ニ出張セシメントスル時ハ其ノ駐在スル郡市農會長ノ諒解ヲ得ルモノトス

前項ノ出張ニ對シ本會ヨリ旅費ヲ支給スル時ハ豫メ其ノ旨通知スルモノトス

第五條 郡市農會駐在技術員ノ任免異動ニ關シテハ豫メ本會ヨリ其ノ郡市農會長ノ同意ヲ求め且ツ指定寄附金ニ關スル承諾ヲ得ルモノトス

第六條 郡市農會ハ前條ノ寄附年額ヲ四回ニ分チ本會ノ定ムル期間内ニ納付スルモノトス

第七條 指定寄附金ニ關シテハ年度末後三箇月以內ニ精算シテ其ノ剩餘ハ繰越シ不足アルトキハ追徴スルモノトス

第八條 郡市農會駐在技術員ニ對シ本會ハ帝國農會退職死亡給與金制度加入ノ取扱ヲナスモノトス

退職死亡給與金支給方法ハ帝國農會ノ該制度ニヨルモノトス

第九條 本會ハ町村農會長ノ申請ニヨリ地方技手ヲ其ノ農會ニ派遣駐在セシム

第十條 町村農會長ハ前條ニ依リ駐在技術員ヲ別ニ其ノ農會技師又ハ技手ニ任命スルモノトス

第十一條 本會地方技手町村農會ノ技師又ハ技手ヲ命セラレタルトキハ其ノ農會長ノ命ニヨリ職務ニ従事スルモノトス

第十二條 本會ノ都合ニ依リ駐在員ヲ異動セシムトスルトキハ其ノ農會長ノ同意ヲ得ルモノトス



第十三條 本會ニ於テ特ニ地方技手ヲ指定地ニ出張セシメムトスルトキハ其ノ駐在スル町村農會長ノ瞭解ヲ得ルモノトス

前項ノ出張ニ對シ本會ヨリ旅費ヲ支給スルトキハ豫メ其ノ旨通知スルモノトス

第十四條 町村農會長ハ駐在技術員ノ勤惰ノ狀況ヲ毎年一月及六月ノ二回ニ郡農會長ニ報告シ郡農會長ハ之ニ意見ヲ副ヘ郡農會駐在

技術員ノ狀況ト共ニ其ノ翌月中ニ本會ニ報告スルモノトス

市農會長ハ其ノ農會技術員ノ勤惰狀況ヲ毎年二月及七月ノ二回ニ本會ニ報告スルモノトス

第十五條 郡市農會及町村農會駐在技術員ハ毎月ノ執務概要ヲ翌月十五日迄ニ(町村農會駐在ハ郡農會ヲ經テ)本會ニ報告スルコトヲ

要ス

第十六條 本會地方技手ニハ移轉料ヲ支給セス

但シ本會ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ移轉ニ對シ旅費ヲ支給スルコトアルヘシ

第十七條 郡市農會及町村農會駐在技術員ハ本規程ニ定ムルモノ、外服務ニ關シテハ本會處務細則ニ準據スルモノトス

三、三重縣農會議事細則

第一條 會議ハ午前九時ニ始マリ午後三時ニ終ル

但シ時宜ニヨリ議長之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第二條 議員及特別議員疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ缺席セントスルトキハ開會前書面ヲ以テ之ヲ議長ニ届出ツヘシ

第三條 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 會議中ハ其姓名ヲ用ヒス議長ハ議長ト稱シ議員ハ其番號ヲ用フ

第五條 會議中ハ私語其他議事ヲ妨グヘキ舉動ヲナスヘカラス

第六條 發言セントスルトキハ起立シテ議長ノ許可ヲ受ケヘシ

第七條 議長ハ議場ノ秩序ヲ保持スル爲メ發言ヲ止ムルコトヲ得

第八條 議事ハ第一、第二、第三ノ讀會ニ區別シ第一讀會ニ於テハ議事ノ總體ヲ議シ第二讀會ニ於テハ逐條審議シ第三讀會ニ於テ

ハ其總體ノ可否ヲ確定ス

但シ議長ノ意見又ハ會議ノ議決ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第九條 議員及特別議員建議ヲサントスルトキハ其理由ヲ附シタル案ヲ具シ三名以上ノ贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出ス

ヘシ

但シ時宜ニ依リ案ヲ具スル暇ナキトキハ口頭ヲ以テ議場ニ陳述スルコトヲ得此場合ニ在ツテ三名以上ノ贊成者アルコトヲ發表スヘシ

第十條 三名以上ノ贊成者ナキ動議ハ之ヲ議題トナスコトヲ得ス

第十一條 議長表決ヲ探ラントスルトキハ表決ニ附スヘキ議題ヲ宣告スヘシ

第十二條 議長ハ其議題ヲ可トスルモノヲ起立セシメ起立ノ多少ヲ認定シテ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ議長必要ト認ムルトキハ起立ノ

方法ヲ用ヒス記名又ハ匿名投票ヲ以テ表決ヲナサシムルコトヲ得

第十三條 會議ノ議決ニ依リ委員ニ附託シテ議案其他ノ調査ヲナサシムルコトヲ得委員ハ其附託ヲ受ケタル事件外ニ渉ル調査ヲナス

コトヲ得ス

但シ連繫スル事件ノ調査ヲナスコトハ此限ニアラス

第十四條 議長ハ書記ヲシテ會議ノ要領ヲ記載セシメ議員及特別議員二名ヲ指名シテ之ニ署名捺印セシムルモノトス

四、處務細則 (明治三十九年七月制定 明治四十一年九月改正)

第一章 總則

第一條 本會ノ事務ハ總テ本則ニ依リ之ヲ處理ス

第二條 本會ノ執務時間及休暇ハ三重縣廳ノ例ニ依ル

第三條 會務ハ總テ會長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ施行スルコトヲ得ス

會長ハ會務ノ全部ヲ副會長ニ委任スルコトヲ得

第十四條 會長副會長不在ノ場合ニ於テ緊急處理ヲ要スル事項又ハ輕易ナル事項ハ幹事ニ於テ代決シ事後會長若クハ副會長ノ承認ヲ

經ルコトヲ得

第二章 事務分掌

第五條 本會ニ左ノ係ヲ置キ事務ヲ分掌ス



- 一、庶務係、二、會計係、三、業務係
- 第六條 各係ノ事務ハ左ノ如シ
- 一、庶務係
  - 一、帝國農會議員、縣農會議員及役員ノ就任退任ニ關スル事項
  - 二、職員ニ關スル事項
  - 三、會印其他印章並ニ銀輪ノ管守ニ關スル事項
  - 四、文書ノ收受發送ニ關スル事項
  - 五、文書ノ整理編纂及保存ニ關スル事項
  - 六、會議ニ關スル事項
  - 七、報告發行ニ關スル事項
  - 八、經費豫算ニ關スル事項
  - 九、事務所ノ取締及管轄ニ關スル事項
  - 一〇、其他、他ノ係ニ屬セサル一切ノ事項
- 二、會計係
  - 一、經費ノ收支並ニ決算ニ關スル事項
  - 二、金錢物品ノ出納、保管ニ關スル事項
  - 三、基本財産ニ關スル事項
  - 四、本會規定ニ依ル貸付金ニ關スル事項
  - 五、會計ニ關スル諸帳簿ノ整理保管ニ關スル事項
  - 六、退職給與金ニ關スル事項
  - 七、其他會計ニ關スル必要ノ事項
- 三、業務係
  - 一、一般農事ニ關スル事項

- 二、農事上調査統計ニ關スル事項
- 三、會報ノ編纂ニ關スル事項
- 四、販賣購買斡旋ニ關スル事項
- 五、下級農會ニ於ケル事業ノ指導督勵ニ關スル事項
- 六、其他技術上ニ關スル一切ノ事項
- 第七條 前條ノ如ク分掌事務ヲ定ムト雖モ必要アルトキニハ會長ハ他係ニ屬スル事務ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三章 事務處理
- 第八條 各係主任ハ職務ニ必要ナル帳簿ヲ設備シ事務處理ノ經過ヲ明確ナラシムヘシ
- 第九條 本會收受シタル文書、物品ハ一々其件名出所ヲ收受簿ニ登記シタル後各係主任ニ回付シ領收ノ印ヲ受ケヘシ
- 第十條 文書物品ノ配付ヲ受ケタル主任ハ其處分案ヲ起草シ關係者ヘ回議ノ上會長ヘ提出スヘシ回議ノ必要ナキ文書ハ回覽ニ付スヘシ
- 第十一條 發送スヘキ文書ハ原議ニヨリ簿書ヲ校合ノ上發送簿ニ月日並ニ左ノ區別ニ依リ番號ヲ記入シ發送ノ手續ヲナスヘシ
  - 一、官廳ヘ進達スヘキ文書 縣農進第 號
  - 二、下級農會其他ヘ送達スヘキ文書 縣農第 號
- 第十二條 處理完結ノ文書ハ一件毎ニ其取扱順序ニヨリ之ヲ一括トナシ主務係ヘ回付スヘシ
- 主務係ニ於テ前項ノ回付ヲ受ケタルトキハ之ヲ編纂區分ニヨリ保有ノ手續ヲ爲スヘシ但シ編纂區分ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十三條 郵便電信ノ發送ヲ要スルトキハ郵便受拂簿ニ其用件發送先及郵券額ヲ記入スヘシ
- 第十四條 特使ヲ以テ文書、有價證券、現金及物品ヲ送達シタルトキハ其受領者ノ認印ヲ受ケシムヘシ
- 第十五條 本會ノ會計事務ハ幹事之ヲ擔任シ書記ヲシテ收支ノ事ヲ取扱ハシム
- 第十六條 現金ハ本會長名ヲ以テ之ヲ銀行ニ定期若クハ當座預ケト爲シ其通帳ハ會長之ヲ保管ス
- 第十七條 會計ニ關スル手續ハ三重縣會計諸規則ヲ準用ス
- 第十八條 物品ノ購入ヲ要スルトキハ各係主任ヨリ之ヲ會計係ニ請求スヘシ
- 會計係ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ物品購入經何簿ニ記載シ會長ノ決裁ヲ經テ其手續ヲ爲スヘシ



第十九條 消耗品ハ必要ノ都度會計係ヨリ各主任ニ交付ス但シ場合ニヨリ直接各自ニ交付スルコトアルヘシ  
第二十條 物品ノ交付ハ總テ領收者ノ認印ヲ受クヘシ  
第二十一條 勤務時間外及休暇日ニハ當直ヲ置ク當直規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 服務心得

第二十二條 職員出勤シタル時ハ出勤簿ニ捺印シタル後職務ニ服スヘシ、若シ會務ノ爲ニアラスシテ出勤三十分ヲ遅レタル者ハ退參簿ニ捺印スヘシ  
第二十三條 勤務時間外ニ出所スル者ハ其事由ヲ當直ニ告知スヘシ  
第二十四條 退出後又ハ休日ニ當リ事務所ヲ距ル凡ソ二町以内ニ於テ出火アル場合又ハ二町以外ノ出火ト雖モ延焼ノ虞アリト認ムル時ハ速ニ出所シ警戒防禦ニ從事スヘシ  
第二十五條 病氣其他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ其旨書面ヲ以テ届出シ早退セシムルコトスルキ亦同シ  
第二十六條 病氣引籠一週間ヲ過クル時ハ醫師ノ診断書ヲ添ヘ届ケ出テ爾後二週間毎ニ同様届ケ出ツヘシ轉居療養ヲ爲サントスル者ハ其日限ヲ豫定シ行先地ヲ明記シ醫師ノ診断書ヲ添ヘ届出テ會長ノ許可ヲ受クヘシ  
第二十七條 父母ノ病氣看護若クハ墓參ノ爲請暇セントスル者ハ其日限ヲ豫定シテ届出テ任地ヲ離ル、者ハ願書ニ行先地ヲ明記シ會長ノ許可ヲ受クヘシ  
第二十八條 公暇ノ爲メ任地ヲ離レ宿泊ヲ要スル旅行ヲ爲サントスル者ハ其日限行先地ヲ明記シ届出ツヘシ  
第二十九條 會務ヲ以テ出張ヲ命セラレタル時ハ出張届簿ニ出發日時ヲ記入捺印シタル後出發シ歸着ノ時ハ其日時ヲ記入捺印スヘシ  
第三十條 出張ヲ命セラレタルモノ同一地ニ五日以上滞在ノ場合ニアリテハ目的地ニ到着シタル時直ニ其宿所ヲ届出テ且七日毎ニ事務報告書ヲ提出スヘシ  
第三十一條 出張中病氣其他止ムヲ得サル事故ニ依リ豫定ノ如ク事務ヲ執行シ能ハサル場合ニハ其理由ヲ詳具シ速ニ届出ツヘシ  
第三十二條 出張中取返ヒタル事務ノ額末ハ五日以内ニ書面ヲ以テ復命スヘシ但事ノ輕易ナルモノハ口頭ヲ以テシ又事件ノ浩繁ナルモノハ會長ノ許可ヲ經テ日限ヲ延長スルコトヲ得  
第三十三條 職務ヲ免セラレタル場合ニ於テ擔當事務ノ引繼ヲ要スルモノアルトキハ三日以内ニ引繼ヲ爲スヘシ但已ムヲ得サル事情

アルトキハ延期ノ許可ヲ受クルコトヲ得

第三十四條 新任ノ者着任シタルトキハ七日以内ニ保證人二人連署ノ身元保證書ヲ提出シ同時ニ住所ヲ届出ツヘシ保證人死亡其他ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遅滞ナク保證人變更ノ手續ヲナスヘシ

附 則(昭和六年十二月二十三日改正)

一、本則ハ大正十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、本改正規程ハ昭和七年一月一日ヨリ施行ス

五、三重縣農會基本財産造成管理處分規程

第一條 本會ハ基本財産ヨリ生スル利子及特定ノ目的ナキ寄附金ヲ以テ基本財産ヲ造成ス  
第二條 基本財産ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ又ハ公債債券ヲ購入シ會長之ヲ管理ス  
第三條 基本財産ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

六、三重縣農會給與規程

第一章 給料

第一條 年俸月俸ハ新任又ハ増俸トモ總テ其發令ノ翌日ヨリ支給ス  
退職又ハ死亡ノトキハ當月分ノ俸給全額ヲ支給ス  
第二條 病氣ノ爲職務セサルコト九十日ヲ超ユルモノ及私事ノ故障ニヨリ職務セサルコト三十日ヲ超ユルモノハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ職務ノ爲メ傷損ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ及特別賜暇服忌ヲ受クルモノハ此限リニ在ラス又病氣ト故障ト連續スルモ其ノ日數ハ通算セス  
第三條 日給ハ出勤日數ニ依ル但シ職務ノ爲傷損ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ及休暇日服忌中ハ仍ホ之ヲ支給ス  
第四條 年俸月割及月俸ハ毎月廿一日之ヲ支給シ日給ハ其ノ月末ニ之ヲ支給ス  
但シ休日ニ當ル時ハ繰下ケ其他給料支給日ニ依リ難キモノハ隨時支給ス  
第五條 給料ヲ支給スルニ當リ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨タルモノトス日割計算ノ法ハ其月ノ日數ニ依ル  
第六條 手當支給ノ方法ハ本章ノ規定ヲ準用ス



第二章 旅費  
第七條 旅費ハ左表ニ依リテ支給ス

等	級		日當一日ニ付	宿泊料一夜ニ付	食卓料 一夜ニ付	移轉料
	甲	乙				
一	管内	九拾錢	六圓	八圓	四圓五拾錢	二十里未滿四拾五圓
	管外	九拾錢	參圓	四圓五拾錢	壹圓參拾錢	二十里未滿四拾五圓
乙	管内	四拾錢	參圓	四圓	壹圓參拾錢	二十里以上七拾五圓
	管外	四拾錢	參圓	四圓	壹圓參拾錢	二十里以上七拾五圓
二	管内	七拾五錢	參圓	五圓五拾錢	貳圓	二十里未滿參拾圓
	管外	七拾五錢	參圓	五圓五拾錢	貳圓	二十里未滿參拾圓
月俸八拾五圓以上	管内	參拾五錢	壹圓六拾錢	參圓貳拾錢	壹圓	二十里以上四拾五圓
	管外	參拾五錢	壹圓六拾錢	參圓貳拾錢	壹圓	二十里以上四拾五圓
月俸八拾五圓未滿	管内	七拾五錢	貳圓五拾錢	四圓五拾錢	貳圓	二十里以上四拾五圓
	管外	七拾五錢	貳圓五拾錢	四圓五拾錢	貳圓	二十里以上四拾五圓
三	管内	六拾錢	貳圓	參圓八拾錢	壹圓貳拾錢	二十里未滿貳拾圓
	管外	六拾錢	貳圓	參圓八拾錢	壹圓貳拾錢	二十里未滿貳拾圓
四	管内	四拾五錢	壹圓五拾錢	壹圓參拾錢	八拾錢	二十里以上參拾圓
	管外	四拾五錢	壹圓五拾錢	壹圓參拾錢	八拾錢	二十里以上參拾圓

一、一等旅費甲額ハ役員、職員、特別議員、幹事及主任技師ニ、乙額ハ其ノ他ノ技師ニ、二等旅費ハ技師地方技師及書記ニ、三等旅費ハ雇員ニ、四等旅費ハ給仕、使丁ニ支給ス但シ事務ノ都合ニ依リ管外出張ト雖管内旅費ヲ支給スルコトアルヘシ

二、鐵道貨及船貨ハ一等旅費ヲ受クルモノハ一等ノ運賃、二等旅費ヲ受クルモノハ二等ノ運賃、三等及四等ノ旅費ヲ受クルモノハ三等運賃ヲ支給ス但シ一等運賃ヲ受クルモノ又ハ二等運賃ヲ受クルモノ其ノ等級ノ設クナキ鐵道又ハ船舶ニ乗シタルトキハ實費ヲ支給ス

三、本會ヨリ官職ヲ有スルモノニ調査又ハ講話等ヲ囑託シタルトキハ其官相當ノ旅費ヲ支給ス

四、移轉料ハ役員、職員、特別議員ニハ支給セズ

五、本表中甲地方トハ大正十三年十月大藏省令第廿八號ニ定ムル地域ヲ謂ヒ乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ

第八條 津市及津市ナ距ル一里未滿ノ地ニ在住スル職員ニシテ總會、評議員會ニ出席シタル時ハ旅費ヲ支給セズ但シ手當トシテ開會日數ニ應シ一日金參圓ヲ支給ス

第九條 在勤地ノ市町村ニ出張シタルトキハ左ノ區分ニ依リ日當ヲ支給ス  
津市内及津市ナ距ル一里未滿ノ市町村

第七條旅費額表一等旅費ヲ受クル者 金 壹圓  
二等旅費ヲ受クル者 金 五拾錢  
三等旅費ヲ受クル者 金 參拾錢  
四等旅費ヲ受クル者 金 貳拾錢

在勤地所在地ニ出張シ宿泊ヲ要シタルトキハ特ニ宿泊料ヲ支給スルコトアルヘシ  
第十條 職員ニシテ農事調査若クハ農事大會等ニ出席ノ爲他府縣ニ出張シタルトキハ打切旅費ヲ支給ス

第十一條 職員(雇員、給仕及使丁ヲ含ム)管内出張ノ場合同一ノ地ニ七日間以上滞在スルトキハ到着ノ翌日ヨリ出発ノ前日迄左ノ日額ヲ支給ス  
幹事 參圓五拾錢 書記 貳圓五拾錢 雇員 壹圓五拾錢 給仕 壹圓  
技師 參圓五拾錢 技手 貳圓五拾錢 使丁 壹圓

第十二條 前各條規程ノ外支給ノ方法ハ三重縣給與規程ヲ準用ス  
第三章 賄費



第十三條 宿直及徹夜勤務ノモノニハ左表ノ賄費ヲ支給ス

- 等級 宿直 徹夜
- 一等 參拾錢 參拾錢
- 二等 拾五錢 貳拾貳錢
- 一等賄費ハ給仕使丁ヲ除クモノニ支給ス

附 則

第十四條 本規程ハ昭和三年四月一日ヨリ施行ス  
第十五條 従前ノ規程ハ昭和三年三月三十一日限之ヲ廢止ス

七、三重縣農會應急指導員設置補助金交付要綱

- 一、本會ハ町村農會ノ設置スル應急指導員ニ對シ本要項ニ據リ補助金ヲ交付ス
- 二、應急指導員トハ正規ノ技術員資格ヲ有セサル者又ハ資格ヲ有スルモ俸給月額四十圓以下ノ者ニシテ町村農會ノ業務ヲ專行スル應急的技術員ヲ謂フ
- 三、應急指導員設置補助金ハ正規技術員ノ設置困難ナリト認メタル場合ニ限り之レヲ交付スルモノトス
- 四、補助額ハ俸給月額ノ二分ノ一以内ニシテ月十圓ヲ超エサルモノトス
- 五、補助金ノ交付ヲ受ケムトスル町村農會長ハ毎年一月三十一日限り(昭和十四年度ハ六月三十日限り)別記第一號様式書類及ビ正規ノ技術員ヲ設置スルコト困難ナル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シタル補助金交付申請書ヲ(郡農會長經由)本會長ニ提出スルモノトス
- 六、應急指導員ヲ設置セムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受ケルコトヲ要ス  
承認申請書ハ俸給額ヲ明記シ履歷書ヲ添へ(郡農會縣農會經由)知事ニ提出スルモノトス
- 七、應急指導員ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル  
(イ) 舊乙種農學校、中學校、青年學校本科(農業科目修得)卒業程度以上ノ學力ヲ有シ農業ノ經驗ヲ有スル者ニシテ年齢二十三才以上、五十才以下ノ者

(ロ) 農業技術員ノ經驗ヲ有スル者

八、前項ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ知事ニ於テ適當ナリト認メラレタルトキハ特ニ農務局長ノ諒解ヲ得テ之レヲ承認セラルコトアルヘシ

九、町村農會長ニ於テ應急指導員ヲ任命又ハ解職シタルトキハ其ノ都度日附、俸給等遲滞アク本會長ニ報告スルコトヲ要ス

- 一〇、應急指導員ハ本會地方技手ニ囑託シ本會トノ事務連絡ヲ圖ルモノトス
- 一一、本會長ハ特ニ必要アリト認ムルトキニ限り前囑託地方技手ニ適當ナル手當ヲ支給スルモノトス
- 一二、補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ別記第二號様式ノ書類ヲ添付シタル精算書ヲ本會長ニ提出スルモノトス
- 一三、補助金ノ交付ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- (イ) 本要項ニ違反シタルトキ
- (ロ) 補助金交付條件又ハ本會ノ指示ニ違反シタルトキ
- (ハ) 事業施行方法不適當ナリト認メタルトキ
- (ニ) 實際支給額カ申請俸給額ニ比シ減少シタルトキ

第一號様式

技術員氏名	職名	俸給額(年額)	業務名及俸給手當	計	備考

第二號様式

技術員氏名	職名	申請俸給額(年額)	實際支給額	備考



八、三重縣農會地方事務員設置要綱

- 一、本會ハ昭和十五年四月一日ヨリ縣下市町村農會ニ地方事務取扱者ヲ囑託勤務セシム
- 二、地方事務員ハ市町村農會長ノ推薦ニ依リ本會ヨリ一市町村一名ヲ限リ囑託ス  
但シ本會ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ二名以上ヲ囑託スルコトアルヘシ
- 三、本會ハ市町村農會ニ對シ本會ノ囑託シタル地方事務員ニ要スル經費（俸給並事務費）トシテ年額百八拾圓以内ノ補助金ヲ交付ス
- 四、市町村農會ハ本會地方事務員ヲ其ノ農會事務員又ハ書記ニ囑託又ハ任命シ前項補助金中ヨリ手當又ハ俸給トシテ月額拾圓以上ヲ支給スルモノトス  
但シ本會ヨリ特ニ支給額ヲ指定シタル場合ハ之ニ據ルモノトス
- 五、地方事務員ハ本會ノ指示アル場合ノ外毎月十日以上其ノ農會ニ出務スルコトヲ要スルモノトス
- 六、地方事務員ハ本會及勤務市町村農會長ノ指揮命令ニ遵フモノトス
- 七、地方事務員ハ其ノ農會肥料配給調整ニ關スル事務及本會ノ指示スル事務ヲ取扱フモノトス
- 八、地方事務員ハ本會ノ承認ヲ得テ勤務農會ヨリ本會補助以外ノ俸給又ハ手當ヲ受ケ其ノ農會ノ一般事務ヲ取扱フコトヲ得ルモノトス
- 九、地方事務員ノ囑託設置ヲ希望スルトキハ其ノ農會長ハ推薦書ニ本人ノ履歷書、戶籍抄本及身體検査證ヲ添ヘ郡農會長ヲ經由シテ本會長ニ提出スルモノトス
- 十、地方事務員ハ毎月ノ勤務日誌ヲ翌月十日迄ニ郡農會ヲ經由シテ（市農會勤務ハ直接）本會ニ提出スルモノトス
- 十一、本會ノ囑託地方事務員ニシテ本要項ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損スル行爲アリト認メタルトキハ直チニ其ノ囑託ヲ解クモノトス

九、三重縣農會特設技術員設置要綱

- 一、本會ハ昭和十五年十一月一日ヨリ米穀出荷管理ニ關スル事務並米麥増産指導等ニ從事セシムル爲市農會ニ技手特定ノ町村農會ニ地方技手ヲ任命又ハ囑託（以下特設技術員ト稱ス）勤務セシム但シ本會地方技手（普通）ノ駐在ナキ（一時的缺員ノ場合ヲ除ク）町  
前項囑託ヲ解キタル者ニ對シテハ市町村農會ハ本會ヨリ交付ヲ受ケル補助金ヲ支給スルコトヲ得サルモノトス
- 二、特設技術員ハ其ノ市町村農會長ノ推薦ニヨリ本會ヨリ任命又ハ囑託ス
- 三、市町村農會ニ勤務ヲ命セラレタル特設技術員ニ對シ其ノ農會ハ技手ヲ命シ俸給其他ノ一切ノ支辨ヲナスモノトス  
前項ノ經費ニ對シ本會ハ年額四百圓以内ノ補助金ヲ交付スルモノトス但シ本會ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ俸給額ヲ指定シ又ハ前記補助額ヲ超エテ交付スルコトアルヘシ
- 四、特設技術員ハ年額二十歳以上五十歳未満（特ニ本會ノ認メタル者ハ此ノ限ニアラス）ニシテ本要項ニ掲グル職務ヲ遂行シ得ル者タルコトヲ要ス
- 五、特設技術員ハ本會及勤務市町村農會長ノ指揮命令ニ從フモノトス
- 六、特設技術員ハ本會ノ承認ヲ得ルニテラサレハ他ノ職務ヲ兼任スルコトヲ得サルモノトス
- 七、特設技術員ノ設置ヲ希望スル農會長ハ推薦書並ニ經費豫算書（俸給ヲ明記シタル）ニ本人ノ履歷書、身元證明書及身體検査書ヲ添ヘ郡農會長（市ハ直接）ヲ經由シテ本會長ニ提出スルモノトス
- 八、特設技術員ハ其ノ勤務日誌ヲ記載シ毎月ノ執務概要ヲ翌月十五日迄ニ郡農會長ヲ經テ（市ハ直接）本會ニ提出スルモノトス
- 九、特設技術員本要綱ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損スル行爲アリタルトキハ直チニ其ノ任命又ハ囑託ヲ解クモノトス  
前項ニ依リ其ノ職ヲ解キタル者ニ對シ市町村農會ハ本會ヨリ交付シタル當該補助金ヲ支給スルコトヲ得サルモノトス
- 十、特設技術員ニ對スル其ノ農會ノ俸給支出額ヲ推薦書ニ添付シタル經費豫算書ニ記載ノ俸給額ト異ナル場合ハ本會ニ於テ特別ノ事由アルモノト認ムルモノノ外交付シタル補助金ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルモノトス

特別技術員推薦書

何 郡何 村何 番地

何

某

生 年 月 日

右貴會地方技手トシテ本農會ニ特設和成度關係書類相添此段推薦候也

年 月 日



縣農會長殿  
添付書類  
一、關係經費豫算書  
一、履歴書  
一、身元證明書  
一、身體検査書

何々農會長

特設技術員關係豫算書

收入	何々農會
本會經費	何々
縣農會補助金	何々
支計	何々
俸給	何々 (月何圓此何ヶ月分)
旅費	何々
諸雜費	何々
計	何々
	何々 消費品費、通信運搬費、何々

〔附記〕、其の他事業執行並に助成に關する諸規程及び要綱は關係事業編中に記載す。

## 第五章 事業

### 第一節 生産的施設

#### 一、耕地整理

本會は夙に耕地整理の必要を認め之れが獎勵に著手したのは明治三十三年で、即ち同年度に於て「石川縣耕地整理事蹟」を購入し之れを各郡市農會に配付して斯業啓發の參考に資し、先づ縣下適當の地を擇び模範耕地整理を行ひ漸次一般に普及する計畫を樹てた。本縣出身者にして當時東京帝國大學農科大學教授の職に在る農業土木の權威者農學士上野英三郎氏に依頼して耕地整理の講話會を開き其の必要なる所以を宣傳し、併せて模範整理の候補地に就いて指導を受けた。同三十四年度には評議員笹井祐助、西村徳藏の二人を石川縣及富山縣に派遣し、耕地整理の既成地に就いて親しく其の實況を視察せしめて參考に資する所があつた。同年度又上野農學士を聘して縣下五ヶ所に講話會を開いた。次で専任技術員を置き其派遣規程を制定し一般の希望に應じて測量設計を爲さしめ或は講話會を開き或は書類調製上の便宜を與ふる爲參考書を配付する等専ら之れが實行獎勵に努めたが、時勢の進運と共に當業者の意志漸く之れに傾き、近き將來に於て縣下可能耕地は全部整理せらるる機運に向つた。即ち明治三十八年度より更に技術員を増設し斯業智識の普及と耕地の整理し得べき箇所、反別及び整理に依りて生ずる利益を調査し今後に於ける施設の方針を定めた。

耕地整理事業が明治四十一年縣に移管さるる迄の規程及び事業經過を掲ぐれば左の通りである。



(一) 耕地整理技術員派遣規程

- 第一條 本會ハ郡市農會長ノ請求ニ依リ耕地整理測量設計ノ爲メ技術員ヲ派遣ス
- 第二條 整理地區ハ三十町歩以上ナルヲ要ス  
但シ天然ノ地區ニシテ他ノ模範トナルヘキモノハ此限リニアラス
- 第三條 郡市農會長技術員ノ派遣ヲ要求スル場合ハ左ノ各號ヲ具スヘシ
  - 一、整理地區及之レニ隣接スル土地
  - 二、整理地區内ニ於ケル土地所有者ノ總數、整理地區ノ總面積及地價總額
  - 三、同意者ノ總數、其所有スル土地ノ總面積及地價總額
  - 四、耕地整理發起者ノ住所氏名
- 第四條 技術員派遣ニ要スル費用ハ本會之レヲ負擔ス
- 第五條 本會ニ於テ技術員派遣ノ通知ヲ爲シタルトキハ郡市農會長ハ左ノ各號ノ準備ヲ爲サシムヘシ
  - 一、製圖及設計ニ要スル家屋 一、助手 一、人夫 一、右ノ外必要ノ器具
- 第六條 耕地整理發起者設計書ヲ受取リタル日ヨリ一箇月以内ニ發起認可申請ノ手續ヲナスヘシ  
前項ノ期間内ニ其手續ヲ爲ササルトキハ測量設計ニ要セシ費用ノ全部ヲ償還セシム

(二) 耕地整理事業の経過

○明治三十四年度(耕地整理設計)

耕地整理設計の爲農學士上野英三郎氏を招聘し左記の各村へ出張夫々指導に當る。

- 八月十九日 安濃郡明合村
- 八月二十三日 度會郡下城田村
- 八月二十五日 桑名郡大山田村
- 八月二十六日 三重郡河原田村
- 八月二十七日 河藝郡栗真村
- 九月五日、六日 度會郡下外城田村

○明治三十五年度(調査地並ニ面積)

- 阿山郡城南村大字木興 六二町〇九二九
- 桑名郡深谷村大字下深谷部 四三、二三一〇

○明治三十六年度(調査地並ニ面積)

- 鈴鹿郡關町大字木崎新所 一一町〇〇一六

○明治三十七年度(調査地並ニ面積)

- 度會郡四郷村大字楠部 一〇〇町七八二〇

○明治三十八年度(調査地並ニ面積)

- 志摩郡甲賀村 三三町八二〇五

- 度會郡西郷村大字鹿海 九二、〇〇〇〇

- 飯南郡花園村大字驛部田 六九、二二一四

○明治三十九年度(調査箇所並ニ面積)

- 基本調査 三〇 六、六五五町六三〇四
- 部分調査 二四 一、九二四、九七二九

○明治四十年度(調査箇所並ニ面積)

- 基本調査 三 一、七四二町〇三〇五
- 部分調査 一一 二、一一一、九一〇三

(三) 耕地整理事業の縣費支辨及び委託

志摩郡鳥羽町大字堅神 三町九五〇三

志摩郡長岡村大字相差 一六、八二〇五

志摩郡濱島村大字南張 一二町四〇二四

三重郡日永村大字六呂見 一五三町八〇一二

河藝郡大里村大字睦合 三二、六二二六

鈴鹿郡川崎村大字田村長明寺 四三、二八六

土地改良調査 五 七四一、一五〇七

工事監督 四 二一八、四八〇二

土地改良調査 二 二、八八八、三〇〇九

工事監督 一〇 四八八、九八二七



本事業經費は明治四十年度より之れを縣費支辨に移し事業の施行を委託されることとなつた。其の命令左の通り  
内五指第四二三號  
三 重 縣 農 會

其農會ニ對シ明治四十年度ニ於テ施行スヘキ本縣耕地整理及土木改良事業ニ關スル調査設計並ニ工事監督ヲ委託ス  
仍テ左記命令書ノ通り心得請書差出スヘシ  
三 重 縣 知 事 有 松 英 義

明治四十年七月二十二日

命 令 書

第一條 耕地整理及土地改良事業ニ對スル經費ハ毎月概算ヲ以テ其月分ヲ交付ス

前項交付金ニ關スル精算書ハ翌月十日迄ニ之レヲ提出シ剩餘金アル時ハ同時ニ之レヲ返納スヘシ

第二條 其會ハ別紙耕地整理及土地改良事業監督規程ヲ遵守スヘシ

第三條 其會ハ耕地整理ニ關スル調査設計ニ就テハ別紙耕地整理基本調査規程及同細則並ニ耕地整理設計調査規程及細則ニ依ルヘシ

(四) 耕地整理及土地改良事業監督規程

第一條 耕地整理及土地改良事業ニ關スル調査設計並ニ工事監督ハ縣農會ニ委託シ之レヲ實行セシム

第二條 縣農會ハ耕地整理及土地改良事業ニ關スル調査及工事監督ニ就テハ總テ縣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ實施ノ方法ハ別ニ定ムル處

ノ規程ニ依ルヘシ

第三條 縣農會ハ耕地整理及土地改良獎勵規程第三條及第五條ニ依ル申請ヲ受理シタルトキ又ハ其ノ事業ノ測量設計ニ着手シタルト

キハ其ノ都度第一號書式ニ依リ之ヲ報告シ且其ノ調査測量設計工事ノ成績ハ其月分ヲ翌月五日マデニ其ノ半年分ヲ三月及九月ノ兩

度ニ第二號書式ニ依リ當廳ニ報告スヘシ

第四條 縣ハ必要ニ應ジ耕地整理及土地改良事業ノ成績ニ就キ臨時報告ヲ徴シ又ハ實施檢査ヲ爲スコトアルヘシ

第 一 號

耕地整理(土地改良)調査(測量設計)申請(着手)ニ付報告

耕地整理(土地改良)地區名	同上	總面積	申請者ノ氏名	申請月日	着手月日	備考

第 二 號

明治 年度 自 月 日 至 月 日 耕地整理及土地改良事業報告

一、基本調査

調査地區所在	地區内總面積	調査終了期間	同上施行期間	調査施行中ニ屬スル終了事項	同上終了豫定期間	記 事
何郡何村大字何々區域						
何郡何町大字何々						
計						

二、設計調査

設計地區所在	地區内總反別	設計終了面積	同上施行期間	設計施行中ニ屬スル終了事項	同上終了豫定期間	記 事
計						



三、工事監督

工事監督地区所在	地区内總面積	工事監督終了面積	同上施行期間	工事監督施行中ニ屬スル終了事項	同上終了豫定期間	記事
計						

右報告候也

縣農會長

知事宛

備考

- 一、記事ノ欄ニハ調査設計及工事監督ノ大要其ノ他必要ノ事項ヲ記入スヘシ
- 一、地形調査土地改良調査等ハ本表様式ニ準據調査スヘシ

(五) 耕地整理基本調査規程

- 第一條 本調査ハ耕地整理施行ニ必要ナル基本計畫ヲ樹ツルヲ以テ目的トス
- 第二條 調査區域ヲ分チテ左ノ七大地區トシ更ニ實地ノ地形ニ應ジ一大地區ヲ數個ノ小區ニ分チ測定ナナスモノトス
  - 第一區 鈴鹿川以北ノ地(員辨郡全部、桑名郡全部、三重郡全部、四日市市全部、鈴鹿郡全部)
  - 第二區 雲出川以北ノ地(鈴鹿郡一部、河養郡全部、安濃郡全部、一志郡一部、津市全部)
  - 第三區 伊賀國全部(阿山郡全部、名賀郡全部)
  - 第四區 福田川以北ノ地(一志郡一部、飯沼郡一部)
  - 第五區 宮川以北ノ地(飯沼郡一部、多氣郡一部、度會郡一部)
  - 第六區 宮川以南ノ地(多氣郡一部、度會郡一部、志摩郡全部)

第七區 紀伊國全部(北牟婁郡全部、南牟婁郡全部)

- 第三條 本調査ハ專ラ現在ノ耕地ニ就キ左ノ事項ヲ測量調査スルモノトス
  - 一、平地地形
    - 一、國縣里道ノ位置性質及農業上ヨリ見タル其適否
    - 一、用水源及用水組織ノ適否並ニ用水路ノ位置、性質及其ノ適否
    - 一、惡水排除法及惡水組織ノ適否並ニ耕地水位ノ變化
  - 一、町村及大字境界
  - 一、土地々目別ニヨル位置
  - 一、沿道地形
  - 一、製圖
- 第四條 前條ノ測量調査ヲ終リタルトキハ將來耕地整理ニ對スル基本計畫ヲ定メ之ヲ現形平面圖ニ設定スルモノトス
- 第五條 前條平面圖ニハ左ノ基本計畫線ヲ設ケルモノトス
  - 一、國縣里道ノ改良又ハ新計畫案
  - 一、用水源、用水組織及用水路改良又ハ新計畫案
  - 一、河流ノ改良案
  - 一、惡水排除法、惡水路ノ改良又ハ新計畫案
- 第六條 本調査ハ耕地整理ニ最モ必要ナル地區ヨリ着手シ漸次全管内ノ耕地ニ就キ調査ナナスモノトス
- 第七條 本調査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

(六) 耕地整理設計調査規程

- 第一條 整理地區ハ自然ノ地勢ニ基キ實施踏査ノ上之ヲ決定ス
- 第二條 整理地區確定シタルトキハ直ニ測量ニ從事スルモノトス
- 第三條 本調査ニ於テハ專ラ現在ノ耕地ニ就キ左ノ事項ヲ測量調査スルモノトス
  - 一、平地地形
    - 一、整理地區及郡市町村字ノ境界
    - 一、土地々目別ニヨル位置
    - 一、沿道地形
    - 一、參考調査
    - 一、製圖
  - 一、道路ノ位置性質及農業上ヨリ見タル適否
  - 一、用水源及用水組織適否並ニ用水路ノ位置性質及適否
  - 一、惡水排除法及惡水組織ノ適否並ニ惡水路ノ位置性質及其適否
  - 一、河流ノ位置性質及流量ノ變化並ニ耕地對水位ノ變化



第四條 前條ノ測量調査ヲ終リタルトキハ計劃ヲ定メ之ヲ平面圖ニ設定スルモノトス  
第五條 前條平面圖ニハ左ノ計畫線ヲ設ケルモノトス

一、道路ノ計畫

一、排水ニ關スル計畫

一、區畫ノ計畫

一、灌溉ニ關スル計畫

一、河流ノ改良計畫

一、附帶工事ノ計畫

第六條 本調査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

(七) 耕地整理認可地區數及面積累年比較

明治三十二年耕地整理法發布後本會の取扱ひたる耕地整理成績を年次別に示せば左の如し

年次	地區數	面積	年次	地區數	面積
明治三十四年	一	一七、七四二 <sup>町</sup> 四 <sup>步</sup>	明治三十八年	一	一〇八、八七二 <sup>町</sup> 三 <sup>步</sup>
三十五年	一	二六、四九一 <sup>町</sup> 八	三十九年	一	七、四二一
三十六年	一	五二、〇九二 <sup>町</sup> 〇	四十年	七	三七八、三六一 <sup>町</sup> 四
三十七年	一	四三、三七二 <sup>町</sup> 六	四十一年	一二	四九五、六七〇 <sup>町</sup> 八

二、稻作の改良

(一) 稻作三大要項の獎勵

本會は稻作の三要項として鹽水選種、短冊形苗代、正條植を獎勵し郡市町村も又直接指導に當りたるも、當時(明

治三十四年)の農家は各級農會の指導に對し實行甚だ緩慢にして容易に其の効果を収むる事が出来なかつた。然るに短冊形苗代の實行如何は害蟲の驅除豫防と密接なる關係を有し一日も忽せに出来ないもので本會は明治三十四年通常總會の決議を経て之が實行に關し知事に建議したが幸に之れを許容せられ、翌三十五年三月廿日縣令を以て實行を命令せられ、次で本會は四月各級農會に對して左記の通牒を發した。

記

本縣下稻田ノ害蟲發生ハ累年夥シク之レガ驅除豫防ニ要スル費用ト被害ノ損失實ニ幾十萬圓ノ巨額ニ達セントス、今ニシテ相當ノ處置ヲナスニ非ンバ遂ニ如何ナル慘狀ヲ呈スルヤ圖リ難シ  
凡ソ害蟲ノ驅除豫防ハ發生ノ初期蔓延未ダ甚シカラザルニ先チ行フニ非ザレバ其效ヲ完フスル能ハザルヲ以テ、苗代期中之レヲ撲滅シ災害ヲ未然ニ防グヨリ急ナルハナシ、而シテ苗代ヲ改良シテ短冊形ニスルハ當ニ害蟲驅除ノミナラス播種施肥ヲ始メ病苗雜草ノ芟除ニ於テモ頗ル便利ナルベシ、本會ハ茲ニ鑑ミ改良苗代ハ縣下舉テ實行ノ義務アルモノトシ曩ニ總會ノ決議ヲ經テ知事ニ建議スル所アリシニ幸ニ之ヲ採用セラレ、三月二十二日縣令第十七號ノ發布ヲ見ルニ至レリ、斯ノ如キハ一般當業者ノ懈怠ニ基因シ從來改良苗代ノ利益ヲ知りツ、モ僅カノ勞力ト出資ヲ吝ミ普ク實行セザルノ結果ニシテ、我農會ノ不面目タルヲ免レズト雖モ亦止ムヲ得ザル事ト信ズ、故ニ此際各級農會ハ協力一致兎ク當業者ヲ督勵シ苗代ノ改良ト害蟲ノ驅除ヲ遺憾ナク實行セシメ、縣令發布ノ趣旨ヲ徹底セシムル様特ニ盡瘁アラン事ヲ切望ノ至リニ不堪候早々不悉

明治三十五年四月二十六日

三重縣農會長

古 莊 嘉 門

(附) 三重縣令第十七號

水稲苗代ハ幅四尺二寸以下ノ短冊形ニ區劃シ各區ノ間ニ八寸以上ノ間隔ヲ存スヘシ、但シ土地ノ狀況ニ依リ知事ノ



認可ヲ得テ形状ノ變更ヲ爲スコトヲ得

本令ニ違フモノハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

明治三十五年三月二十二日

三重縣知事 古 莊 嘉 門

右の縣令は大正十五年六月二十五日縣令第六五號害蟲驅除豫防法細則中左記の通り改正せられた。

第二條 害蟲驅除豫防ノ爲作人ハ水稻苗代マ巾四尺二寸以内(長サ適宜)ノ短冊形ニ區別シ各區ノ間ニ巾八寸以上ノ

間隔ヲ存シ本田ハ正條植トナスベシ

第三條 土地ノ狀況ニ依リ前條ノ事項ヲ履行スルコト能ハザルモノハ豫メ知事ノ認可ヲ受クベシ

右縣令に關しては當業者中不平を唱ふる者多かりしが爾來成績良好で漸次普及を見るに到つた。塩水選、正條植は普及稍々遅れたが農商務大臣の諭達が發せられて以來各級農會は銳意指導獎勵に努めたる結果年々普及増加し、數年後に所期の効果を収むることが出來た。

(二) 稻作三大要項實行成績表

明治三十五年及同三十九年の稻作三大要項實行成績を示せば左の如くである。

郡市名	鹽水選		短冊形苗代		正條植	
	三十五年	三十九年	三十五年	三十九年	三十五年	三十九年
桑名	不詳	七二	一五	一〇〇	五八	六八
員辨	四七	六六	四二	一〇〇	一	一〇〇
三重	八六	八五	六四	一〇〇	一八	九八

郡市名	鹽水選		短冊形苗代		正條植	
	三十五年	三十九年	三十五年	三十九年	三十五年	三十九年
鈴鹿	不詳	八六	二九	一〇〇	三二	一〇〇
河濃	七〇	九四	五八	一〇〇	五〇	一〇〇
安志	八四	九六	九四	一〇〇	〇	九九
一志	六一	九七	八九	一〇〇	一六	一〇〇
飯南	八三	八七	一〇〇	一〇〇	六五	一〇〇
多氣	五一	九六	八九	一〇〇	四九	一〇〇
渡會	五二	九四	八〇	一〇〇	四九	一〇〇
阿山	八六	九六	七一	一〇〇	三三	一〇〇
名賀	七二	八六	七六	一〇〇	八五	一〇〇
志摩	七四	八七	六五	一〇〇	九八	一〇〇
北牟婁	四二	九一	六三	一〇〇	四	八六
南牟婁	五六	九〇	七七	一〇〇	八三	一〇〇
津牟婁	八九	一〇〇	七七	一〇〇	三	七九
四日市	八九	九九	七三	一〇〇	不詳	一〇〇
平均	六八	八九	六九	一〇〇	四二	八三

附記 鹽水選ハ總播種々子石數ニ對スル鹽水選歩合、苗代ハ總苗代反別ニ對スル短冊形苗代ノ歩合

正條植ハ稻作總反別ニ對スル正條植ノ歩合トス

(三) 穀種優良品種購入斡旋

本會は産米の改良を圖らんが爲明治四十年度より技術員を原産地に派遣し、穀種を購入の上實費を以て各郡市農會に



配付した、其數量及原産地は次の通りである。

品 種	數 量		原 産 地
	明治四十年度	明治四十一年度	
神 力	廿四石三斗六升五合	十八石七斗三升五合	兵庫縣揖保郡御津村
錦	四石四斗五升六合	三石九斗九升	一志郡稻葉村
須賀一本	十石九斗	五石一斗三升五合	河藝郡河曲村
竹 成	七石六斗一升	十四石四斗一升八合	三重郡竹永村大字竹成
關 取	四石九斗一升六合	十石七斗一升七合	三重郡菰野村

(四) 採種田の設置

本會は明治四十二年に於て始めて採種田を設置し、水稻原種栽培を行ひ先づ初年度に於て關取、竹成、須賀一本の品種一町歩を總て一本種となし、苗、立毛、刈取等の選別に最も注意を拂ひ、二十石の良種を精選し、澁水選を施し實費を以て各郡市農會に配付した、明治四十二年度採種田設置場所其他左の如し。

品 種	場 所	反 別
竹 成	三重郡竹永村大字竹成字辻之内	壹町貳畝貳拾步
關 取	同郡菰野村大字中菰野字初若、柿内	壹町壹畝貳步
須賀一本	河藝郡河曲村大字須賀字高早川	壹町九畝拾九步

水稻原種栽培明治四十三年以降ノ成績

年 度	品 種 名	採 種 量	品 種 名	採 種 量	品 種 名	採 種 量
明治四十三年度	關 取	一二、九二〇 <sub>石</sub>	竹 成	二〇、六四五 <sub>石</sub>	須賀一本	一七、三七五 <sub>石</sub>
四十四年度	▲	一二、七〇〇	▲	一六、七〇〇	▲	九、四八五
大正元年度	▲	一〇、一二五	▲	四、八八〇	▲	四、六七〇
大正二年度	▲	探早 種害 セノ ズ爲	▲	一〇、九三〇	▲	一四、〇〇〇

其の後採種圃は各郡市に設置せられたが、更に縣農事試験場に原種圃を置き申請に應じて其原種の必要數量を配付し、郡市町村農會直接經營の任に當つて市町村の共同採種圃が全縣下に設置さるゝ事になつた。

(五) 模範共同苗代設置

本會は明治三十六年以降に於て模範共同苗代を各郡に設置した。共同苗代は管理及病蟲害豫防上種々便益あるも農家の共同心薄弱にして容易に實行せられざる爲、當初の獎勵手段として獎勵金を交付して設置を促進した。

共同苗代獎勵規程

- 第一條 本會ハ共同苗代ノ普及ヲ圖ランカ爲郡市農會ニ對シ金貳拾圓ノ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 郡市農會ニ於テ本會ヨリ交付シタル獎勵金ヲ下附スル共同苗代ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニシテ二ヶ所以上ナルコトヲ要ス
- 一、各種ノ栽培ヲナスコト
  - 一、共同採種ヲナスコト
  - 一、共同選種ヲナスコト
  - 一、共同整地ヲナスコト
  - 一、共同管理ヲナスコト
  - 一、十人以上共同スルコト



一、日誌ヲ供フルコト

前項ノ共同苗代ハ位置、反別、共同者及其管理者ノ姓名ヲ記シ郡市農會ニ於テ五月二十日迄ニ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 獎勵金ヲ受クル共同苗代ノ個所ニハ第二條ノ條件ヲ摘記セル標杭ヲ建設セシムヘシ

第四條 郡市農會ハ獎勵金下附ノ共同苗代ニ對シ左記成績表ヲ調製シ十一月十五日限り本會ニ報告スヘシ

附 則

第五條 郡市農會ニ於テ二ヶ所以上ノ共同苗代ニ獎勵金ヲ下付スル事能ハサル場合ハ、本年ニ限り特ニ一ヶ所ト雖モ金拾圓以下ヲ下付スル事ヲ得此場合ニハ本會ニ於テ交付シタル獎勵金ノ殘餘ヲ返納スヘシ

縣下模範共同苗代設置狀況

設置年度	郡市數	箇所數	苗代總反別	共同數
明治三十七年度	一四	一四	五町一反五畝十四步	二四九
三十八年度	一四	二七	九町一反二畝廿六步	四二〇
三十九年度	一三	四〇	十二町八反八畝十步	五八九
四十年度	一五	四一	十七町五反九畝廿四步	六九一
四十一年度	一六	五〇	二十町四反四畝二步	九六〇

(六) 共同苗代品評會

本會は模範共同苗代を設置するの外、各地に共同苗代設置を奨励し、之が進歩發達を促進する爲各郡市農會をして共同苗代品評會を開催せしめ、之れに獎勵金を交附した。但し各郡農會に於ては十人以上一段歩以上の共同苗代八十ヶ所以上市農會にありては拾人以上一段歩以上の共同苗代五ヶ所以上にて品評會を開催したる郡市農會に獎勵金を交

付する事とした。年度別の開催狀況左の如し

○明治四十二年度

郡市	出品點數	共同人員總	反別	郡市	出品點數	共同人員總	反別
郡市	八五	八五七	八八二〇五	郡市	八六	六〇二	六八三〇二
河藝	二八	一、一四	一八二、六〇六	志摩	一二	一二八	一九、七一五
三重	八九	一、〇五二	一三一、〇一八	四日市	一三	一一六	三一、八二〇
安濃	八一	八五三	一七三、二一三	宇治山田	五	五三	五、五〇〇
會	八三	一、二四五	二〇六、〇〇七				

○明治四十三年度

郡市	出品點數	共同人員總	反別	郡市	出品點數	共同人員總	反別
郡市	一一一	一、一三六	一二四、九〇一	郡市	九〇	九七〇	一二五、五〇〇
河藝	一一四	一、八一五	一一二、六〇六	鈴鹿	一七七	一四九〇	三二七、六二八
安濃	九五	八五三	一九五、四一六	志摩	一〇一	七〇五	八二、〇二四
一志	九一	一、一五一	二一五、〇二五	津	一一	一二四	一九、三一六
多氣	一〇九	九八九	一九一、〇一一	四日市	一三	一一六	三三、二〇七
會	九八	一、三七八	二七七、二二七				



○明治四十四年度

郡市	出品點數	共同人員		郡市	出品點數	共同人員	
		總	別			總	別
員辨	一〇一	一、二二八	一四八、六〇八	度會	一九三	一、四七八	二八八、七〇九
三重	一六九	一、二八三	二三四、二二三	名賀	一一五	一、〇五五	一八〇、八二一
鈴鹿	八五	八九〇	一五八、六〇一	志摩	八七	五四三	五九、五〇五
河藝	一一四	二、一七五	一九〇、六二九	津	八	八六	一四、二二七
一志	一三四	一、二三八	二二五、七一〇	四日市	一四	一一六	三三、二〇七
多氣	八六	七二五	一三六、九〇九				

(七) 稻立毛品評會

本會は稻作増収並に米質改良を圖る爲、明治三十六年度より稻立毛品評會を開催した。之れは普通の品評會共進會の如く單に生産品を一場に蒐集して其の優劣を批評するものと趣を異にし、即ち一定の耕種標準を示し、各級農會の系統的組織として其出品を耕種肥培の方法、米質の良否收穫の多少を審議し、其の優劣を判定する方法である。然して當初の計畫は先づ郡市農會に於ける立毛品評會を奨励し其の普及の曉に於て縣品評會を開催する豫定であつたが、明治三十六年度に於ては三重、北牟婁、四日市を除く外各郡市とも開設を見たので明治三十七年一月八日より五日間三重縣會議事堂に於て縣品評會を開催する事を得た。次に其品評會規則、審査例則、耕種標準、並に第一回より第七回に至る品評會開催略表及び第一回審査報告を掲ぐ。

(イ) 稻立毛品評會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ米作ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トシ縣郡市町村農會ニ於テ之ヲ開設ス

第二條 本會ハ町村品評會ノ優等授賞品ヲ以テ郡市品評會ヲ開設シ郡市品評會ノ優等授賞品ヲ以テ縣品評會ヲ開設ス

第三條 本會ハ其開設回数ニ從ヒ第何回何縣郡市品評會ト稱ス

第四條 本會ノ費用ハ開設スル農會ノ負擔トス

第二章 事 務

第五條 本會事務處辦ノ爲メ各級品評會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名、事務長 一名、事務員 若干名、審査長 一名、審査員 若干名

第六條 會長ハ農會長、事務長ハ農會副會長ニ任シ事務員ハ農會役員中ニ就キ會長之ヲ命ス

第七條 審査長及審査員ハ會長之ヲ囑託ス

第八條 會長ハ會務ヲ總理シ事務長以下ノ役員ヲ統督ス

事務長ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌理シ事務員ハ會長又ハ事務長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第九條 審査長ハ會長ノ命ヲ受ケ審査ヲ掌リ審査員ハ會長又ハ審査長ノ命ヲ受ケ審査ニ從事ス

第三章 出 品

第十條 市町村品評會ノ出品ハ一戸一點ニシテ自家ノ耕作ニ係リ其面積ハ前代ニ在リテハ壹畝歩本田ニ在リテハ五畝歩以上トス

第十一條 郡市町村品評會ハ耕作地ニ於テシ縣品評會ノ出品ハ稻株ヲ以テス但稻株ハ十株トシ之ヲ返付モス

第十二條 郡品評會ノ出品ハ町村品評會ニ於テ一、二等ヲ得タルモノトス

第十三條 縣品評會ノ出品ハ郡品評會ニ於テ一、二等ヲ得タルモノ及市品評會ニ於テ一、二等ヲ得タルモノ、内出品總數ノ十分ノ一トス

第十四條 上級品評會ハ設備上必要ニ依リ前二條ノ出品點數ヲ制限スルコトヲ得

第十五條 市町村品評會ノ出品者ハ指定ノ期日迄ニ第一號書式ノ出品届書ヲ提出シ、且豫メ第二號書式ノ説明書ヲ作り審査巡回ノ節

之ヲ提出スヘシ

郡、縣品評會ノ出品ハ出品届書ニ説明書ヲ添付シ第三號書式ノ審査始末書ト共ニ會長ヨリ之ヲ提出スヘシ



第十六條 下級品評會ノ出品期限ハ第一次上級品評會ニ於テ之ヲ指定ス  
第十七條 郡市町村ノ出品地ニハ別記雛形ノ木標ヲ建設シ審査員巡回ノ節ハ出品者自ラ現場ヘ同行スヘシ

第四章 審査

第十八條 出品ハ凡テ之ヲ審査ス

第十九條 審査例則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 苗代本田ノ審査ハ各一回トス、但苗代審査ハ市町村品評會ニ之ヲ止メ縣品評會ニ在リテハ本田ニ代フルニ稻株審査ヲ以テス

第二十一條 出品人ハ審査ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テ若クハ再審査ヲ請求スルコトヲ得ス

第五章 褒賞

第二十二條 出品ノ優等ナルモノニハ左ノ區別ニ依リ各級品評會ニ於テ褒賞ヲ贈與ス

一等 出品總點數ノ十分ノ一以內、二等 同上十分ノ二以內、三等 同上十分ノ三以內

第二十三條 授賞者ハ贈與ノ褒賞ヲ拒ムコトヲ得ス

附則

第二十四條 縣品評會ハ當分ノ内數ケ年日ニ開設スルモノトス

第二十五條 縣品評會ヲ開設セラルトキハ稻株ノ出品ヲ以テ郡品評會ヲ開設スルコトヲ得

第一號書式

出品地	字名	住所	何
反別	稻種名		
月	日	會長	宛
			某印

第二號書式

第四 回何郡市町村稻立毛品評會出品説明書

出品人住所氏名	何 郡(市)町大字何々 何 某
出品地名番作付段別	字何々何番 段畝歩
稻ノ種類	神力(關取)(竹成)
土質	粘土(壤土)(砂土)
乾水田ノ別	乾 田(水田)
地位等級段當地價	二等(一等)段當地價何程
前作物ノ名稱	莖麥(大小稗麥)(蚕豆)
撰種法	鹽水撰(唐箕撰)(水撰)
浸種法及其日數	桶浸(瀾溜水浸)(河水浸)(七日間)(五日間)(十日間)
播種法	三合(四合)(五合)
一坪ノ株數	
苗	代(一坪當リ)
品目	總用原 肥 追肥 代價
堆肥	二、五〇〇 一、五〇〇
餅粕	〇、〇三〇 〇、〇三〇
本	田(一段步當リ)
品目	總用原 肥 追肥 代價
堆肥	一、〇〇、〇〇〇
餅粕	七五、〇〇〇



人		日								期		料	
移	地	出	移	本田施肥		苗代施肥		整地		播	浸	計	人糞尿
植	持	穂	植	追肥	原肥	追肥	原肥	本田	苗代	種	種		
何人	何分	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
何分	何分	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
													1,000
													1,000
													1
												計	乾草
													六,000

夫及除草		日					
除	草	計	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番
何人	何分	何人	何分	何人	何分	何人	何分

備考  
 播種後何々ノ被害云々  
 螟虫發生ニ付燈火誘殺及探卵シタル點火日數、苗代ニアリテハ何月何日ヨリ何月何日迄幾日間、本田ニアリテハ何月何日ヨリ何月何日迄何日間施行シタリ  
 何月何日暴風アリ云々

第三號書式  
 第 回何郡市町村稻立毛品評會審査始末書  
 出品人住所氏名  
 出品 苗代面積  
 本田作付反別  
 審査長  
 審査員

苗	項	日	得	摘	要
一、播種ノ多少及播種ノ精粗					



代 審 査		本 田 審 査						
二、苗ノ熟否大小等ノ適否		一、品種ノ適否米質收穫ノ多少						
三、肥料ノ配合分布		二、穂揃成熟色澤ノ良否						
四、苗代ノ位置廣狹整地ノ精粗 管理區畫ノ適否		三、挿秧ノ適否除草耕耘ノ精粗						
五、播種ノ精粗		四、肥料ノ適否(配合分布)						
六、病蟲害豫防驅除ノ良否		五、病蟲害ノ驅除豫防						
計		六、土地ノ理學的性質						
		七、作付反別ノ多少						
計		計						
合 計		合 計						

注 意  
 一、米質ハ肉眼鑑定ニテハ形狀色澤、器械鑑定ハ摺出歩合及重量ノミニ止メ收穫ノ多少ト坪刈ヲ爲シテ之ヲ知ル  
 一、苗代及本田審査項目ニ關スル情況ハ審査ノ際成ルヘク詳細ニ摘要欄ニ記入スヘシ

第 四 回 縣 郡 市 町  
 村 稻 立 毛 品 評 會  
 何 郡 町 村 出 品 地

(ロ) 稻立毛品評會審査例則

審査ハ苗代本田ノ二種ニ分チ苗代ハ二百點本田ハ四百點合計六百點ヲ以テ滿點トナス其總點數ノ多寡ニ依リ優劣ヲ定ム

第一 苗代審査例則

- 一、播種ノ多少及播種ノ精粗ヲ査ヘ五十點ヲ滿點トス
  - 二、苗ノ熟否大小適否ヲ査ヘ五十點ヲ滿點トス
  - 三、肥料ノ配合分布ノ如何ヲ査ヘ三十點ヲ滿點トス
  - 四、苗代ノ位置廣狹整地ノ精粗管理區畫ノ適否ヲ査ヘ三十點ヲ滿點トス
  - 五、播種ノ精粗ヲ査ヘ二十點ヲ滿點トス
  - 六、病蟲害豫防驅除ノ精粗ヲ査ヘ二十點ヲ滿點トス
- 以上ノ審査ハ移植凡ソ十日目前ニ於テ之レヲ行フ

第二 本田審査例則

- 一、品種ノ適否米質ノ如何收穫ノ多少ヲ査シ二百點ヲ滿點トス
- 二、穂揃成熟色澤ノ良否ヲ査ヘ四十點ヲ滿點トス
- 三、挿秧ノ適否除草耕耘ノ精粗ヲ檢シ四十點ヲ滿點トス
- 四、肥料ノ適否(配合分布等)如何ヲ鑑シ四十點ヲ滿點トス
- 五、病蟲害驅除豫防ノ精粗ヲ檢シ三十點ヲ滿點トス
- 六、土地ノ理學的性質ヲ査ヘ最モ不良ナル土地ニ三十點ヲ付シ滿點トス



七、作付反別ノ多少ヲ査ヘ二十點ヲ滿點トス  
以上ノ審査ハ凡テ成熟ノ頃ニ於テ之レヲ行フ

第三 稻株審査例則

一、苗代及本田ノ審査成績ヲ参照シ現品ノ優劣ヲ判定シ最優等ニ四百點ヲ付シ苗代ノ滿點ヲ二百點ト共ニ六百點ヲ以テ滿點トス

(ハ) 稻立毛品評會耕種標準

- 一、稻ノ種類ハ梗糯ニ係ラズ其地方ニ恰適セル良質多穫ノモノヲ撰ブベシ
- 一、撰種ハ鹽水若クハ苦鹽汁撰トシ梗ニアリテハ比重一、一三糯ハ同一、〇八ノ溶液ヲ用ユベシ
- 一、浸種ハ清水ニ於テシ其日數六日乃至七日間トシ之レヲ揚播スベシ
- 一、苗代ノ形狀ハ幅四尺二寸以下長サ適宜ノ短冊形ニ造リ其間ニ八寸以上ノ溝路ヲ設クベシ
- 一、播種量ハ苗床一坪ニ付三合乃至四合ノ割合トス
- 一、苗代肥料ハ人糞尿草木灰過磷酸石灰其他ノ速効肥料ヲ原肥トシ特別ノ場合ノ外ハ追肥ヲ施スベカラズ
- 一、苗代ノ灌溉ハ播種後二週間位ハ風雨寒冷ノ時ニアラザレバ日中成ルベク排水シテ温氣ヲ受ケシメ、夕刻灌水スベキハ勿論苗生長ノ盛時ト雖モ常ニ深水ヲ張ルベカラズ
- 一、苗代期中ハ害虫ヲ防除シ殊ニ螟蟲ハ卵塊摘採、點火誘殺、浮塵子ハ注油驅除、捕蟲網拘殺等ヲナシ、其他病苗雜草ヲ拔採燒棄スル等管理周到ナルヲ要ス
- 一、本田一反歩ニ移植スベキ苗量ハ苗床十坪ヲ標準トスベシ
- 一、本田移植ハ繩張又ハ定木植ヲ以テシ株間八寸乃至一尺一株苗數早稻五六本、中稻四五本、晚稻三四本トシ成ルベク淺植スベシ、但シ土地、地味、種類等ニ依リ加減スルヲ要ス
- 一、本田肥料ハ地方ニ依リ差違アレドモ主ニ原肥トシ追肥ヲ施ス場合ハ餘リ後期ニ亙ルベカラズ
- 一、除草ハ三回以上トシ晴天日中ニ行フヲ宜シトス但シ粘濕地、氣候冷涼ノ際ハ後期ニ亙ラザル限リ回数ヲ増加スベシ
- 一、本田ノ灌溉ハ淺キヲ要トシ時々排水シテ温氣ヲ受ケシメ開花收り成熟期ニ達セバ全ク用水ヲ排除スベシ
- 一、病虫害發生セバ苗代時ト同ジク相當防除スベシ

一、稻禾過半黃熟スルニ至レバ直ニ刈取ルベシ  
一、稻禾ハ稻架掛其他便宜ノ方法ヲ以テ穂先ヲ水ニ浸ササル様充分乾燥セシムベシ

(ニ) 稻立毛品評會年次別成績

回数	開設年度	褒賞授與式	出品總數	授賞			計數
				一等	二等	三等	
第一回	明治三十六年 一月十七日	明治三十七年 一月十七日	四一八	四〇	七三	一三三	二四五
第二回	三十八年 一月十六日	三十九年 一月十六日	四一六	四〇	七三	一六五	二七八
第三回	三十九年 二月二十五日	四十年 二月二十五日	三一四	一五	二九	一〇〇	一四四
第四回	四十年 一月十六日	四十一年 一月十六日	六五三	二〇	四〇	一五〇	二一〇
第五回	四十一年 一月十六日	四十二年 一月十六日	八三七	二〇	四〇	一〇〇	一六〇
第六回	四十二年 二月六日	四十三年 二月六日	五四六	二〇	四〇	一四〇	二〇〇
第七回	四十三年 二月七日	四十四年 二月七日	七四一	二〇	四〇	一八七	二四七

審査報告

三重縣農會第一回稻立毛品評會出品ノ審査完了シ、本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉ゲラル不肖又次郎之ヲ審査長ニ承ケ茲ニ授賞ヲ嘉請スルヲ得タルハ誠ニ光榮トスル所ナリ



抑モ本會ノ組織タル普通ノ品評會共進會等ト其類ナ異ニシ播種、挿秧、肥培ノ如何ヨリ收穫物ノ優劣ニ到ル迄各級農會系統のニ審議  
 撰拔シテ出品セラレタルモノナルヲ以テ、從來往々認ムル處ノ出品物ヲ虛飾スルガ如キ弊習ハ必無ノ事ニシテ其効果ノ著シキ案ヨリ  
 其處ナルベキヲ信ズ、而シテ本會出品物ヲ審査スルニ當業者ノ精勵ヲ以テ耕種肥培ニ周到ノ注意ヲ加ヘタルノ蹟歴々トシテ觀ルルベキ  
 ノ良品ニ乏シカラズト雖モ未ダ全ク缺點ナキ能ハザルハ遺憾トス、其詳細ナル批評ニ到リテハ既ニ各郡市町村農會審査長ニ於テ試ミ  
 ラレタルコトナルベキヲ以テ茲ニ再說スルノ要ナシト雖モ、今回ノ出品物ニ就キ鑑査シタル處ニ據リ其概況ヲ述ブレバ一般ノ總捕ハ  
 阿山郡ニ良好ノモノ多ク飯南、名賀之レニ強キ度會、南牟婁、志摩、鈴鹿等ノ各郡出品ハ比較的不良ノモノ多ク認メラレタリ  
 色澤ハ阿山、飯南、員辨、河藝等比較的良好ノモノ多ク多氣、志摩等概シテ不良ナリ、充實ハ飯南、阿山、一志等比較的改良ノモノ多ク  
 度會、志摩、多氣等優等ノモノニ乏シク一般ニ晚熟種ハ然ラザル品種ニ比シ充實不良ノ傾向ヲ示セリ、之レ成熟期ニ於ケル天候ノ變  
 ハ少ナクモ此ノ現象ヲ誘引シタル一因ニ非ラザルカ又病虫害防除ノ如キモ未ダ以テ充分ナル効績ヲ認メ難シ  
 粟ト稗トノ歩合出品全數ノ平均ハ粟一〇〇ニ對シ稗八八ニシテ其優良ナルモノハ粟一〇〇ニ對シ稗一一八ナルニ對シ下劣ナルモノハ  
 稗四七ニ過ギズ志摩、飯南、多氣、鈴鹿、安濃、南牟婁等優良ノモノニ乏シク草出來ノ傾アリ  
 穀子ノ整齊歩合ノ如キ各郡市別出品ノ平均ニ依リテ之レヲ見ルニ上位ニ在ルモノ阿山、河藝、一志等ノ凡ソ七割 分ナルニ對シ員辨  
 安濃ノ如キ六割四分ヲ算セリ、全出品中ノ最高歩合ハ九割六分ニシテ舉ゲテ此ノ率ニ達セントスル前途尙奮勵セザルベカラズ、況ンヤ  
 是等比率以上ナキ、品質ノ點ニ於ケル阿山郡ノ出品ハ他郡市ノ出品ニ對シ一頭地ヲ技キ其品種ノ如キモ能ク調ヒタリト雖モ同郡以外  
 ノ出品ハ概シテ優良ノモノ多カラズ且其品種モ雜駁ナリ、又或ル一株中異品種ヲ混同シ爲メニ其品位ヲ損スルモノアルガ如キ明カニ  
 擇種法ノ周到ナラザルヲ證明セリ  
 要スルニ以上述アル處ノ缺點ハ播種肥培ノ方法澆排水ノ注意及病虫害防除ノコト等人爲的ノ操作未ダ其精ナ得ザルニ起因スルモノト  
 謂ハザルベカラズ、而モ之レ其出品物ニ對スル概評ニ過ギズ優等者モ亦以テ安ンズベキニアラズ斯業ノ前途尙遠達ナリ、當業者タル  
 モノ將來益々着實ナル改良ヲ種藝ノ上ニ加ヘ努力奮勵センコトヲ切望ス  
 審査ノ概評夫レ斯ノ如シ、而シテ更ニ出品四百十有七點ニ就キ再審査シ優等ノモノ二百四十點ヲ撰拔授賞シテ既ニ閣下ノ裁定ヲ經  
 タリ乃チ茲ニ審査ノ大要ヲ報告シ授賞授與アランコトヲ稟請ス  
 明治三十七年一月十七日  
 三重縣農會第一回稻立毛品評會 審査長 從六位 足立丈次郎

(八) 稻作增收品評會

稻立毛品評會に引續き稻作增收品評會を大正三年度より開催する事となり左の規程を定めて着手した。

(イ) 稻作增收品評會規程

- 第一章 目的
  - 第一條 本會稻作ノ改良發達ヲ圖リ優良産米ヲ增收スルヲ以テ目的トス
- 第二章 出品
  - 第二條 出品ハ本會規定ノ稻作增收品評會規程標準ニ準據シ各郡市ニ於テ開催シタル品評會ニ出品シタルモノ、内ヨリ郡市農會長之ヲ撰拔ス
  - 前項ノ品評會ヲ開催セサル郡市ノ各町村及市農會ハ出品者ヨリ第一號樣式ノ出品願ニ第二號樣式ニ依ル栽培管理法ヲ徵シ九月二十日迄ニ町村農會ハ郡農會ヲ經テ市農會ハ直ニ縣農會ニ差出スヘシ
  - 第三條 出品田ハ一人一ヶ所トシ一ヶ所五畝歩以上トス
  - 第四條 出品田栽培ノ稻品種ハ神刀關取竹成錦及各系統ニ屬スルモノトス
  - 第五條 出品田ハ栽培管理ニ就テハ縣郡市町村農會技術員ノ指導ヲ誠實ニ受クルモノトス
- 第三章 審査
  - 第六條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ異議ノ申立ナナスコトヲ得ス
  - 第七條 出品ノ價值ナキモノト認ムルトキハ審査セサルコトアルヘシ
  - 第八條 出品田ノ坪刈及拔取シタル稻株ニ依リテ收量及米質ヲ審査ス但シ必要ト認ムル場合ハ出品稻田全部ノ實收ヲ調査ス
  - 第九條 審査供用ノ稻ハ返還セス
  - 第十條 出品地ノ審査ニ要スル夫役ハ出品人ノ負擔トス
- 第四章 授賞
  - 第十一條 成績優良ノモノニハ左ノ等級ニ依リ賞金ヲ授與ス
    - 特等 賞金五拾圓
    - 一等 賞金貳拾五圓
    - 二等 賞金五圓
    - 三等 賞金參圓



第十二條 出品人ハ褒賞ノ授納ヲ拒ムコトヲ得ス  
第一號様式

所在地	田等級	反別	栽培品種	刈取豫定期	前作物	作人氏名
-----	-----	----	------	-------	-----	------

右別紙栽培管理法ヲ添へ出品許可御願候也

年 月 日

郡市町村大字 何

某印

三重縣農會長宛

注意 刈取豫定期ハ可成實際ト符合スヘク考慮ノ上記入スヘシ

第二號様式

稻作増収品評會出品田耕種管理法説明書

代	苗	項目	説明
管理ノ概要	播種期	本	移植期
	播種量		
	肥料ノ種類及 用種量 施肥期	一株ノ本數	肥料ノ種類用 量及施肥期
		田	除草回数及方 法管理ノ概要

年 月 日

郡市町村大字 作人 氏

名 印

(ロ) 稻作増収品評會規程標準

第一章 目的

第一條 本會ハ稻作ノ改良發達ヲ圖リ優良ノ産米ヲ増收スルヲ以テ目的トス

第二章 出品

第二條 出品セントスル者ハ第一號様式ノ出品願ニ第二號様式ニ依ル栽培管理法ヲ添へ三月五日迄ニ市ニアリテハ市農會長ニ町村ニ

アリテハ町村農會長ニ差出スベシ

第三條 町村農會長ハ三月十五日迄ニ第三號様式ニ依リ前條ノ願書及栽培管理法ヲ添へテ郡農會長ニ提出スベシ

第四條 郡農會長ハ町村出品點數配當表市農會長ハ出品點數ヲ定メ之ヲ參酌シテ出品許可ヲ郡農會長ハ町村農會長ニ市農會長ハ本人

ニ通知ス

第五條 出品田ハ一人一箇所トシ五畝步以上トス

第六條 出品田栽培ノ稻品種ハ神力關取竹成錦及各其ノ系統ニ屬スルモノトス

第七條 立毛ニ就キ出品ノ價値ナキモノト認定スルトキハ出品許可ヲ取消スコトアルベシ

第八條 出品田ニハ第四號様式ノ木標ヲ建ツベシ

第九條 出品田ノ栽培管理ニ就テハ郡市町村農會技術員ノ指導ヲ誠實ニ受クルモノトス

第三章 審査

第十條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ズ

第十一條 出品田ハ坪刈及拔取りタル稻株ニ依リ収量及米質ヲ審査ス

第十二條 審査供用ノ稻ハ審査終了後賣却シ其ノ代金ヲ返還ス

第四章 褒賞



第十三條 成績優等ニシテ一等ヨリ三等ニ該當ノモノニハ褒賞四等ニハ褒狀ヲ授與ス  
第十四條 出品人ハ褒賞ノ受納ヲ拒ムコトヲ得ズ  
第一號樣式 稻作増收品評會出品願

所 在 地 大 字 地 番	地位等級	反 別	栽培品種	刈取豫定時期	前作物	作 人
---------------------------------	------	--------	------	--------	-----	--------

右別紙栽培管理法ヲ添へ出品許可御願候也

年 月 日  
郡市農會長宛

市町村大字

何

某

第二號樣式 稻作増收品評會出品田耕種管理法説明書

本 代 苗	項 目	說 明
一 坪 ノ 株 數	播 種 期 播 種 量 肥 料 ノ 種 類 及 用 量 施 肥 期 管 理 ノ 概 要 移 植 期	

年 月 日	郡市町村大字	作 人 氏 名
田	一 坪 ノ 本 數 肥 料 ノ 種 類 用 量 及 施 肥 期 除 草 回 數 及 方 法 管 理 ノ 概 要	

第三號樣式 稻作増收品評會出品願書提出ノ件

所 在 地 大 字 地 番	地位等級	反 別	栽培品種	刈取豫定時期	前作物	町村名	作 人
---------------------------------	------	--------	------	--------	-----	-----	--------

右之通出品願出候ニ付御送付候也

年 月 日  
郡農會長宛

町村農會長

第四號樣式

何郡市農會稻作増收品評會出品田 何町村大字 地番 一田反別 品種 作人 何 某
---



(ハ) 稻作増収品評會審査例規

- 第一條 審査ハ米質収量ノ二種ニ就キ行フ
- 第二條 審査ハ左記點表ニ依リ黃熟期ニ刈リ採リタルモノニ就キ行フ  
米質 五十點 收量 百五十點
- 第三條 收量審査ハ左ノ坪刈法ニ依ルモノトス



圖ノ如ク正條植ヲ行ヘル田地ニ就テ坪刈ヲ施サンニハ、先テ株ト株トノ中間ニ於テ甲點ヨリ乙點マテ直線ニ寸尺ヲ取リ(直線ノ長短ハ適宜)又甲點ヨリ直線ニ丙點マテ寸尺ヲ計リ(但シ同上)次テ乙點ヨリ直線ニ丁點マテ甲丙ト同長ノ直線即チ乙丁ヲ取ルモシ則チ甲乙丙丁ナル長方形ノ區畫ヲ得ルナリ  
今假リニ甲乙ノ距離ヲ八尺四寸トシ甲丙ノ長サヲ六尺三寸トセバ左式ニ示ス如ク其步數ハ一・四七ナリ而シテ此步數ニ収量三升二合三勺四オアリトセバ即チ六尺四方一坪ノ収量ハ正ニ二升二合ナリ

甲乙線ノ尺數 甲丙線ノ尺數 甲乙丙丁ナル長方形ノ尺坪數  
 $8.4 \times 6.3 = 52.92$

長方形ノ尺坪數 六尺四方一坪ノ尺坪數 長方形ノ步數  
 $52.92 \div 36 = 1.47$

長方形ノ収量 長方形ノ步數 一步ノ収量  
 $3,234 \div 1.47 = 2,192$

- 第四條 坪刈及調製ハ總テ郡市農會ニ於テ之ヲ行フ
- 第五條 審査ニ供用スベキ稻ハ便宜ノ個所ニ於テ拔キ落シ一定ノ容器ニ納メテ速カニ郡市農會指定ノ場所ニ運搬シ乾燥シ其他一定ノ取扱ヲナシ審査スベシ
- 第六條 審査長ハ出品町村ノ氣候土質並ニ出品品種ヲ參酌シテ等級ヲ定ムベシ

(ニ) 稻作増収品評會開催一覽及其の成績

回数	開設年度	發賞授與式	特等					賞					計
			一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	
第一回	大正三年	大正四年一月十四日	一	四	三五	一七二							二二二
第二回	四年	二年五月十五日		一	二二	一九四							二二九
第三回	五年	四月二十六日	三	四	一八	一八八							二二三
第四回	六年	四月十七日	一	六	一六	一六三							一八六
第五回	七年	五月八日		四	二二	一八四							二二〇
第六回	八年	一月十五日		一	二	五							二二六
第七回	九年	一月二十四日		一	二	五							二一八
第八回	十年	四月十一日		一	二	五							一五四
第九回	十一年	一月二十日		一	二	七							一四〇
第十回	十二年	四月十七日		一	三	四							九五



第十一回	十三年	一月十四日	一	二	七	一七	五二	七九
------	-----	-------	---	---	---	----	----	----

○第一回(大正三年)

收量成績  
 四石五斗以上 ○ 四石以上 四 三石五斗以上 一四 三石以上 二二

特等賞 一名

錦 四石四斗四升六合二勺 阿山郡府中村 森川鐵次郎

一等賞 四名

錦 西石一斗二升一合九勺 阿山郡山田村 古川猪之助

竹成 四石八升五合九勺 員辨郡稻部村 中村國松

神力 四石四升四合六勺 桑名郡野代村 松田力太郎

關取 三石八斗七升八勺 阿山郡東祐植村 山本喜左衛門

○第二回(大正四年)

四石五斗以上 ○ 四石以上 三 三石五斗以上 三 三石以上 一九

一等賞 三名

關取 四石三斗一升七合 阿山郡府中村 森川鐵次郎

四石二升七合 同郡同村 稻森熊次郎

四石七升七合 同郡島ヶ原村 大谷増男

○第三回(大正五年)

四石五斗以上 三 四石以上 四 三石五斗以上 一四 三石以上 四

特等賞 三名

神力 四石九斗七升九合 安濃郡藤水村 市川兼吉

錦 四石九斗三升四合 阿山郡府中村 森川鐵次郎

神力 四石八斗六升四合 安濃郡藤水村 飯田宗治郎

一等賞 四名

關取 四石三斗一升 阿山郡島ヶ原村 大谷増男

神力 四石一斗九升一合 河藝郡榮村 池田佐七

錦 四石一斗二升四合 阿山郡山田村 惠寶猪代松

關取 四石五升七合 員辨郡七和村 伊藤小吉

○第四回(大正六年)

四石五斗以上 一 四石以上 二 三石五斗以上 五 三石以上 一〇

特等賞 一名

關取 四石七斗九升七合 阿山郡島ヶ原村 大谷増男

一等賞 五名

神力 四石一斗五升三合 名賀郡瀧川村 辻本梅石

關取 四石一升五合 阿山郡府中村 稻森熊次郎



神力 三石九斗六升九合 三重郡八郷村 春日部儀平  
 關取 三石九斗四升五合 阿山郡玉瀧村 奥末一郎  
 神力 三石八斗四升八合 安濃郡藤水村 市川兼吉

○第五回(大正七年)

四石五斗以上 〇 四石以上 四 三石五斗以上 九 三石以上 一三

一等賞 四名

關取 四石二斗七升三合 阿山郡府中村 宮本彌左衛門  
 同 四石一斗三升四合 同 郡玉瀧村 岩島寅治郎  
 同 四石八升七合 同 郡同村 奥末一郎  
 神力 四石五升六合 安濃郡藤水村 市川兼吉

○第六回(大正八年)

四石五斗以上 二 四石以上 一五 三石五斗以上 八八 三石以上 一一一

一等賞 一名

神力 四石九斗三升四合 名賀郡瀧川村 吉田佐兵衛

○第七回(大正九年)

四石五斗以上 二 四石以上 一九 三石五斗以上 五八 三石以上 一三九

一等賞 一名

神力 四石九斗八升二合 安濃郡藤水村 市川兼吉

○第八回(大正十年)

四石五斗以上 〇 四石以上 二 三石五斗以上 一二 三石以上 五四

一等賞 一名

關取 四石二斗四升五合 阿山郡玉瀧村 岩島寅治郎

○第九回(大正十一年)

四石五斗以上 四 四石以上 一八 三石五斗以上 七一 三石以上 四七

一等賞 一名

横田 四石八斗六升八合 河藝郡黒田村 鈴木源一郎

○第十回(大正十二年)

四石五斗以上 〇 四石以上 〇 三石五斗以上 七 三石以上 五二

一等賞 一名

横田 三石九斗八升二合 河藝郡黒田村 岡庄三郎

○第十一回(大正十三年)

四石五斗以上 五 四石以上 二〇 三石五斗以上 四〇 三石以上 五一

一等賞 一名

神力 五石一斗 安濃郡藤水村 伊藤源吉

(審査報告)

三重縣農會第一回稻作増收品評會審査終了シ本日ヲ以テ褒賞授與式ヲ舉ゲラル、助一乏ヲ審査長ニ承ケ審査員諸子ノ熱心ナル助力ニ



依り茲ニ審査ノ概評ヲ述ベ併セテ褒賞ノ授與ヲ稟請スルニ至リタルハ洵ニ光榮トスル所ナリ

抑モ今回ノ出品ハ南北牟婁及宇治山田ノ二郡一市ヲ除ク外全縣下ニ互リ審査ハ所定ノ例則ニ依リ、第一次ヲ郡市農會ニ依托シ其ノ選  
拔ニ係ル五十九點ニ就キ現地ニ臨ミ各種ノ事項ヲ調査シ、殊ニ收量ハ其正確ナ期セシメ各出品田毎ニ三ヶ所六十株以上ノ坪刈ヲ  
行ヒ特ニ多收ヲ示シタルモノニアリテハ更ニ數畝歩ヲ刈採リ何レモ同一ノ方法ニ依リ乾燥、調製ヲ行ヒ以テ玄米ノ多少米質ノ良否ヲ  
審査シ其ノ優劣ヲ判定セリ今此ノ成績ニ基キ郡市選拔、五十九點ニ對シ概評ヲ述ブレバ左ノ如シ

一、耕鋤ノ深淺 五十九點中五寸以上ニ耕鋤シタルモノ四十二點、五寸ニ達セザルモノ十七點ニシテ概シテ深耕ニ意ヲ用ヒタ  
ルガ如キモ尙稀ニハ三寸ニ充タザルモノアリ、而シテ收量調査ノ成績ハ明確ニ深耕ノ利ナルコトヲ示シ耕鋤ノ深淺ガ收獲ニ及ボス  
影響ノ如何ニ大ナルカヲ證セリ

一、土質灌排水及其他ノ狀態 出品田ノ土質ハ粘土、粘質壤土、壤土、砂質壤土腐植質壤土等種々アリニ概シテ地味良好ナルヲ認  
メタリ而シテ粘質壤土ノモノ砂質地ニ比シ概シテ多收ヲ示セリ、灌排水、受光、通風等ハ概シテ可良ニシテ甚シキ缺點アルモノナ  
認メズト雖モ此等ノ狀態ノ良否ガ收獲上著シキ影響ヲ及ボスモノナルコト今回ノ成績ニ依リ一層其感ヲ深甚ナラシメタリ、而シテ  
土質及其他ノ狀態ハ主トシテ天然ノ然ラシムル所ナルベシト雖モ人爲ヲ以テ改善スルノ途亦決レテ少カラズ將來一層ノ努力ヲ望ム

一、品種 出品品種ハ神力最モ多ク錦、竹成之レニ次ギ關取最モ少シ、而シテ今回ハ以上ノ四種若クハ是等ノ系統ニ屬スルモノ  
ニ限定セラレタルヲ敢テ雜駁ナリト云フベカラズト雖モ、各種名同ジクシテ實質ノ異ナルモノアリテ産米ノ統一上遺憾少カラザル  
モノヲ認メタリ將來宜シク採種ノ方法ニ注意シ一段ノ改良ヲ要ス

一、植付ノ疎密 植付ハ五十九點平均一坪ニ對シ五十二株強ニシテ過度ナリト認ムレドモ其ノ最モ密ナルハ一坪ニ對シ八十七株  
ニシテ最モ疎ナルハ三十五株ナリ、素ヨリ土質其他ニ依リ多少斟酌ヲ要スト雖モ疎密其度ニ過グレバ共ニ決シテ適當ナリト云フ能  
ハズ而シテ今回ノ成績ニ依リ之レヲ觀ルニ一株ノ苗數少クシテ稍密ナルモノ比較的良好成績ヲ示セリ

一、收量 玄米收量ノ最モ多カリシハ阿山郡ニ於ケル錦種一反步當四石四斗四升六合ニシテ、遂ニ五石ニ達スルモノヲ出サザリ  
シノミナラズ其ノ漸ク四石以上ノ收獲ヲ舉ゲタルモノ僅カニ四點ヲ數フルニ過ギズ、且品種別ニ之レヲ觀察スルニ神力平均三石三  
斗八升八合、竹成三石五斗二升七合、錦三石四斗五升、關取三石一斗七升二合ニシテ多産ノ特性ヲ有スル神力ニシテ反テ錦、竹成  
ニ劣レルノ成績ヲ示セリ、蓋シ其ノ因テ來ル所種々アルベシト雖モ出品者中豫メ耕種肥培ノ注意ヲ缺キ植付後ニ至リ漸ク多收ヲ得  
シガ爲其ノ土質ト品種特性トヲ鑑ミルコトナク補肥ノ濫施ヲ行ヒ、徒ニ莖葉繁茂シ充實不良ノ結果ニ陥ラシメタル者鮮カラザリシ

ハ其ノ一因タルベシ、只晩生種ノ比較的不良ナリシハ秋季氣象ガ其ノ發熱ヲ害シタル感ナキニ非ズト雖モ更ニ大ナル當業者ノ反省  
ヲ望マザルベカラズ

一、米質 關取、竹成ノ兩種中ニハ品質ノ見ルベキモノ稍多シト雖モ神力、錦ノ二種ニハ比較的不良ノモノアリ、而シテ一般ニ  
粒形色澤不齊ニシテ爲ニ大ニ品位ヲ墜シタルモノ多キ觀アリシハ、蓋シ採種上ノ注意ヲ缺ク所アリシト選種肥培ニ尙周到ナ缺キタ  
ルニ基クモノト云フ可シ將來注意ヲ望ム

要之以上ノ成績ハ普通栽培ノモノニ比シ稍々優ル所ナリト雖モ本縣ノ風土ニ對シ決シテ満足ノ域ニ達シタルモノト云フ可ラズ、尙研  
究ノ餘地頗ル大ナリ宜シク前述ノ各項ニ鑑ミ次回ニ於テ一段ノ進歩發展ヲ期スル様當業者ノ奮勵ヲ切望ス、審査ノ概要斯クノ如シ而  
シテ出品中優良ナルモノ二百十二點ヲ選拔シ之ヲ四階級ニ分チ、一點ヲ特等ニ四點ヲ一等ニ三十五點ヲ二等ニ百七十二點ヲ三等ニ概  
シ既ニ閣下ノ裁定ヲ經タリ希クハ褒賞授與アラントナ

大正四年一月十四日

審査長 三重縣技師 宮 川 助 一、

(九) 稻作多收穫經營競技會

此競技會は從來の品評會共進會とは其趣を異にし、自家で三年以上繼續耕作せる田地七反歩以上を出品田として其  
經營並に耕種法及び收量品質を審査するものであるから、農家の米作經營の實力を知ることが出来るのである。本會  
は昭和四年度より昭和六年に至る迄三回開催した、其の審査要項及び成績概要を掲ぐれば左の如くである。

(イ) 出品方法並審査要項

- 一、三重縣農會主催三重縣稻作多收穫經營競技會ノ出品並審査ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ
- 二、出品面積ハ自己ノ三年以上繼續耕作セル田地七反歩以上トシ左記事項ヲ具シテ四月二十日迄ニ其郡市農會ニ提出シ承認ヲ受ケル  
モノトス
- 郡市農會ニアリテハ其郡市ノ出品配當數ニ應ジテ適當ト認ムルモノヲ決定シ四月末日迄ニ本會ニ提出スルモノトス
- イ、出品者ノ住所氏名
- ロ、出品田ノ位置略圖、過去耕作年數(各筆ノ地番面積記入)



ハ、出品田栽培ノ品種名及其收穫豫定期日  
 三、郡市農會ニ於テ承認ヲ經タル出品者ハ左記各項ニ注意スルコト  
 イ、出品田ハ總テ縱横共成ルベク正確ナル正條植トスルコト  
 ロ、出品田ノ作付品種ハ三品種以內トス、但シ同一時期ニ收穫シ得ル品種ハステ一品種ト見做ス  
 ハ、出品人ノ經營スル米作全部ニ對スル努力、肥料、其他一切ノ事項ハ所定ノ様式ニ則リ施行シタル事實ヲ正確ニ記録スルコト  
 (注意) 記録ニ要スル勞費ヲ補助スル爲本會又ハ郡市農會ヨリ若干ノ手當金ヲ支給ス、但シ記録ノ不備ナルモノ又ハ記録ニ虛偽アリト認めタルモノハ出品ヲ取消スコトアルベシ

四、各郡市ノ出品配當數ヲ左ノ如ク定ム  
 桑名 三 員辨 四 三重 六 鈴鹿 四 河藝 六 安濃 三 一志 六 飯南 五 多氣 三  
 度會 六 阿山 六 名賀 四 志摩 二 北牟婁 一 南牟婁 二 津 一 四日市 一 宇治山田 一  
 合計 六十四點

配當數以內ノ郡市撰定ノ出品者ニ對シテハ縣ヨリ適當ナル褒賞ヲ授與セラルルモノトス  
 五、前項ノ出品田ハ各其郡市農會ニ於テ審査ヲ行ヒ最モ優秀ナルモノ一點ヲ撰拔シ其當區ニ於ケル最モ早熟ノモノ收穫豫定期日ノ十日前迄ニ撰拔シタル出品者ノ氏名及審査ヲ受ケントスル期日ヲ報告スルモノトス  
 六、成績審査ハ收量ニ依ルノ外、品質、風土ノ關係、經營ノ狀態、及避クベカラザル障害、其他審査會ニ於テ適當ト認めル事項ヲ參酌シテ決定スルモノトス、但シ各郡市農會ノ審査ニ於テ撰拔セラレタル各一點ハ參等賞以上ニ入選スベキ資格ヲ有スルモノト見做ス

七、本會ニ於テ行フ收量審査ハ別ニ定ムル所ノ方法ニヨリ出品田ノ各筆毎ニ之ヲ行ヒ刈取面積及其生梗重量ヲ調査シ、其内ヨリ五百匁ヲ(一筆ノ田ニ二品種以上作付セルモノハ各品種毎ニ五百匁)ノ生梗ヲ所定ノ袋ニ入レ嚴封ノ上本會ニ送付スルモノトス  
 八、前記ノ他、本會ニ於テ行フ審査手續ノ詳細ハ別ニ定ムル所ニ依ル  
 九、審査ノ結果優秀ナルモノニハ縣ヨリ左ノ通賞金ヲ交付セラルルモノトス  
 一等賞 金貳百圓 二等賞 金五拾圓 三等賞 金拾圓

(ロ) 收量審査手續

一、坪刈方法ハ坪刈便覽ニ準據ス  
 但シ坪當株數ノ測定ハ審査田ノ相對セル兩側及中央部ニ於テ行ヒ、坪刈ハ成育均等ト認めル場合ハ前ニ株數ヲ測定シタル場所(三ヶ所)ノ各對角線上ニ於テ一坪ノ約三分ノ二ニ相當スル株數ヲ良否ニ拘ラズ順次刈取リ此合計二坪分以上ニ相當スル株數ヲ刈取ルモノトス  
 若シ成育不均一ナル場合ニハ全面積ニ對スル各不均一ノ場所ノ面積歩合ヲ測定シ(目測ニテモ可ナリ)約二坪ニ相當スル株數ニ其歩合ヲ乘シタル株數ヲ其個所毎ニ刈取ルモノトス此場合ノ坪刈株數ノ測定ハ其場所毎ニ行フモノトス  
 二、株數ノ測定及刈取ハ審査員若クハ助手ニ於テ之ヲ行フ  
 三、刈取ハ一株毎ニ穂首ヨリ切斷シテ直ニ所定ノ袋ニ收メ秤量シ(狀袋ニ納メタル審査票ヲ入レ)卷封ヲ施シ封印ヲ押捺シテ確實ナル方法ニヨリ農事試験場ニ送達スルコト  
 四、附箋ハ一袋ニ二枚以上ヲ附シ出品人氏名及審査員氏名ヲ明記スルコト  
 送達費ハ審査員ニ於テ一時立替置クコト  
 五、届出面積ト大差アリト認めル場合ニ限り實測スルコト  
 六、出品人ニ於テ虛偽不正ノ行爲アリト認めルトキハ其輕重ニ應ジ審査員ニ於テ聽權ノ處置ヲナシタル後之ヲ本會ヲ報告スルコト  
 七、雨天ノ刈取ハ成ルベク之ヲ避ケル様審査員出發前ニ出品者側ト連絡ヲトルコト  
 八、審査助手ハ農事試験場助手又ハ練習生ニ依嘱シ若干名ヲ附屬スルコト  
 但シ豫メ農事試験場ト打合セ置クコト

(ハ) 經營審査項目

經營反別ノ廣狹、肥料費ノ多少、自給肥料及購入肥料ノ割合、人力畜力機械力ノ利用程度、産米ノ收量及品質、氣候風土ノ關係、記帳ノ精粗



(二) 第一回審査成績一覽

住 所	氏 名	反當收量	各筆ノ産米平均反當評價額	得 點	經營得點	合 計	擬賞等級
飯南郡朝見村	小林 圭一	三、四二一	九〇、五三七	九〇一	八七二	一、七七三	一
河藝郡馬田村	種廻 芳太郎	三、六一四	九二、二八七	一、〇〇〇	七二四	一、七一四	二
安濃郡藤水村	淺田 久藏	三、五四七	八九、五四八	九四五	七三一	一、六七六	二
阿山郡鳥ヶ原村	杉山 庄右衛門	三、二三五	七八、七五〇	七二九	七八一	一、五一〇	二
桑名郡七取村	隅田 政治	二、八七三	七七、一一四	六九七	八〇二	一、四九九	三
三重郡八郷村	伊藤 岩松	三、〇七〇	七六、六七四	六八八	七六四	一、四五二	三
多氣郡上御糸村	北藏 安次郎	二、八九〇	七三、八一二	六三〇	七九四	一、四二四	三
一志郡豊田村	前田 徳之助	二、八七六	七三、〇五二	六一五	七八四	一、三九九	三
津市乙部町	曾原 七右衛門	二、九三〇	七五、八八四	六七二	七〇七	一、三七九	三
鈴鹿郡龜山町	木下 嘉一	二、九〇八	七二、八〇三	六一〇	七六五	一、三七五	三
名賀郡古山村	松岡 信太郎	二、九四七	七五、一四六	六五七	六七二	一、三二九	三
度會郡有田村	西岡 齊次	二、六〇一	六六、一四六	四七七	七七五	一、二五二	三
四日市市濱田	須藤 福松	二、五一四	六四、三八二	四四二	七四九	一、一九一	三
志摩郡磯部村	宮出 恒躬	二、四五三	六三、五六九	四二六	七五九	一、一八五	三
員辨郡大泉原村	日紫 喜 浩	二、二九八	五二、一一六	一九七	七二七	九一四	三

備考 經營審査ハ經營反別ノ廣狭、肥料費ノ多少、自給肥料及購入肥料ノ割合、人力畜力機械力ノ利用程度、産米ノ收量及品質、氣候風土ノ關係、記載ノ精粗ノ各項ニヨル

(ホ) 第二回審査成績一覽

住 所	氏 名	反當收量	各筆ノ産米平均反當評價額	得 點	經營得點	合 計	擬賞等級
飯南郡朝見村	小林 政吉	三、八二二	六九、五〇八	一、〇〇〇	七六二	一、七六二	二
南牟婁郡有井村	片岡 喜久夫	三、五五一	六三、〇七〇	八五八	八七〇	一、七二八	二
安濃郡片田村	清水 忠左衛門	三、七八四	六七、二六九	九七〇	七三三	一、七〇三	二
多氣郡下御糸村	伊藤 勇吉	三、六六九	六四、三二六	九〇五	七〇七	一、六一二	二
名賀郡古山村	松岡 信太郎	三、五五八	六一、一三一	八四〇	七三一	一、五七一	二
三重郡八郷村	伊藤 岩松	三、七二七	六〇、八三三	八八七	六六四	一、五五一	二
阿山郡府中村	宮本 編右衛門	三、七一〇	六二、七〇〇	九〇一	六四九	一、五五〇	二
河藝郡白子町	南部 清七	三、六一〇	六五、五六七	九〇〇	六二八	一、五二八	三
桑名郡長島村	小澤 誓一	三、七一六	六〇、二八七	八七九	六四五	一、五二四	三
津市中原町	倉田 綱五郎	三、三三二	五九、六九九	七五八	六三七	一、四一五	三
度會郡東外城田村	浦田 辻之助	三、三七八	六〇、三〇〇	七七八	六一六	一、三九四	三
志摩郡加茂村	押田 實	三、一〇四	五六、〇四四	六五三	六五五	一、三〇八	三
一志郡豊地村	中山 勇平	三、一九四	五六、九八九	六九〇	五六九	一、二五九	三
四日市市濱田町	伊藤 角次郎	三、〇八四	五〇、二八四	五九〇	五二九	一、一二九	三
員辨郡梅戸井村	小川 莞爾	三、〇八七	五二、五六〇	六一二	四五七	一、〇六九	三
鈴鹿郡晝生村	松尾 伊八	三、一一九	五五、七九〇	六五五	四〇九	一、〇六四	三
北牟婁郡尾鷲町	仲 伍 助	二、四六七	三八、六四七	二九五	四六八	七六三	三

備考一、經營審査ハ經營反別ノ廣狭、肥料費ノ多少、自給肥料及購入肥料ノ割合、人力畜力機械力ノ利用程度、産米ノ收量及品質、氣候風土ノ關係、記載ノ精粗ノ各項ニヨル

二、稲作全經營反別最モ廣キモノ三町三反六畝歩、最モ狭キモノ九反三畝歩、平均一町五反八畝歩ニシテ従業者一人當耕作反別ハ最モ廣キモノ一町二畝二歩、最モ狭キモノ二反四畝十六歩、平均四反七畝歩ニ當ル

三、肥料費ノ最モ多キモノ反當拾七圓六拾七錢、最モ少キモノ反當四圓參拾參錢六厘、平均反當拾壹圓七拾八錢壹厘ニシテ自給肥料ノ最モ多キモノハ購入肥料ノ三倍半、最モ少キモノハ購入肥料ノ五分ノ一二當ル

四、勞力ハ一斤當畜力ニ於テ最多四十日、最少一日、全ク利用セザルモノ四戸ニシテ平均十七日ナリ、機械力ハ最多貳拾八圓



五拾錢、最少四圓四拾六錢、全ク利用セザルモノ七戸、平均拾壹圓拾錢ナリ、之ニ人力ヲ加算シ一反歩當リノ勞力費ヲ計算スレバ最多拾圓參拾貳錢、最少拾壹圓參拾壹錢、平均貳拾圓五拾貳錢八厘ナリ

(ハ) 第三回審査成績一覽

住 所	氏 名	反當畝量	各筆ノ產米平均反當評價額	得 點	經營得點	合 計	階 級
阿山郡花ノ木村	徳田重三郎	三、一九八	七二、六九	九九二	八六〇	一、八五二	二
度會郡東外城田村	石井 齋吉	三、一五九	六九、八四	九四五	八一二	一、七五七	二
安濃郡柳形村	野田秀次郎	三、一八七	七二、二四	九八三	六五五	一、六三八	二
一志郡阿坂村	沼田巳之助	三、二二四	七一、九七	九九一	六〇三	一、五九四	二
多氣郡上御糸村	西垣 爲吉	三、〇一九	六六、七五	八六四	六七一	一、五三五	二
桑名郡長島村	小澤 養一	三、一三〇	六二、八八	八四九	六七六	一、五二五	二
河藝郡大里村	赤 塚 博	二、九五六	六七、七四	八五八	六五〇	一、五〇八	三
飯南郡花岡村	馬場幸之助	二、九七〇	六五、七九	八三八	六六〇	一、四九八	三
三重郡竹永村	藤波清六	二、九一二	六四、一四	七九九	六七五	一、四七四	三
鈴鹿郡盡生村	篠原清太夫	二、八五八	六二、七八	七六六	六一四	一、三八〇	三
南牟婁郡神志山村	久 保 菊 平	二、七六五	五九、九七	七〇三	五六〇	一、二六三	三
員辨郡大泉原村	日紫喜 浩	二、五三八	五六、〇四	五八六	六五〇	一、二三六	三
四日市市馳出	森 銀太郎	二、四三〇	五二、七一	五一二	六三二	一、一四四	三
名賀郡花垣村	光岡 光治	二、五八八	五八、五六	六三二	四四一	一、〇七三	三
志摩郡磯部村	宮出 恒躬	二、五四二	五四、六八	五七〇	四九五	一、〇六五	三
宇治山田市一之木町	森田辰之助	二、一六六	四六、四一	三〇九	四二四	七三三	三

備考 (1) 各都市ヨリノ出品中北牟婁ハ水害ヲ受ケ津市ハ蟲害ノタメ審査前棄權セリ

- (2) 經營審査ハ經營反別ノ廣狹、肥料費ノ多少、肥料ノ自給狀況、人力、畜力、機械ノ利用程度、產米ノ畝量及品質、氣候風土ノ關係、記載ノ精粗ノ各項ニヨル
- (3) 稻作全經營反別最モ廣キモノ二町六畝二十九步、平均一町一反八畝一步ナリ
- (4) 肥料費ノ最モ多キモノ反當十六圓七十二錢、最モ少キモノ反當五圓七十四錢、平均反當十圓五十四錢ニシテ、自給肥料ノ最モ多キモノハ購入肥料ノ十五倍、最モ少キモノハ購入肥料ノ五分ノ一二當ル
- (5) 勞力ハ一戸當力ニ於テ最多二十五日、最少四日、全ク利用セザルモノ四戸ニシテ平均十日ナリ、機械力ハ最多八圓四十八錢、最少五圓一錢、全ク利用セザルモノ十戸、平均二圓四十一錢ナリ、之ニ人力ヲ加算シ一反歩當リノ勞力費ヲ計算スレバ最多二十一圓二十五錢、最少十圓九錢、平均十五圓四十九錢ナリ

審 査 報 告

三重縣農會主催第一回稻作多收穫經營技術會審査終了ヲ告ゲ、本日茲ニ其成績ヲ報告シ、併テ褒賞授與ノ申請ヲナスニ至レルハ寔ニ欣幸トスル所ナリ

惟フニ稻作ノ增收栽培ハ、多年全国各地ニ於テ施行セラル、今本縣ニ於ケル記録ヲ見ルニ、年ノ豐凶ニヨリ消長アルヲ免カレスト雖大正三年以降十一ヶ年間ニ於テ反當最高畝量ハ大正十三年ノ五石一斗ニシテ、之ヲ先進地ノ成績ニ比スレバ今後尙改良ノ餘地少ナカラザルモノアルノミナラズ、時勢ノ推移ハ單ニ一小面積ニ於ケル研究的增收ニ満足スルヲ許サズ須ラケ全經營ノ多收穫ニシテ猶且多收穫ナルコトヲ要望セザルベカラズ、今回ノ技術會ガ即此目的ヲ以テ開催セラレタルハ實ニ本縣ニ於ケル最初ノ試ミナルノミナラズ全國ニ未ダ其例ヲ見ザル所ニシテ稻作經營產米獎勵上一大進歩ヲ謂フヲ得ベシ、然リト雖審査ノ實際ニ當リテハ、頗ル複雑ニシテ調査亦容易ナラザルモノアリ、故ニ多數ノ審査員之ニ協力シ畝量ノ審査ハ各人出品ノ七反歩内ノ各筆毎ニ之ヲ行ヒ、最高畝量ノモノヲ百點トシ、經營方法ニアリテハ各出品人ノ米作全面積ニ亙リ其記録ヲ參照シテ、經營反別ノ廣狹、肥料費ノ多少、自給肥料ノ割合、人力畜力器械ノ利用程度、產米ノ畝量及品質、氣候風土ノ關係記載ノ精粗等ニ就キ各別ニ附點シ、百點ヲ以テ滿點トシ合計二百點ヲ最高トセリ今左ニ審査ノ各項ニ亙リ概評ヲ述ベム

一、畝量ニ於テハ最高反當平均三石六斗一升四合、此評價額九拾貳圓貳拾八錢七厘、最低二石二斗九升八合、此評價額五拾貳圓拾壹錢六厘、平均二石九斗四升五合、此評價額七拾壹圓四拾錢ナリ、之ヲ本年度縣下平均反當畝量二石〇二升一合ニ比スレバ實ニ九斗二



升四合ノ増収ヲ得タリト雖尙改良ノ餘地多キヲ認ム

一、出品者ノ全經營反別ノ最モ廣キモノ三町四反三畝歩、最モ狭キモノ七反歩、平均一町三反歩、従業者一人當反別ハ最多一町一反

四畝十三歩、最少二反一畝歩、平均四反二畝歩ニ當レリ

一、肥料費ノ多少ニ付テ見ルニ、反當最多參拾八圓九拾四錢、最少五圓五拾四錢、平均貳拾貳圓六拾參錢ニシテ、之ヲ産米評價額ノ

平均七拾壹圓四拾錢ニ比スレバ三割一分八厘ニ當ル、故ニ之ヲ自給スルト否トハ米作經濟上至大ノ影響アルハ勿論ナリ、今茲技者

十五名ニ就キ自給肥料ト購入肥料ノ施用價格ヲ比較スルニ、自給肥料ノ最モ多キモノハ購入肥料ノ四倍ニ相當セルモ、最モ少キモ

ノハ購入肥料ノ五十分ノ一ニ過ヤザルモノアリ

一、勞力中勞力利用日數ノ最モ多キハ六十一日、最モ少キハ全ク利用セザルモノ五戸ニシテ平均十日餘ニ過ギズ、器械力ハ之ヲ使用

料ニ換算シテ七拾六圓六拾八錢ヲ最多トシ、全ク利用セザルモノ八戸、平均拾貳圓九拾錢ニ相當セリ、之ニ人刀ヲ加算シ一反歩當

リノ勞力費ニ換算スルトキハ、最多參拾九圓七拾四錢、最少拾四圓四拾七錢、平均貳拾六圓九拾九錢ニシテ、之ヲ平均反當産米評

價額七拾壹圓四拾錢ニ比ハレバ三割七分八厘ニ相當ス、之ニ前記肥料費ノ三割一分八厘ヲ加フルトキハ實ニ六割九分六厘、即約七

割ニ當ル

一、記帳ハ經營ノ基礎トナルベキ資料ニシテ之ガ精粗ハ以テ經營ノ可否ヲモ知スルニ足ルベシ、今回ノ出品者中、一定ノ簿冊ヲ提

供シアルニカカワラズ、其ノ記録ニ不備ノモノ少ナカラザルヲ遺憾トス

由來本邦農家ノ多クハ今ニ至ルモ尙算筆ニ親マズ、記帳ヲ疎略ニシ、無設計、無計畫ノ農業經營ヲ繰返シツツアルハ最モ遺憾トスル

所ニシテ、一段ノ改善努力ヲ望ムテ止マザルナリ

審査ハ總出品點數六拾四點ノ内各都市ノ選拔ニカカル十五點ニ就キテ嚴密ニ之ヲ行ヒ、一等一點、二等三點、三等十一點ヲ擬賞シテ

既ニ會長ノ裁定ヲ經タリ、希クハ褒賞ノ授賞アラントナ

昭和五年三月五日

審査長 農林技師 從六位 渡邊 保治

(一〇) 富民協會米穀多收競技會

昭和三年財團法人富民協會は米穀多收穫の競作を大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、三重の二府五縣を區域

として開催せられ、本縣よりは多氣郡上御糸村北山辰三氏の出品あり十月二十五日大阪毎日新聞記者を始め、本會よ

り安達幹事、松浦技手、多氣郡農會より徳田技手、南勢分場より勝見技師立會の下に坪刈審査を行ひ更に審査員は京  
都帝國大學に送付して審査を受けた、其の成績は刈取株數一八〇(四坪五)、稈容量一斗二升一合、稈重量三貫二百  
八十匁であつた。因に今回出品中の一等賞は滋賀縣の若林善右衛門氏で反當七石を收穫してゐる。  
更に其の第二回は昭和四年、岐阜、愛知、三重、福井、石川、富山、廣島、山口、鳥取、島根の十縣を區域として  
競作することとなり、本會よりは河藝郡黒田村鈴村榮次郎外二十八名を其の競作候補者として推薦した、鈴村氏の出  
品は反當四石六斗一升九合七勺の収量を挙げたが賞には加はらなかつた。

三、産米の改良

(一) 産米改良調査

縣下産米の改良に就ては明治三十四年七月十三日附下記の通り四日市商業會議所より東京廻米問屋組合の調査事項  
を添へて本縣知事に建議したので知事は本會に對し左の通り諮問せられた。

三重縣農會

縣下産米ノ調整並ニ依造ヲ改良セシムルノ要アルヤ否、若シ改良セシムルノ要アリトセバ之レガ實施ノ方法如何

明治三十四年七月十九日

三重縣知事 古 莊 嘉 門

本會は右諮問を同日開會の總會へ提出附議したが總會は改良の要あるものと認め、調査委員を設けて精密の調査を  
遂げ然る後其意見を答申せんことを議決した。即ち産米改良調査委員五名を設け、他府縣の産米改良に關する施設方  
法を調査せしめ、又縣下各地の實狀を調査して研究したが明治三十六年までに調査委員會を開いたこと三回で其の結  
果知事に答申することとした。其經過左の如し。



(二) 産米改良調査委員会

○第一回 明治三十四年九月十九日日本會事務所ニ於テ開會

出席者 調査委員 木村周太郎 笹井祐助 服部平太郎 橋本清助

幹事 三浦直次郎 園村長次郎

農事試験場技手 水原政次

協議要項

- 一、伊勢米ハ調製粗悪ナルコト、粃、小石等ノ混入セル爲折角ノ品位ヲ損シ需要者ヲシテ品質丈ノ價位ヲ附セザラシム、唯一志郡産米ニハ小石ノ混入少キヲ見ルモ尙大體ノ調製ハ漸ク粗悪ニ流ル、ノ趣アリ
- 二、伊勢米ハ乾燥不充分ナルコト、之レ其品質ヲ傷フ一因ニシテ近來殊ニ著シキヲ見ル、之レヲ近畿地方ノ産米ニ比スレバ殊ンド伊勢米ヲ以テ最モ下劣トナリタルモノト認ム
- 三、伊勢米ハ依裝粗造ナルコト、之レ其聲價ヲ墜スニ至レル一因ニシテ近來ノ伊勢米ニ於テ最モ粗造ノ傾キ甚シキモノアリ

右に對シ本調査委員會は先づ本縣の産米が十年以前に比し果して斯の如き傾向ありや否やを確めんと欲し第一回調査方法を左の如く定めた。

- 一、東京、大阪、桑名ノ各取引所ニ於ケル既往十數年間ノ格付表ヲ調査スルコト
- 二、東京廻米問屋ニ就キ近府縣米穀ノ標本ヲ取り、依裝枳量及價格表ヲ調査シ事實ナリヤ否ヤヲ認定スルコト、若シ粗悪トナリシヲ事實ナリト認定スレバ、乾燥調整依裝ニ就キ、各其原因ヲ調査シ併セテ近府縣ノ精良ナル原因ヲ調査ス、粗悪原因ノ調査方法トシテ注意スベキ要項ノ内、神力ノ如キ晚稻ヲ栽培スルニ依ルニアラザルヤ、又農家

ト商人トノ賣買上自然粗悪ナラシムルノ關係ナキヤ

三、米質改良ニ關スル各府縣ノ諸規則ヲ調査シ其成績及實行ノ難易等照會スルコト

○第二回 明治三十五年三月十七日日本會事務所ニ於テ開會

出席者 調査委員 木村周太郎 服部平太郎 橋本清助

幹事 三浦直次郎 園村長次郎 水原政次

技手 岩本 虎信

協議要項

- 伊勢米ヲシテ粗悪ナラシメシ原因ト認ムベキ事柄ハ
  - 一、神力種ノ栽培區域ヲ廣メ其輸出ヲ増加セシコト
  - 二、石灰施用ノ結果其品質ヲ劣變セシ地方アルコト
  - 三、乾燥調整依裝等ニ關シ制裁ナキ爲、當業者自然ニ粗悪ニスルノ弊アルコト
  - 四、米商人ノ利益ヨリ他府縣米若クハ粗悪米ヲ混入シ輸出スルノ事實アルコト
- 等ニ歸スベク而シテ之レヲ改良シ其聲價ヲ挽回スルノ手段トシテハ
  - 一、良好ナル品種ヲ限リ撰擇栽培セシムルコト
  - 二、石灰ノ施用ヲ制限スルコト
  - 三、地主ヲシテ小作米又ハ改良米品評會ヲ開カシメ乾燥調整依裝等ニ注意セシムルコト
  - 四、同業組合ヲ設ケシメ同時ニ輸出検査ヲナサシムルコト
  - 五、産業組合ノ設置ヲ促シ且ツ當業者間ノ共同販賣ヲ獎勵スルコト



等種マアルベシト雖モ目下ノ狀勢ニ視テ先ヅ 法律第三十五號重要物產同業組合法ニ據リ縣下地主、米作人及米商運送業者ヲ通ジ同業組合ヲ設ケシメ 左記ノ事業ヲ施行セシムルヲ適當ト認ムル故ニ各郡市内ノ事情ニ故障アラザレバ之レヲ實施スルノ策ヲ樹ツルコト

同業組合ノ事業

- 一、稻種稱撰級乾燥及調整ヲ完全ナラシムルコト
- 二、俵裝及秤量ヲ一定スルコト
- 三、生産米ヲ檢査スルコト
- 四、販路ヲ擴張シ漸次海外輸出ヲ企圖スルコト
- 五、其他組合ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル事項

○第三回 明治三十六年三月二十三日本會事務所ニ於テ開會

- 出席者 調査委員 木村周太郎 橋本清助
- 幹事 園村長次郎 水原政次
- 技手 岩本虎信

協議要項

前回ノ協議ニ依リ同業組合ヲ設置セシムルノ件ニ付各郡市農會ノ意見ヲ徵シタルニ、組合設置ニ異議ナキモノハ鈴鹿、飯南、志摩、阿山、南牟婁、津、四日市ニシテ桑名、員辨、河藝、一志、名賀ハ實行ノ至難ヲ稱ヘ、三重、安濃、多氣、度會ハ寧ロ之レヲ否トスルモノ、而シテ北牟婁ニ至リテハ全ク必要ナシト認ムルガ如シ  
要スルニ同業組合ヲ設置スルハ縣下産米ノ調製並ニ俵裝ヲ改良シ其聲價ヲ挽回スルニ最モ適切ナル方法ナルベシト

雖モ之レヲ否認スル郡部アルハ全然必要ナキノ故ヲ以テ云爲スルニアラズシテ、曩ニ稻撰米組合ノ失敗ニ歸シタルヲ視、同結果ニ終ルアラシコトヲ懸念スルニ外ナラズ、依テ同組合ノ設置ヲ是トスベキモ郡部ニ依リ農業者巨數及米穀ノ生産渺キ理由ノ下ニ之レガ必要ヲ認メザル所アリ、事情一縣ヲ通ジテ設置スルコト困難ナレバ郡市ヲ一區域トシテ設置セシメ更ニ相互ノ氣脈ヲ通ジ其目的ヲ達スル爲同業組合聯合會ヲ設置セシムルヲ以テ良策トセン歟  
尙産米ヲ粗悪ナラシメ其聲價ヲ落シタル原因ト認ムベキ神力種ノ栽培區域ヲ廣メ其輸出ヲ増加シタルコト、石灰濫用ノ結果其品質ヲ劣變セシ地方アルコト、乾燥調製俵裝等ニ關シ制裁ナキコト、米商人ノ利益ヨリ他縣米又ハ粗悪米ヲ混入シテ輸出スル事實アルコト等ノ如キハ、各種方面ヨリ注意シテ改良セザルベカラザルモ、今後農家ニ於テハ殊ニ良好ナル品種ノ栽培、産米品質評會ノ開設、共同販賣獎勵等間接手段ノ講究ヲナスベク石灰濫用ノ弊ヲ矯ムルニ至テハ縣令ノ制裁ヲ以テ效果ヲ奏セシムルコト最モ捷徑ナルベシト信ズ

以上に依リ今回は産米の調製並に俵裝改良に關し其實施方法を定め左の如く知事へ答申することとした。

産米ノ調製並ニ俵裝改良ノ件ニ付答申

曩ニ御諮問アリタル縣下産米調製並ニ俵裝改良ノ件ニ關シテハ改良ノ要アルモノト認メ之レガ實施方法トシテ左記ノ事項ノ獎勵アラシコトヲ望ム

- 一、縣内ニ於テ農事改良ニ熱キ多數當業者アリ、且ツ米穀ノ生産ニ著シキ郡市ニ對シテハ其地區ヲ以テ法律第三十五號重要物產同業組合法ニ依リ同業組合ヲ設置セシムルコト
- 一、以上郡市ヲ一地區トシタル同業組合多數ニ成立シタルトキハ相互ノ氣脈ヲ通ジ其目的ヲ達スル爲メ同業組合聯合會ヲ設置セシムルコト



（説明）

縣下産米ノ調製並ニ依裝改良ノ件ニ關シテハ本會ハ特ニ調査委員ヲ設ケ調査ノ結果之方改良ノ要アルモノト認ム其ノ原因ハ素ヨリ多數ナルヲ免レズト雖モ當業者ガ産米ノ調製依裝等ニ留意セザルヲ主トシ、更ニ其聲價ニ幾分影響アリト認ムル事柄ハ神力種ノ栽培區域ヲ廣メタルコト、石灰肥料濫用ノ地方アルコト、他府縣粗惡米ヲ混入スル事實アルコト等ナリトス、從テ是等改良ノ手段ハ各種ノ方面ヨリ注意セザルベカラザルモ農會トシテハ特ニ良好ナル品種栽培、依米品評會ノ開設、共同販賣並ニ石灰施用ノ制限等ヲ獎勵シ、同時ニ乾燥調製依裝等ノ改良ヲ促スベク、然レドモ之レガ直接ノ施設ニ至リテハ、法律第三十五號重要物産同業組各法ニ依リ一般關係者ヲシテ同業組合ヲ設置セシムルニ若クモノナキヲ以テ、各郡市ニ差支ナキ限り可成其實施策ヲ講ゼントシテ各郡市農會ノ意見ヲ徵スル所アリシニ、本縣ニ於テハ精撰米組合ノ頓挫ヲ來セシコトアリタレバ、鈴鹿、飯南、阿山、南牟婁、津四日市ノ如キ此舉ニ異議ナシトスルモ、其ノ實施ノ至難ナルヲ云ヒ、結局縣下ヲ通ジテ同業組合ヲ設置スルコト困難ナルガ故ニ、事情能フベキ郡市ヲ一地區トシ模範的組合ヲ設置セシムルノ獎勵ヲナシ、而シテ多數組合設置ノ曉ニ至レバ組合相互ノ氣脈ヲ通ズル爲メ聯合會ヲ設置セシムルノ計畫ヲナセバ、産米ノ調製並ニ依裝改良ノ目的ヲ達スルコトヲ得ベシト信ズ

右總會ノ決議ニ依リ謹テ答申候也

明治三十六年七月八日

三重縣知事 古 莊 嘉 門 殿

尙參考の爲め四日市商業會議所の建議書及東京廻米問屋組合の調査事項を左に掲げる。

伊勢米改良ニ付建議

三重縣農會副會長 足 立 丈 次 郎

縣下主要ノ物産タル米穀ノ品位近年次第ニ劣ニ趨キ、夫ノ關取米ヲ除クノ外一般伊勢米ノ聲價ハ大ニ墜落シ、別紙甲號參考書ニモ見ユル如ク東京市場ニ於テ十年前以前ニハ隣國ノ美濃米ニ比シ壹圓ニ付二合方上位ニ立チタリシモノ今ハ却テ美濃米ヨリモ二合方下位ニ落チ、即チ前後四合方ノ低下ヲ見ルニ至レリ、三重縣勸業年報ニ據ル去明治三十二年ニ於ケル縣下米産額實ニ百五萬石其價額壹千貳百四拾六萬餘圓ナレバ壹圓ニ付四合ノ低落ハ即チ縣下ノ爲ニ一ヶ年約六拾萬圓ノ損失トナルベキ理ニ有之、一縣經濟上ノ不利莫大ナリト謂フベク甚ダ歎ズベキ儀ト存候、就テハ品質ノ改良ハ姑ク之ヲ他日ニ讓ルトスルモ、此際先ヅ縣下産米ノ調整ト乾燥トヲ充分ニシ、且ツ同時ニ依造ノ改善ヲ施スコト誠ニ焦眉ノ急務ナルベシト相信申候、其ノ實施ノ方法並ニ手段ノ緩急如何ニ至リテハ是レ農業界ノ問題ニ屬シ可申被相考候ヘバ、宜ク縣農會其他直接農業ニ關係セル各方面へ御諮問相成且ツ他府縣ノ振合等ヲ御參酌ノ上至急適良ノ方案ヲ立テ以テ縣下産米ノ聲價ヲ挽回スベキ様可然御施設相成度、別紙甲號並ニ別冊乙號參考書相添總會ノ決議ニ依リ此段及建議候也

明治三十四年七月十三日

三重縣知事 古 莊 嘉 門 殿

四日市商業會議所會頭 井 島 茂 作

（甲號參考書）

拜啓去月十六日付當市場ニ於ケル伊勢米聲價ニ關スル調査方御委嘱ノ件了承仕候、即御申出ノ項目ニ對シ調査ノ結果左記ノ通ニ御座候、尙御參考迄別冊依造改良注意書一部相添候間御落手被下度此段御回答申上候

明治三十四年七月三日

東京廻米問屋組合總行事 中 村 清 藏

四日市商業會議所會頭 井 島 茂 作 殿



調査事項

- 一、現今市場ニ於ケル伊勢米ノ聲價實況
- 二、之ニ對スル意見
- 三、既往十年間ノ伊勢米、尾張米、美濃米、越後米及ビ其他各地方産米ノ價格比較表
- 第一項 東京市場ニ於ケル伊勢米ノ聲價ハ近來漸々降リテ復タ昔日ノ伊勢米ニアラズ、例セバ隣國ナル美濃米ニ對シ十年前ニハ壹圓ニ二合方位ハ上位ニ立チタルモノナリシニ、近年ニ至リテハ却テ美濃米ヨリモ二合方下位ニ立タザルヲ得ザルモノトス  
今其事由ヲ詳ヌルニ聲價ノ降レルハ品位ノ下劣ヲ表スルモノタルヲ勿論ニシテ、主トシテ是レ調製ノ粗惡ニアリ、之ニ依テ粗小石等ノ混入セル爲メ折角ノ品位ヲ損シ需用者ヲシテ品質丈ケノ價位ヲ附セザラシム、唯一志郡産米ニハ小石ノ混入少キヲ見ルモ尙ホ大體ノ調整ハ漸ク粗惡ニ流ル、ノ趣アリ、乾燥ノ不充分モ亦其品質ヲ傷フモノニシテ近年殊ニ著シキヲ見ル、之ヲ近地方ノ産米ニ比シ今ヤ殆ンド伊勢米ヲ以テ最モ其下劣ナルモノト認ム  
依製ノ粗惡モ亦其聲價ヲ降スニ至レル一事由ニシテ是レ近來ノ伊勢米ニ於テ最モ粗造ノ傾キ強キモノアリ
- 第二項 伊勢米ノ聲價ヲ降シタル所以ハ前項記スル所ノ事由ニアレバ、右等ノ點ニ就テ改良ノ實ヲ舉ゲルニ於テハ其品質ナラゲ聲價ヲ回復スルハ容易ナルベシ、伊勢米ハ元來近接地ノ産米ヨリモ品質良好旨味豊富ナルモ唯調製乾燥及依造ノ粗惡ナル爲メニ今日ノ結果アルニ過ギザレバ其改良ハ必ズシモ難カラザルベキナ信ズ
- 第三項 既往十年間ニ於ケル伊勢米ト其他ノモノトノ價格ノ表示ハ煩雜ニシテ而モ參考トナスニ足ルモノナラズ、是レ年ノ豐凶ト一時的米質ノ好否トニ依テ自ラ一定ノ率ニ出テザレバナリ、故ニ今大體ニ於ケル比較ナラズニ舉示センニ  
美濃米トノ比較ハ前項既ニ述ベタリ、尾張米ニ就テ云ハハ同來伊勢米ニ比シ無論劣等ナリシニ、十年以來敢テ改良ノ實ヲ見ザルモ伊勢米ノ品位下リタル爲メ今ハ殆ド同價位トナレリ、越後米ノ如キモ其品位ハ伊勢米ヨリ下レルコト取引所ノ格付表ニ見ルモ明カナラベシ、然ルニ近來伊勢米ノ劣等トナリタル爲メ動モスレバ越後米ノ方上位ニ立ツモノアルニ至ル、他亦類推スベキノミ

乙號參考書) 省略す

(三) 産米改良に關する建議

本縣産米改良の施設は明治十八年精撰米組合準則を發布し、縣下に於て米作の少き答志、英虞及牟婁の三郡(今の志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡)を除き其他一般に各郡に於て米作者、地主及米商人を以て總て規約を結ばしめ産米検査を施行せしめたが、事創始に屬し諸般の不便多く豫期の如く奏效し難きを以て、翌十九年更に精撰米規則を發布し之に依つて精撰米組合を設け検査及其の取締を嚴にした結果、一部に於ては大に産米の品位を昂上するに至つたが、一般に於ては産米多數にして検査の統一を缺キ結局實績舉らず失敗に歸し、同二十一年遂に該規則を廢止するの止むなきに至つた。爾來十餘年産米の乾燥調製及依裝に關しては全く放任の状態なるを以て漸く粗惡に流れ、前記の如く明治三十四年には四日市商業會議所は伊勢米改良に付知事に建議し、知事は直に本會へ諮問した。本會は調査の結果同三十六年前記の如く之を答申し、次で三十八年更に産米改良の建議をした。遂に翌三十九年に至り縣令を以て米設検査規則を發布せられ同年産米より實施することゝなつた。今左に本會の産米改良の建議を掲げる。

産米改良ノ議ニ付キ建議

米ハ本縣主要ノ物産ニシテ其價格ノ高低ハ縣經濟上ニ至大ノ關係ヲ有ス、故ニ去ル明治十九年縣訓令ヲ以テ精撰米組合準則ヲ定メラレ組合設置ヲ獎勵シ産米ノ改良ヲ促サレシト雖モ、組合方法ノ不完全ナル検査方法ノ姑息ナル途ニ當初ノ目的ヲ貫徹スル不能、該訓令ハ明治二十一年廢止モラル、ニ至ル、爾來産米ノ品質乾燥調製及依裝ハ共ニ粗惡ニ流レ伊勢米ノ聲價ハ年ヲ逐フテ墜落シ動モスレバ他府縣米ノ爲ニ壓倒セラレントス、今ヤ各府縣競フテ産米ノ改良ヲ企圖シ其實績歴々タリ、此時ニ際シ獨リ本縣産米ヲシテ改良ノ實ヲ舉ゲザルニ於テハ終ニ需要ノ減退ヲ來シ、異日救済スベカラザルノ悲境ニ沈淪スルヤモ計リ難ク、改良ヲ期スル今日ヨリ急且切ナルハナシ、然レドモ其施設ニシテ宜シキヲ得ザレバ或ハ曩日ノ轍ヲ踏ムナキヲ保セズ、本件ニ關シテハ曩ニ御諮問ニ答ヘタル如ク同業組合ヲ組織セシメ



検査ヲ勵行セラル、カ、若クハ縣費ヲ以テ縣下適當ノ場所ニ検査所ヲ設ケラル、カ二者其一ヲ以テ本縣産米改良ノ途ヲ開カレンコトヲ  
右總會ノ決議ニ依リ謹デ建議候也  
明治三十八年七月十五日  
三重縣農會長 有松 英 義

三重縣知事 有松 英 義 殿

右の建議と共に一般官民に米穀検査の必要が唱へられ、殊に既に實施せられつゝある岡山縣に於ては一石につき四十錢、富山縣は六十錢昂騰した事實に鑑み、明治三十八年縣會に建議案として提出せられた。斯くて翌三十九年四月米穀検査規則を發布し其年より實施する事となつた。最初は米穀検査所の組織は知事の監督に屬し、所長一名、監督員、検査員、書記若干名を置き、更に各郡市町村に検査所十一箇所、検査派出所三十三箇所を設けて之れに検査員、書記を配置し、尙單に検査員を各町村に一名置きて検査に當らしめた。其後出張所に主事を置き其下に検査員を屬せしむることになつて現在に至つた。

其間農會は検査事業及び産米改良事業の發達は米作者殊に小作人の自覺にありとなし、地主會と懇談を遂げて或は優良米納入者に賞を與へ又は納米料を歩引する等種々獎勵法を講じ、又郡市町村農會に對し小作米品評會、産米品評會の獎勵をなし漸次品質、乾燥、調製、包装の改善を見、本縣産米の聲價は次第に上つて現在に至つたのである。

### 四、麥作の改良

#### (一) 優良品種麥種子購入斡旋

明治三十六年に於ける麥作は病害を蒙り多大の減收を來し種子としての價值少く各所に不足を告げたので、本會は

本年度優良麥種子の購入斡旋をした。即ち福島縣農會及び石川縣江沼郡農會より百五十二石六斗五升を購入し各郡市農會へ配付三百五十六町六反の作付をした。又大正三年も標麥、ゴピンカタギ種子を購入し各郡市農會へ配付した。

#### (二) 麥作模範田設置

大正四年度より改良麥作模範田を員辨郡神田村水谷國松、多氣郡津田村藤谷秀三郎兩氏を擔當者として囑託設置したのを始めとし爾來大正六年に至る三年間左記箇所に増設し一般農家の實地視察に便し改良麥作の普及を獎勵した。

#### 擔當人及模範作田並反別

場 所	反 別	擔當人氏名	場 所	反 別	擔當人氏名
桑名郡在良村	一反 歩	小川 久八	多氣郡津田村	一反 歩	藤谷秀三郎
員辨郡神田村	一反 歩	水谷 國松	度會郡東外城田村	一反二畝十二歩	上田久右衛門
三重郡菟野村	一反三畝十七歩	山下 貢	阿山郡小田村	一反五畝歩	堀木 勘助
鈴鹿郡龜山町	一反 歩	豊田 庄作	多賀郡名張町	一反 歩	市場 芳三
河藝郡若松村	一反四畝廿八歩	垣内 萬藏	志摩郡編部村	一反 歩	倉谷 楠藏
一志郡豊田村	一反 歩	前田 徳之助	北牟婁郡相可村	一反四歩	上村 榮松
飯南郡花岡村	一反 歩	三宅 晋次郎			

#### 指 導 監 督

大正六年に於ける播種以降鎮壓土入等實地指導の爲技術員出張の延日數四十九日、その内二十九日間左の通り巡回指導講話會を開催した。



郡市別	箇所数	期	間	郡市別	箇所数	期	間
三 重	三二	二月三日	ヨリ七日間	志 摩	二	三月五日	ヨリ二日間
桑 名	三	同月十四日	ヨリ二日間	南 牟 婁	一	同 月 九 日	
一 員 弁	八	同月十六日	ヨリ三日間	北 牟 婁	二	三月十二日	ヨリ二日間
飯 南	二	同月廿三日	ヨリ二日間	名 賀	三	同月廿四日	ヨリ二日間
多 氣	六	同月廿七日	ヨリ二日間	河 藤	一	二 月 十 一 日	
度 會	六	三月一日	ヨリ二日間	鈴 鹿	一	二 月 十 二 日	
		同月三日	ヨリ二日間	計	六九		二十九日

擔當人及有志打合會

大正七年一月二十五日改良麥作擔當人並に有志打合會を津市日本赤十字社三重支部樓上に於て開會した。出席者は各郡農業技手及擔當人並に有志者壹百餘名出席、耕種法に就き各自研究を披瀝して後堀田本縣農事試驗場技師の本縣麥作の趨勢と其品種改良に關し一場の講話があつて閉會した。

(三) 改良麥作の獎勵

改良麥作反別近年著しく増加し大正六年度八千五百餘町に及び益々増加の氣運に向ひつゝあるに依り、大正七年度に於ても更に一層の増加を圖らんが爲改良麥作耕種標準一覽七千枚を印刷し郡市町村農會に配付し、各大字毎に掲示板に貼付せしめた。此耕種標準は從來屢々印刷して其大要を示したが、其改良法は埼玉縣老農堀田愛三氏の發案に依る所謂權田式改良麥作法に準據したが、本縣に於ては風土の異なる爲縣下老農又は篤農家なる水原政次、田所寅吉、井

上直吉諸氏の熱心に研究する處があつて本會は是等諸氏の意見を參考として、本會農藝委員老農水原政次氏の研究經驗せし即ち水原式により一般耕種肥培法とした。其の權田式と相違の點は第一播種量の少量なること、第二土入法の異なること、殊に春季に於ける最終土入法の異なるにある。本會の印刷配付せし耕種標準左の如し。

改良麥作耕種標準

- (イ) 種類 コピンカダギ、其他ノ品種ヲ用フルトキハ麥稈強剛ニテ收量多キモノナルコト
- (ロ) 選種法 苦鹽汁(比重一・二)ニテ擇種シタル上篩選ヲナス、麥奴豫防ハ冷水湯浸法ヲ行フ
- (ハ) 整地 稻刈取後耕スル事數回ノ後、畦幅ヲ五尺二寸トシ土ヲヨク碎キ心一尺二寸ヲアケ、兩側ニ幅九寸深サ一寸ノ播代ヲ切リ次ニ過燐石灰、大豆粕等混合シタル肥料ヲ播代即チ溝ニ敷キ草鞋バキニテ踏ミ付ケ水肥ヲ施ス、播代ヲ切ルニハ九寸幅ノ先ノヨク切レル鋤履ニテ淺ク鋤ケバ作業順ル便ナリ、畑地ノ場合ハ畦幅ヲ二尺五寸トシ播幅ヲ九寸トスレバヨシ
- (ニ) 播種量ト其方法 反當播種量ハ一升乃至一升五合(但シ二升位播キテ後間引クモ可)ニシテ豫メ一畦當リノ種子量ヲ配分シ置キ過不足、厚薄ナキ播種ス、其上ニ腐熟シタル堆肥ヲ覆ヒ又其上ニ土ヲキキ土質及乾濕ノ都合ニヨリ草鞋バキニテ踏付ケヲナス
- (ホ) 播種期 十一月上中旬ニシテ遅ル、ヨリニ早キヲ良トス
- (ヘ) 鎮壓ト手入 鎮壓ハ麥ノ徒長ヲ防ギ分蘗ヲ促スニ効アル故、麥ノ發育ニ伴ヒ草鞋バキニテ鎮壓ス、但シ晴天ニシテ土ノ乾燥シタル日ニ行ヒ雨大又ハ土ノ濕氣多キ日ハ避クルコト、第一回十二月下旬(都合ニヨリ二回)、第二回一月中旬(都合ニヨリ二回)、第三回二月上旬
- 土入ハ雜草並ニ麥ノ倒狀ヲ防ギ成熟期ヲ早メ品質ヲ良好ナラシムル效アリ、之レヲ左ノ時期ニ行フモノナルガ土ノ深サハ分蘗ノ本數ヲ標準トシ分蘗三本ナレバ三分、五本ナレバ五分等ト加減ナスコト
- 第一回 一月中旬 土ノ深サ 二三分 第三回 三月中旬 土ノ深サ 一寸内外
- 第二回 二月中旬 土ノ深サ 四五分 第四回 四月上旬 土ノ深サ 一寸以上
- 右ハ大略標準ニ過ズシテ實際ハ麥ノ成育狀況ヲ斟酌シテ時期並ニ深サヲ決定スベシ、麥リニ土入ヲ深クスル時ハ分蘗ヲ妨ゲ却テ害アリ、殊ニ初期ノ土入ハ此注意最モ肝要ナリ
- (ト) 中耕ノ時期 第一回中耕ハ十一月下旬ニ麥ノ根元ヨリ二、三寸離シ鋤ニテ土ヲ寄セ、第二回中耕ハ春彼岸ヨリ四月中旬迄ニ左



右同様ニ根元ニ土ヲ寄セルモノナリ

(チ) 收穫 收穫ハ遅キニ過ケルヨリ少シ早過ギル位ノ方良シ

(リ) 肥料 土質氣候ニヨリ一定セザルモ大凡ノ反當用量ハ窒素三貫乃至三貫五百匁、燐酸二貫五百乃至三貫、加里二貫五百匁乃至

三貫

(ヌ) 改良法ノ利益 肥料ナ多ク與ノルモ出來過ニ尖セズ倒伏セザルコト、蠶厩チ行フニヨリ徒長チ防ギ分蘖チ多クスルコト、土入

チ行ヒ空堀口元ノ流廻ヲ長クシ雜草並ニ倒伏チ防ギ得ルコト、幅刈シ播ケルニヨリ種チカ丈夫ニ出來ルコト

以上ノ事項ニヨリ病氣チ減ジ台莖ヨリ大ナル穂チ出スニヨリ收穫多シ 以上

改良麥作法による成績

改良麥作により得たる一反歩當り收量は十二箇所の模範田を平均して裸麥三石三斗七升八合にして、最多は三重郡菟野村の四石二斗八升五合、最少は名賀の二石八斗三升である。而して模範田附近(多くは擔當人の在來作を調査す)の在來作法に依るものは平均反當一石八斗八升一合にして其の最多は桑名郡の二石四斗、最少は度會郡の一石三斗にして改良作の在來作に比し増收量は平均に於て一石六斗八升五合九勺であつた。

大正六年度改良麥作普及調査表

郡市名	田			畑		
	麥作反別	改良作反別	歩合	麥作反別	改良作反別	歩合
桑名	五九〇七	七一	一・二二	二五六〇	一八	〇・七一
員辨	二〇四四六	一九一	〇・九四	二八一七	五	〇・一七
三重	二七二三〇	二四三	〇・九〇	七五四	一〇四	一・四七
鈴鹿	一一七九四	一四一一	一三・五〇	五二〇〇	一九九	三・九八

郡市名	小量			計		
	麥作反別	改良作反別	歩合	麥作反別	改良作反別	歩合
河藝						
安濃	八〇九一	六四六	八・六八			
一志	二三五八	二五〇七	一・二三六			
飯南	二二八二七	三七七二	二〇・八九			
多氣	一一〇六九	一五六	一・三二			
度會	一一四六三	二二八三	二〇・四四			
阿山	一〇六六三	三九四	二・八三			
名賀	九五九四	二九二	三・一八			
志摩	七〇六	二五一	五五・一六			
北牟婁	六四九	二	〇・三一			
南牟婁	五三六一					
津	五六					
四日市	一八九〇	一〇	〇・五三			
宇治山田	五五七					
計	一七一六二五	一二二〇二	七・六五	七九四四六・七	三六七三	四・五八

大正七年度に於ては改良麥作法を全縣下限なく普及すべき計畫の下に、九月三日より同二十五日迄各郡各地に於て本會農藝委員水原政次氏並に本會囑託技手(縣農事試験場技手)大橋克氏を講師として講話會を開催したが、七十



有餘歲の高齢にも拘らず雙傑尙壯者を凌ぐの元氣を以て東西に馳驅せられた水原農藝委員並に最近の科學と試驗成績とを基礎として改良麥作を提唱奮闘せられし大橋技手の功勞は翌春に至つて大いに現はれた。今其の普及獎勵講話會狀況を掲ぐれば左の如くである。

郡村名	講師	月日	受講者	郡村名	講師	月日	受講者
桑名郡野代村	水原、大橋	九月三日	一二五人	阿山郡壬生野村	水原	九月十三日	六七
安濃郡草生村	水原、大橋	五日	八八	三田村	水原	十四日	五八
安東村	水原、大橋	六日	五五	名賀郡依那古村	水原	十五日	一五〇
安濃郡安西村	大橋	七日	不詳	古山村	水原	十六日	四〇
一志郡波瀨村	水原	七日	七八	藏持村	水原	十七日	七一
飯南郡松尾村	水原	九日	一一〇	河藝郡大里村	水原	十九日	八五
朝見村	水原	十日	九三	鈴鹿郡石薬師村	水原	廿日	九〇
多氣郡丹生村	大橋	十日	不詳	神邊村	水原	廿一日	九五
多氣郡三瀬谷村	大橋	十一日	不詳	度會郡田丸村	水原	廿三日	五六
阿山郡山田村	水原	十二日	六〇	内城田村	水原	廿五日	八〇

(四) 麥作改良研究會

前記の如く麥作改良は二、三年來急激の歩調を以て進歩し、地主、篤農家、其他の有志は熱心に之を實行して其成績も普通作のものに比し一見著しく優良であつた。然れども尙一段の研究すべき點多きを以て本會は各郡市毎に是等有志者を一堂に會して研究會を開催した。

(五) 麥模範作圃の設置

大正九年度に於ては三重郡菟野村山下貢氏に擔當を委託し麥模範作圃を設置し栽培一般基準を定めた。其栽培概要を示せば左の如し。

麥作模範圃栽培概要

- (一) 品種 コピンカタギ
- (二) 播種期 十一月十五日
- (三) 播種量 播下セル種子一粒ノ占有スル地積ヲ九平方寸トス
- (四) 播種法 幅 廣 蒔
- (五) 肥料 反當標準施肥量左ノ如シ

肥料名	數	量	窒	素	磷	酸	加	里
腐熟推肥	三〇〇	〇〇〇	一	五〇〇		七八〇		一、八九〇
稀薄元肥	三〇〇	〇〇〇		二八一		〇六五		一、三三五
人糞尿	三〇〇	〇〇〇		二八一		〇六五		一、三三五
追肥	三〇〇	〇〇〇		二八一		〇六五		一、三三五
硫安	三	〇〇〇		六〇〇				一
大豆粕	一	二、〇〇〇		八四一		一、三二二		一、一九二
過磷酸石灰		八〇〇〇				一、一〇〇		一
草木灰		二〇、〇〇〇						二、三三〇
合計			三、五〇〇		三、〇二二			四、六九二



(六) 施肥法 肥料へ元肥追肥ニ分施シ追肥ハ二月十日施用ス

(七) 耕種管理

1 鎮壓四回 十二月二十日、一月十五日、二月二日、二月二十二日

2 土入四回 一月十日、二月八日、三月二日、四月八日

(八) 收穫調製

六月七日

(九) 成績概要

1 出穂期へ施肥量ニ依リ多少相違ス

標準肥料區 四月二十一日 石灰加用區 四月二十五日 五割増區 四月二十三日

過燐石灰追肥區 四月二十三日

十割増區 四月二十五日 大豆和酸酵施用區 四月二十三日

2 土地利用歩合ニ對スル施肥量ノ比較成績ハ次ノ如シ(各畦ニ適宜廣幅蒔トス)

畦幅	肥料	草丈	一升重量	反當重量	反當容量	反當批重量
三、五	標準肥料	三、八五	三、八五	一〇六、七三〇	二、七七一	六、四二九
三、五	五割増	四、〇五	三、七五	九一、九四二	二、四五二	一〇、二八七
三、五	十割増	四、〇一	三、七五	九七、七二八	二、六〇六	一一、八九五
三、五	石灰加用ニ	三、九〇	三、八〇	一一二、五一六	二、九六一	六、七五一
四、五	標準肥料	三、八五	三、八五	一〇九、〇〇〇	二、八三一	五、七四八
四、五	五割増	三、八五	三、八〇	一〇〇、五〇〇	二、六四五	七、七四九
四、五	十割増	四、〇五	三、七五	九二、五〇〇	二、四六七	一〇、二四八
四、五	五割増へ大豆和酸酵施用	三、九五	三、八〇	九五、五〇〇	二、五一三	四、七四九
五、二	標準肥料	三、七〇	三、八五	九四、三四五	二、四五二	四、三二八
五、二	五割増	三、七五	三、八五	九三、四七九	二、四二八	六、四九二

麥作模範圃成績(水原政次氏撥當)

- 一、土地利用面積増加ニ伴ヒ收穫増加ス
- 二、土地利用面積増加ニ伴ヒ畦幅三、五寸畦ニハうどん粉病ノ害ヲ受ケ殊ニ五割増追肥區ニ於テ甚ダシ
- 三、施肥量ノ増加ニ伴ヒ收穫増加ス、之レヲ經濟的方面ヨリ見ルニ二割増ノ肥料代金四圓七十六錢及追肥人夫賃金一圓三十錢計金六圓〇六錢ヲ多ク要セシノミニテ平均四斗四升ノ増收ヲ得タリ、假ニ一俵七圓トシテ計算スレバ金七圓七十錢トナリテ差引壹圓六拾四錢ノ利益アリ、次ニ五割増區ニ就キテ見ルニ標準區ヨリ増收スルコト六斗三升四合ニテ此價十一圓〇九錢、増加セル五割肥料代金十一圓八十七錢、追肥人夫賃一圓三十錢計金十三圓三十七錢ニシテ收支差引ケバ二圓廿八錢ノ損失トナル、但シ麥ノ單價ノ問題ニシテ七圓以上ナレバ多肥ニテ利益アリ
- 四、施肥ニ其全量ヲ元肥トスルヨリモ其一部ヲ適期ニ追肥トシタル方收穫多キヲ見ル

(六) 麥作增收共進會

麥の改良作は愈々廣く實行せられ、大正八年に於ては縣下を通じて數千町歩に達した。茲に於て本會は麥作增收品評會を計畫し大正八年度先づ其第一回を開催する事を得た。其規程並に經過の大要を記せば左の如し。

(イ) 三重縣農會麥作增收共進會規程

第一章 目的

第一條 本會ハ麥作ノ改良發達ヲ圖リ優良ノ麥ヲ生産スルヲ以テ目的トス

第二章 出品

第二條 出品ハ郡市農會長之ヲ撰拔シ第一號表ニ第二號表ヲ添ヘ六月十日迄ニ縣農會長ニ提出スヘシ

第三條 出品圃ハ一人一ヶ所トシ五畝歩以上トス



第四條 出品圃ニハ左記様式ノ木標ヲ立ツヘシ  
第五條 出品圃ノ栽培管理ニ就テハ縣郡市町村農會技術員ノ指導ヲ受クルモノトス

第三章 審査

第六條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第七條 審査ノ價値ナキモノト認ムルトキハ審査ヲ行ハス

第八條 出品圃ハ坪刈ニヨリ収量及品質ヲ審査ス 但シ必要ト認ムル場合ハ出品圃全部ノ實收ヲ調査ス

第九條 審査供用ノ麥ハ返還セス

第十條 出品圃ノ審査ニ要スル夫役ハ出品人ノ負擔トス

第四章 褒賞

第十一條 成績優等ノモノニハ左ノ等級ニヨリ授賞ス  
特等 壹等 貳等 參等

麥作改良ニ關シ功勞アル者ニハ功勞賞又ハ追賞ヲ授與ス

第十二條 出品人ハ褒賞ノ受納ヲ拒ムコトヲ得ス

第一號表 何郡麥作増收共進會出品撰拔表

所 在 地	田 畑 等 級	反 別	大小稈別 及品種名	刈取 豫定期	前 作 物	出 品 人 住 所 氏 名
村大字一字地番						

右ノ通撰抜候ニ付及提出候也

大正 年 月 日  
三重縣農會長宛

郡市農會長

第二號表 麥作共進會出品圃耕種管理法說明書

項 目	摘 要
田 畑 別	
大小稈別及品種名	
整 地	
畦 幅	
播 種 幅	
種 子 豫 措	
播 種 期	
播 種 量	
肥 科 (種類、用量、施肥期)	
踏 壓	
土 入	
中 耕	

大正 年 月 日

三重縣農會長殿

郡市町村大字  
出品人 氏

名 印



木標様式

上以寸五

第 三 重 縣 農 會 麥 作 增 收 共 進 會 出 品 圖	出 品 人 何 町 村 大 字 何 某
何 町 村 大 字 地 番	
田 (畑) 反 別	
品 種	

二 尺 以 上

三重縣農會麥作增收共進會審査手續

- 第一條 出品圖ノ式等以上ニ該當見込ノモノハ縣農會ニ於テ、麥等賞ニ該當見込ノモノハ郡市農會ニ於テ審査ス
  - 第二條 審査スベキ點數ハ各郡市配當數ニ依ル、但シ審査ノ結果ニヨリ増減スルコトアルベシ
  - 第三條 縣農會審査ノモノハ刈取豫定期十日以前ニ縣農會長ニ報告スルモノトス
  - 第四條 郡市農會ノ撰拔ハ立毛ニ依リ審査決定ス、但シ收量ノ審査ナシ得ル場合ニハ坪刈法ニ依ルモノトス
  - 第五條 縣農會審査ニテ見込ナキモノト認ムルモノアルトキハ郡市農會長ハ速ニ之ニ代ルベキモノヲ撰拔スルモノトス
  - 第六條 再審査必要ヲ認メタル出品圖ハ縣農會ヨリ通知ヲ受クル迄刈取ルコトヲ得ザルモノトス
- (ロ) 第一回麥作增收共進會審査員協議會  
大正八年五月二十六日午前十時より本會事務所内に於て審査員協議會開催、審査に關し打合せをなす。
- 協議事項
- 一、坪刈り定木ハ時々檢査シテ狂ヒノ有無ニ注意スベシ
  - 二、麥作中ニ桑又ハ柑橘等ノ間作アルモノト雖モ出品差支ヘナシ、但シ面積ノ計算ハ間作ノ分ヲ差引カザルモノトス
  - 三、麥穂ハ扱キ落シタル穗狀ノママノモノヲ袋ニ入レ封緘スベシ、打テ落シテ麥粒トスベカラズ
  - 四、刈リタル麥穂多量ニシテ一個ノ袋ニ入レ難キトキハ二個又ハ三個ノ袋ニ分チ入レ、袋ノ表面ヘ二個ノ内又ハ三個ノ内ト見易キ場

所へ大書シ置クベシ

- 五、袋ハ中札ヲ入レ尙外部ニハ名札二枚以上ヲ附シテ荷造發送スベシ
- 六、袋ハ嚴重ニ封印シ破損セザル様注意スベシ
- 七、刈リ取りタル麥ニシテ多量ノ濕氣ヲ含ムモノハ封緘ノママ町村役場ニ於テ乾燥シ、郵便小包其他適當ノ方法ヲ以テ直チニ本會宛發送スベシ
- 八、刈リ取りタル麥ハ全部本會ニ於テ調製審査チナス
- 九、乾燥ハ極度迄同一程度ニ陽乾シタル後調製ス
- 十、收量ハ層麥及ビ批麥ヲ除キ完熟粒ノミニ付テ秤量ス、其方法ハ總重量ト一升重量トナ秤量シ之レヲ容量ニ換算ス

(ハ) 第一回麥作共進會坪刈審査

大正八年五月下旬より各郡市に亙り夫々審査員出張し坪刈審査をした。出品者に面接する毎に如何に出品者が努力せしかを窺はしむるものがあつた。出品圖を見るに其栽培在來作あり、改良作あり、又高知縣吉田式あり、作柄甚だ好にして全圃は穂のみにて畦間を認むること能はざるものもあつた。肥切れしたるもの遅肥のため濃綠色を呈したるものもあり、又培土充分ならずして倒伏せるものもあつた。審査點數百十一點である。

(ニ) 第一回麥作增收共進會褒賞授與式

本會主催第一回麥作增收共進會褒賞授與式は大正八年八月十六日縣下町村農會長會議の開催を機として桑名郡桑名町第二尋常小學校に於て舉行した。

來賓としては農商務省技師伊藤農産課長を始め、小林代議士、郡市農會長、縣會議員、並に縣下町村農會長其他無慮百名。午前十一時開會、來賓受賞者着席するや天春副會長の開會の挨拶に次いで山協會長恭しく戊申詔書を捧讀し、次で宮川農事試驗場長審査長として審査の報告をなし、授賞者に對し山協會長より賞狀、天春副會長より賞品を授與し



次で率先麥作改良を唱道し致々として研鑽怠らず改良麥作の機運をして今日あらしめた篤農家井上直吉、田所寅吉の  
兩君に對し麥作功勞賞を授與、山脇會長式辭、伊藤農商務省農產課長、郡市農會長總代小森桑名郡農會長、町村農會  
長總代下田亨三君、天春三重縣農工銀行頭取、伊坂縣會副議長の祝辭があつて受賞者總代豊田清敏君の答辭及び功勞  
者田所寅吉君の答辭にて式を終つた。

(ホ) 審査報告

三重縣農會第一回麥作増收共進會審査終了報告本日ナ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉ゲラル、不肖茲ニ成績ノ概要ヲ報告シ併セテ褒賞ノ授  
與ヲ申請スルニ至リシハ尙ニ光榮トスル所ナリ

抑モ今回ノ出品ハ四日市市ナ除キ二市十五郡ニ互リ之ガ審査ハ第一審及第二審ニ分チ、第一審ニアリテハ各郡市農會ニ於テ坪刈リ其他  
ノ方法ニヨリ其成績ヲ比較對照シ優良ナルモノ二百十點ヲ選拔シ、第二審ニアリテハ第一審ニ於ケル成績ノ優良ナル稈麥五十九點、大  
麥十七點、小麥二點、合計七十八點ニ就キ本會ハ更ニ坪刈法ニ依リ刈取り周到ナル方法ニ於テ乾燥調製ヲ施シ、嚴密ニ其收量ト品質ト  
ヲ精査シテ最後ノ鑑定ヲ下セリ、今本會ニ於ケル審査ノ成績ニ就キ其概評ヲ述ブレバ左ノ如シ

一、播種期

從來農家ハ一般ニ麥ノ播種期ニ對シ注意ヲ拂フコト尠ク、所謂百日ノ蒔時三日ノ刈刈ナル俗説ニ安ンジ往々時期ヲ遅延スルノ風習アリ  
然レトモ播種期ノ適否ハ收量ト品質トニ影響ヲ及ボスコト多大ナレバ當ニ優良ノ成績ヲ舉ゲンニハ地方ノ狀況ニ考ヘ、及ブ限リ其時期  
ヲ失セザル様努メザルベカラズ、出品中播種期遅延ノ爲收量ト品質トヲ損スルモノ亦少シトセズ

二、播種量

播種ノ分量ハ地方、施肥量及管理ノ精粗等ニ依リテ斟酌スルノ要アルコト勿論ナレドモ、出品中ニハ諸般ノ事情ヨリ考察スルニ播種ノ  
分量多キニ失シ爲ニ纖弱ノ發育ヲ遂ゲシメタルモノ少ナカラザルヲ認メタリ

三、畦幅及播幅

出品中ノ畦幅ハ水田ニアリテハ二條播ニ於テ最モ廣キハ六尺、最モ狭キハ四尺ナリシモ五尺一二寸幅ノモノヲ通例トシ、畑地ニアリテ  
ハ最廣四尺、最狭一尺六寸ナリシモ二尺五寸ノモノ最モ多數ヲ占メタリ、播幅ノ最モ廣キハ三尺四寸、最モ狭キハ三寸ニシテ九寸幅ノモ

ノ最モ多シ、而シテ是等畦幅及播幅ハ種々ノ事情ニ依リテ其ノ度ヲ異ニスベキモ廣狹其度ヲ失シタルハ概ネ不良ノ成績ヲ示セリ。

四、施肥

出品中優良ノ成績ヲ示セルモノハ概ネ堆積肥料ノ適量ヲ施與シタルモノニ於テ多シトス、然レ共未熟ノ堆肥ヲ使用シ爲ニ或ハ發芽ヲ損  
ヒ或ハ生育ヲ害シタルモノ等少ナカラズ、其他澆リニ追肥ヲ多施シ或ハ追肥ノ時期ヲ失シテ成熟ノ不良ナラシメタルモノアリシテ缺點  
トス

五、培土及澆肥

培土及澆肥ハ麥ノ生育ノ狀況ニ鑑ミ其度ヲ誤ラザル様注意スベシ、出品中ニハ培土ノ時期ヲ失シタルモノ、分量ヲ誤リタルモノ多ク殊  
ニ最終ノ培土ニ於テ分量ノ不足セルモノ少ナカラザリシヲ遺憾トス

六、生育狀況

種子不良ノ結果、發芽ニ不齊ヲ來セルモノ肥培當ヲ得ズシテ或ハ病害ヲ惹起セシメ或ハ發育ニ遲延ヲ生ゼシメ或ハ倒伏セシメタルモノ  
等頗ル多カリシハ注意ヲ要ス

七、品種及收量

出品ノ品種ハ大麥ニアリテハ倍取、稈麥ニアリテハコペンカダギ、其大部分ヲ占メタルモ種子不齊ニシテ色澤亦不良ニ充實尙足ラザル  
モノ等少ナカラズ、殊ニ大麥ニ於テ然ルヲ認メタリ、一層優良品種ノ普及ニ努メラレシコトヲ望ム、而シテ一反歩ニ對スル收量ノ最モ  
多カリシハ收量ニ於テ稈麥四石四斗二升八合、大麥五石三斗六升一合、小麥二石七斗五升八合ニシテ、重量ニ於テ稈麥百六十九貫六百  
一匁、大麥百六十四貫八匁、小麥百十二貫六百匁ナリトス、而シテ小麥ノ成績ハ大麥、稈麥ニ比シ甚ダ及バザリシヲ遺憾トス  
之レヲ要スルニ第一回ノ成績トシテハ品質收量共ニ見ルベキモノ少ナカラザリシハ甚ダ欣アベキコトナリトス、然レドモ尙改善ヲ加フ  
ベキ餘地甚ダ多ナカラズ、惟フニ食糧品ノ充實ヲ圖ル方法多クアルベシト雖モ就中米穀ノ増收ヲ圖ルト共ニ最モ重要ナル補助食物タル  
麥ノ生産ヲ高ムルハ實ニ之レガ根本の方策ヲラズンバ非ズ、當業者ハ常々前述ノ缺陷ニ留意シ互ニ研究ヲ怠ラズ發奮努力以テ大成ヲ期  
セラレシコトヲ望ム

審査ノ概要以上ノ如シ、而シテ就中優良ノモノ二百七點ヲ選拔シ、之レヲ三階級ニ分チ一等四點、二等三十二點、三等百七十一點ヲ授賞シ  
既ニ閣下ノ裁定ヲ經タリ、謹ンテ褒賞ノ授與ヲ稟請ス

大正八年八月十六日

審査長 三重縣技師 正六位勲六等 宮 川 助 一



(一) 授賞者成績表

種	反當容量	反當重量	一升當重量	住	氏
種	四、四二八	一六九、六〇一	三八三	鈴鹿郡龜山町	豐田甚七
同	四、一六八	一五九、五〇〇	三七八	同	豐田清敏
同	四、一五九	一五八、八八〇	三八二	飯前郡花岡村	三宅晋次郎
大	五、二五七	一六四、〇〇八	三一二	三重郡大矢知村	古市與吉

貳等賞

種	反當容量	反當重量	一升當重量	住	氏
種	四、一〇四	一五七、二〇〇	三八三	鈴鹿郡久間田村	米平彌七
同	四、〇三三	一五四、八七七	三八四	多氣郡上御鉢村	北山辰藏
同	四、〇三六	一四五、九六一	三七九	三重郡菟野村	山下貢
同	三、九八九	一五二、三八五	三八二	鈴鹿郡龜山町	豐田政一
同	三、八四三	一四七、五六九	三八四	同 牧田村	伊藤初藏
同	三、八四一	一四四、四二一	三七六	阿山郡壬生野村	界外利一
同	三、八三〇	一四六、三一五	三八二	飯前郡花岡村	井田清助
同	三、八一八	一四七、七四一	三八七	同 伊勢寺村	北川安吉
同	三、八〇七	一三九、三一七	三六六	度會郡穗原村	萩原權吉
同	三、七九八	一四四、三一八	三八〇	飯前郡花岡村	田中圓藏

種	反當容量	反當重量	一升當重量	住	氏
種	三、七八二	一四三、七〇三	三八〇	一志郡豐地村	清水銀之助
同	三、六四六	一三七、四六六	三七七	志摩郡碓部村	大西清八
同	三、六二三	一四一、六五八	三九一	阿山郡上野町	野口寅次郎
同	三、五八七	一三六、二八九	三八〇	河藝郡稻生村	樋口豊次郎
同	三、五五六	一三二、三五九	三七五	同 大里村	赤塚庄次郎
同	三、五四七	一三六、五四七	三八五	同 黒田村	加藤庄太郎
同	三、五八二	一三三、三六〇	三七八	桑名郡在良村	小川久八
同	三、四九三	一三〇、八三三	三七四	南牟婁郡有井村	片岡喜代助
同	三、四七六	一三一、七五六	三七九	安濃郡明合村	中林利三郎
同	三、四六〇	一三四、九四六	三九〇	河藝郡白塚村	中野安次郎
同	三、四五四	一三二、五四六	三八四	阿山郡上野町	森下竹松
同	三、四三三	一三二、六〇〇	三八六	北牟婁郡尾鷲町	北村久右衛門
大	五、三六一	一三一、四七八	三八二	度會郡七保村	山口健藏
同	四、九七七	一五二、七七七	二八五	一志郡豐田村	南條幸助
同	四、九一八	一四七、八一八	二九七	三重郡保冬村	山川清三郎
同	四、八二八	一五二、九五四	三一〇	一志郡高茶屋村	鎌田初次郎
同	四、六〇二	一三八、〇七五	二八六	員辨郡神田村	水谷國松
同	四、五八四	一三三、〇〇〇	二八九	一志郡豐田村	前田定四郎
同		一三三、四八八	二九一	桑名郡野代村	伊藤胤一



大	四、五二四	一三二、五四六	二九三	三重郡大矢知村	大塚嘉藏
同	四、四四四	一三八、二〇五	三一	同 上	伊藤治三郎
同	四、四三〇	一三三、三三二	三〇一	員辨郡大泉原村	日紫喜治太郎

二五四

参 等 賞 (省略)

(ト) 第二回麥作共進會

本縣に於ける麥作研究は大いに進み増收の成績は數年來の面目を一新するに至つた。殊に大正九年度に於ける増收共進會の成績は氣候不順の爲一般麥作減收を來せるに拘らず、昨年第一回に比して最高四斗餘の昂上を來し、亦四石以上のもの昨年の七名が本年は十二名の多きに達し、又全體を通じて優秀なる成績を得たるは偏に農民の耕種肥培に於ける研究努力の結果と云ふべきである。本年度は優秀なるもの二百十一點を撰抜して褒賞を授與した。

其褒賞授與式は大正十年一月二十四日日本會事務所落成式當日を機として午後一時より第七回稻作増收品評會と共に開催し、天春副會長の開會の辭に次で審査長中西農事試験場長の審査報告、山脇會長の式辭、來賓帝國農會副會長矢作博士、安保縣會議長、尾崎安濃郡農會長の祝辭、受賞者總代の答辭があつて式を閉ぢた。本日の壹等受賞者並に收穫高左の如し。

授 賞 者

壹 等 賞

品 種	反當收穫	住 所	氏 名	品 種	反當收穫	住 所	氏 名
紅 珍 子	四、八〇六 <sub>合</sub>	河藝郡黒田村	岡 庄三郎	カ タ ビ ン	四、六九〇 <sub>合</sub>	津市八幡町	遠藤平藏
同	四、七八四	同郡一宮村	柳原竹治郎	同	四、四三五	鈴鹿郡久間田村	平尾佐吉

カ タ ビ ン	四、三八〇	鈴鹿郡久間田村	米平彌七	コ ビ ン カ タ ビ ン	四、二〇三	鈴鹿郡龜山町	豊田政一
同	四、二五九	三重郡菰野村	佐々木喜一	同	四、二〇一	多氣郡上御絲村	北山辰三
紅 珍 子	四、二〇四	飯南郡柿田村	井上直吉				

(チ) 第三回麥作増收共進會授賞者

特 等 賞

品 種	反當收穫	住 所	氏 名	品 種	反當收穫	住 所	氏 名
カ タ ビ ン	四、七〇六 <sub>合</sub>	河藝郡黒田村	岡 庄三郎	カ タ ビ ン	四、六九七 <sub>合</sub>	鈴鹿郡久間田村	米平彌左衛門

壹 等 賞

カ タ ビ ン	四、二六七	一志郡高茶屋村	鎌田初治郎	カ タ ビ ン	四、〇七三	一志郡久居町	栗田清太郎
紅 珍 子	四、一三六	三重郡大矢知村	廣瀬源一郎	紅 チ ン コ	四、〇三〇	飯南郡柿田村	井上直吉
カ タ ビ ン	四、〇八五	阿山郡女生村	橋本朝平	カ タ ビ ン	四、〇一六	鈴鹿郡龜山町	豊田政一

(リ) 第四回麥作共進會授賞者

特 等 賞

品 種	反當收穫	住 所	氏 名	品 種	反當收穫	住 所	氏 名
カ タ ビ ン	五、九三二 <sub>合</sub>	河藝郡黒田村	岡 庄三郎				



壹等賞

品種	反當收量	住 所	氏 名	品 種	反當收量	住 所	氏 名
カコピン	五、三七五 <sub>合</sub>	多氣郡上御絲村	北山辰三	紅珍子	五、〇九九 <sub>合</sub>	名賀郡猪田村	森井圓次郎
同	五、一〇六	名賀郡藏持村	田中半藏	カコピン	五、〇一三	安濃郡藤水村	坂口石藏

(又) 麥作增收共進會各會授賞者一覽表

開催年度	特 等	一 等	二 等	三 等	四 等	計	備 考
第一回 大正八年		四	三二	一七一		二〇七	最多稈麥 四、四二八
第二回 大正九年		九	二四	一七八		二一一	最多稈麥 四、八〇六
第三回 大正十年	二	六	二一	三五	八〇	一四四	最多稈麥 四、七〇六
第四回 大正十一年	一	四	一八	四〇	六四	一二七	最多稈麥 五、九三二

五、小麥の増殖

(一) 小麥増殖計畫

我國の小麥輸入總額は昭和四年より六年迄三箇年平均四百八十五萬石、其價格四千九百四十萬圓に達し、棉花を除けば輸入農産物の最大なるものである。茲に於て政府は五箇年計畫を以て昭和七年度作付反別五十萬町歩の四割二十萬町歩を増加して七十萬町歩に達せしめ、又生産は作付反別と反當收穫の増加に依つて三百萬石を増收して九百萬石

に達せしむべく計畫し、依つて本縣に於ても昭和八年から次表の如く計畫したのである。

昭和七年	總 數		田		畑	
	作付反別	全收量	作付反別	反當收量	作付反別	反當收量
増殖第一年	四、〇八三	五、四三六 <sub>石</sub>	二、九五四 <sub>町</sub>	一、二二六 <sub>石</sub>	三、五八三 <sub>町</sub>	一、七〇〇 <sub>石</sub>
増殖第二年	五、九八三	七、二七二 <sub>石</sub>	四、〇五九	一、二五六 <sub>石</sub>	一、八三三 <sub>町</sub>	一、一八三 <sub>石</sub>
増殖第三年	六、〇八三	八、六〇三 <sub>石</sub>	四、八四九	一、二九六 <sub>石</sub>	二、〇〇四 <sub>町</sub>	一、一八六 <sub>石</sub>
増殖第四年	七、四八三	九、六六五 <sub>石</sub>	五、二四九	一、三三六 <sub>石</sub>	二、一三三 <sub>町</sub>	一、一三六 <sub>石</sub>
増殖第五年	七、七〇三	一〇、三六五 <sub>石</sub>	五、五三九	一、三七九 <sub>石</sub>	二、一八三 <sub>町</sub>	一、一三六 <sub>石</sub>
増殖第六年	七、九八三	一〇、九二五 <sub>石</sub>	五、六七四	一、四一六 <sub>石</sub>	二、二三四 <sub>町</sub>	一、一〇六 <sub>石</sub>

之れが計畫遂行方法として

- 一、小麥獎勵品種決定試験
- 一、小麥採種圃の設置獎勵
- 一、小麥増殖實地指導地の設置
- 一、小麥製粉事業の獎勵
- 一、小麥原種圃設置並に原種配付
- 一、小麥増殖實行委員の設置
- 一、小麥増殖成績共進會の開催
- 一、小麥の燻蒸獎勵
- 右の本縣計畫の小麥増殖事業に呼應して本會に於ては之れが獎勵に全力を注ぐ事になり、昭和八年度事業として左の如く計畫したのである。
- 一、小麥普及宣傳
- 二、小麥増收競技會
- 三、小麥増産成績共進會



(イ) 印刷物の配付  
(ロ) 小麥増産に關する普及宣傳

種 類	部 数	配 付 方 法
小麥增收の實例	四、〇〇〇部	郡市町村農會へ配付す
小麥不整地播法	四、〇〇〇	同
小麥の奨励	一、五〇〇	増殖實行委員會出席者及町村農會に配付
小麥の病蟲害と其豫防法	一、五〇〇	同
小麥増産協議會事項書	一、三〇〇	同
調査用紙	五、〇〇〇	同
町村農會に於ける小麥作改善成績の優良なる事例	一、〇〇〇	同

(ロ) 講習會、講話會、協議會の開催  
増殖實行委員會協議會 (昭和九年)

郡市名	期 日	出席人員	郡市名	期 日	出席人員
桑名	一月二十三日	四六	三重(四日市市)	二月十二日	六一
員辨	一月二十四日	八一	鈴鹿	一月二十五日	七〇

河 濃	二月二日	六三	阿 山	二月四日	六〇
安 濃(津市)	二月廿日	二一	名 賀	二月三日	三〇
一 志	二月六日	九六	志 摩	二月十日	七〇
飯南(松阪市)	二月七日	六八	北 牟	三月六日	二〇
多 氣	二月八日	四五	北 牟	三月八日	三五
度會(宇治山田市)	二月九日	一七	計		八九一

(ハ) 増殖郡區域協議會

小麥増殖奨励の爲各郡市に於て郡市町村農會技術員、中堅篤農家を出席せしめて左の通り協議會を開催した。

郡市名	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
	開催期日	出席人員	開催期日	出席人員	開催期日	出席人員	開催期日	出席人員
桑名	九月五日	一〇五人	五月廿一日	六四人	八月卅一日	三二三人	六月十七日	四四人
員辨	九月四日	一四〇人	五月廿五日	一〇五人	八月十六日	五〇〇人	六月十六日	六八人
三 重	九月六日	一二四人	五月二日	六五人	八月十六日	五〇〇人	六月十五日	九〇人
鈴 鹿	九月二十日	二八〇人	五月廿四日	七五人	八月十六日	五〇〇人	六月十三日	七〇人
河 濃	九月九日	一五二人	五月八日	一〇一人	九月六日	四三一人	六月十二日	八六人
安 濃	九月廿一日	一二〇人	五月廿三日	五八人	九月六日	四三一人	六月十一日	六九人



一志	九月廿二日	一五三	五月四日	九二	八月廿四日	五三〇	六月九日	一二四
飯南	十月七日	一五〇	五月五日	一〇一	八月廿五日		六月八日	九八
多氣	十月廿二日	六八	五月三日	五五	八月十三日	三五〇	六月七日	八七
度會	九月十一日	一〇三	四月廿五日	一一一	八月十四日	二一〇	六月六日	一一五
阿山	九月十五日	一一七	五月一日	九五	八月十二日		六月六日	一一五
名賀	十月十八日	八六	四月三十日	六六	九月七日	三七〇	六月廿日	六三
志摩	十二月廿日	一三三	五月十四日	九六	九月一日	一六一	六月十九日	六二
北牟婁	十月十三日	六一						
南牟婁	九月十九日	七八			九月三日	二〇九		
計		一、八七〇		一、〇九五	九月四日	三、〇八三		一、〇七五

(備考) 市部ハ最寄郡ニ合同ス

(二) 増殖獎勵縣區域協議會

- 一、昭和八年四月八日郡市農會役員ヲ招集シ小麥増殖普及並小麥貯蔵ニ關スル協議會ヲ開催セリ
- 一、同年六月三日縣、縣農事試験場、縣農會小麥増殖獎勵關係職員ノ協議會ヲ開キ小麥ノ普及獎勵ニ就テ協議セリ。
- 一、同年七月五、六兩日小麥増殖獎勵關係郡市農會技術員協議會ヲ開催シ、小麥實地指導地ノ配置選抜指導ノ件其他ヲ協議セリ。
- 一、同年十月二日各郡市農會職員及主要ナル小麥生産地ノ町村農會役員ヲ招集シ合理的増殖ニ關スル協議會ヲ開催セリ。

(ホ) 小麥取引懇談會の開催

小麥取引の圓滑を圖る爲左記の通り取引懇談會を開催し、縣内外の製粉業者並に主なる取扱商店の参加を求め懇談

を交へた。

- 一、昭和九年七月二日 本會事務所樓上ニ於テ開催
- 一、昭和十一年七月四日 本會事務所樓上ニ於テ開催

(ハ) 小麥製粉精白講習會開催

縣係官、縣農事試験場、縣農會關係職員講師となり現在小型小麥製粉機を利用せる者將來施設をなさむとする者及其關係市町村技術員並に其他特に受講希望者を講習員として縣農事試験場に於て左の通り本講習會を開催した。

講習 期 日 昭和十一年三月十八日、三月十九日

講習會延出席數 當業者六八人 技術員四人 計七十二人

(三) 小麥増收競技會

本會主催小麥増收競技會は昭和八年度より開催し左記規程により廣く縣下農家より出品せしめた。

(1) 三重縣農會小麥増收競技會規程

- 第一條 本會ハ小麥作ノ改良増收ヲ圖ルヲ以テ目的トス
  - 第二條 出品ハ縣下一圓ヲ以テ區域トナシ、品種ハ埼玉二七號、江島神力、寶滿、白葉ノ四種ニ限リ一品種一反歩以上ノ一圃地タルコトヲ要ス
  - 第三條 出品セントスル者ハ別記様式ニヨリ出品申込書ニ栽培設計書ヲ添付シ、町村農會及郡市農會ヲ經テ十一月三十日迄ニ本縣農會ニ提出スベシ
  - 第四條 出品人ハ出品圃ニ關シ本會ヨリ調査ヲ求メタル時ハ直チニ報告スル義務アルモノトス
  - 第五條 出品圃ニハ左記事項ヲ明記セル標札ヲ建ツベシ
- 三重縣農會小麥増收競技會出品圃  
出品人氏名



- 耕種梗概 1 品種名 2 播種期 3 肥料名及用量 4 管理
- 第六條 審査ヲ分チテ第一次審査及第二次審査ノ二種トス  
 審査ニ關スル要項ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 審査長及審査員ハ本會長之レヲ任命囑託ス  
 第八條 審査ノ結果優良ト認ムルモノニハ左ノ如ク褒賞ヲ授與ス  
 特等 (農林大臣賞) 一等 二等 三等 四等 (褒狀)
- 第九條 審査ニ供用シタル出品物ハ之ヲ返付セズ  
 (別記様式)

三重縣農會小麥增收栽培會出品申込書

出品 所在地	圃ノ 地位 番	地 目	反 別	備 考

右出品申込候也  
 昭和 年 月 日  
 出品人住所氏名

三重縣農會長殿

栽培設計書  
 品種名、整地、播種期、播種量、播種法、畦幅播幅

肥料 名	施用 量	施用 法	備 考

管理

回数	土入時期	踏壓時期	備 考

中耕除草

(2) 第一回栽培會の概要

- 一、增收栽培會開催者 三重縣農會  
 一、出品區域 三重縣一圓  
 一、出品點數 九〇七點  
 一、審査施行ノ概要
- 審査ハ第一次審査及第二次審査ノ二回ニ分チ、第一次審査ハ各都市ニ於テ立毛又ハ坪刈等ニヨリ出品總點數ノ中ヨリ成績優良ト認  
 △ルモノヲ豫メ配當セラレタル點數ダケ選拔シ、其出品者ノ氏名、出品圃ノ所在地、刈取期日等ヲ審査員ニ前日迄ニ通知セシメタリ
- 第二次審査ハ縣及ビ縣農會ニ於テ行ヒ臨地及現品審査ノ二ツニ分チタリ  
 第二次ノ通知ヲ受ケタル審査ハ所定ノ期日ニ現地ニ出張シ臨地審査ヲ行ヘリ
- 一、臨地 審査 (六月七日—六月二十三日)
- 出品圃ノ面積ヲ調査シ其作況ヲ觀察シ圃地ノ周邊ヨリ六尺以内ニ於テ平均ト認メタル場所三ヶ所ヲ選定シ、各一箇所一畝歩内外ヲ  
 四邊形ニ刈取り各區ノ分ヲ合シ直チニ脱穀機、運搬、唐箕等ヲ以テ脱穀調整シ、子實全重量ヲ二回秤量シ能ク攪拌混和シ平均セシメ  
 タル後、現品審査材料トシテ各二貫匁ヲ二點採取シ審査表ト共ニ所定ノ袋ニ納メ、封緘捺印シ直チニ三重縣立農事試驗場ニ持參セ  
 リ
- 刈取面積ノ測定ハ刈取區割ナニツノ三角形ニ區分シ各三角形ノ面積ハ底邊及高サニヨリ算出セリ、是等ノ底邊及高サ並ニ刈取區割  
 ノ四邊ノ測定ハ數回反復シ平均ヲ算出シテ審査表ニ記入セリ



一、現品審査 (現品搬入六月七日—六月二十五日)  
 現品審査材料ノ到着ト共ニ直ニ秤量シ、四袋ノ所定ノ乾燥箱 (長三尺四寸五分幅二尺五寸深サ一寸三分)ニ薄ク擴ゲ晴天二日間日乾シ三重縣立農事試験場ノ本館樓上ノ一室 (長サ二間半幅二間高サ一間半)ニ其儘貯藏セリ  
 青蛾ノ發生ヲ認メタルヲ以テ六月二十二日ニ第一回次テ其後搬入セル現品ハ六月二十六日ニ二硫化炭素ノ燻蒸ヲナセリ  
 七月四日現品審査材料全部ヲ一齊ニ午前九時ヨリ午後二時迄日乾セリ  
 七月七日—十日 (四日間トモ晴天)人力ニヨリ唐箕ヲ以テ丁寧ニ精選シ精選子實ノ重量 (二回) 及一升重量 (三回)ヲ測定シタリ  
 七月二十七日審査現品ヨリ精選シタル子實ニ付其品位ヲ査定シ評價ヲ行ヒ、並ニ反當收量ヲ決定シ反當生産價格ヲ算定シ優秀者ヲ決定セリ (反當生産價格ノ基タル小麥ノ價格ハ最近七月十二日ヨリ七月二十五日ニ至ル三重縣信用購買販賣組合聯合會ノ小麥三等入札價格ノ十回分ヲ平均シタル百斤當リ金六圓三十九錢ヲ探レリ)

一、第一回小麥增收競技會成績

等級	出品者住所氏名	品種	反當收量	一升重量	品質	反當生産價格
特等 (農林大臣賞)	多氣郡萩原村 岡村松右衛門	埼玉二七號	一三八、四一七	三六九	三	五五、二八
	名賀郡箕曲村 山口猪之助	同	一二八、三七〇	三六七	同	五一、二七
	名賀郡名張町 寺島喜代郎	同	一二五、〇〇〇	三六八	同	四九、九三
	名賀郡箕曲村 辻本善長	同	一二一、三四九	三七二	同	四八、四六
	度會郡五ヶ所村 柱 清太郎	同	一一八、九八〇	三六五	同	四七、五二
	志摩郡磯部村 出口利隆	同	一一二、二四七	三七三	同	四四、八三
	一志郡川口村 浦出武雄	同	一一五、一六〇	三七二	同	四四、六一
	飯南郡松江村 宮下清一	江島神力	一一七、二七四	三六三	同	四四、〇三
	多氣郡津田村 澁谷平左衛門	同	一一一、〇六二	三七四	同	四三、〇二
	三等賞					

等級	出品者住所氏名	品種	反當收量	一升重量	品質	反當生産價格
三等賞	柔名郡深谷村 堀田一三	埼玉二七號	一〇七、二六一	三六七	三	四二、八五
	志摩郡鵜方村 前田嘉平	同	一〇四、九九三	三七〇	同	四一、九三
	安濃郡明合村 中村利一	白 莢	一〇四、八七八	三七九	同	四一、八九
	鈴鹿郡關町 平川善三郎	江島神力	一〇九、一〇九	三五三	等	四〇、九六
	河藝郡稻生村 伊達龍吉	埼玉二七號	一〇五、四九七	三六二	同	三九、六一
	飯南郡花岡村 岡本豊郎	同	九八、九二〇	三六二	同	三九、五一
	安濃郡草生村 安川重太郎	同	九七、〇七四	三七二	同	三八、七七
	鈴鹿郡神邊村 森口藤一	江島神力	九九、八七三	三七〇	同	三八、六九
	南牟婁郡市木村 西 儀一郎	埼玉二七號	一〇二、九九九	三六九	等	三八、六七
	飯南郡松江村 川村文藏	寶 滿	一〇二、六六三	三五五	同	三八、五四
四等賞 二十四名 (成績姓名省略)	鈴鹿郡牧田町 加藤米三郎	江島神力	九八、〇二一	三七四	同	三七、九七
	一志郡七栗村 牛場宅雄	白 莢	九七、六七二	三七一	同	三七、八四
	一志郡川口村 島岡勝五郎	同	九七、五七三	三七七	同	三七、八〇
	三重郡竹永村 伊藤宗次	埼玉二七號	九九、六四九	三六九	等	三七、四一

第一回小麥增收競技會審査報告

三重縣農會主催昭和八年度小麥增收競技會審査了シ、褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラルルニ當リ審査ノ結果ヲ報告スルハ不肖ノ寒ニ光榮トスル所ナリ  
 抑モ今回ノ競技ハ前年度樹立セラレタル政府ノ小麥增收五ヶ年計畫ニ於ケル獎勵施設ノ一ニシテ、當業者ノ小麥増殖ニ關スル研究心







阿山 二五 名賀 三八 志摩 一八 北牟婁 一三 二六八  
 四日市 五 宇治山田 三 松阪 三 計 六八三 南牟婁 一六

一、審査成績ノ概要

イ、品	出品點數	第二次審査ニ附シタル點數	四八
埼玉二十七號	五二五	第二次審査ニ附シタル點數	ナシ
寶滿	七	第二次審査ニ附シタル點數	三
江島神力	一四二	第二次審査ニ附シタル點數	ナシ
白英	九	第二次審査ニ附シタル點數	ナシ

ロ、審査方法

(イ) 第一次審査 各都市ニ於テ立毛又ハ坪刈等ニヨリ配當點數ヲ選抜セリ  
 (ロ) 第二次審査 縣審査員ニヨリ第一次審査ニ於テ選抜セラレタルモノニ付キ第一回ノ通り臨地及現品審査ヲ行ヘリ

第二回小麥増收競技會成績

等級	出品者住所氏名	品種	段當重量	品質	段當生産價格
特等賞 (農林大臣賞)	志摩郡鷲方村 前田 嘉平	埼玉二十七號	一、一八四、二	四等下	六一、九五
一等賞	名賀郡箕曲村 山口猪之助	同	一、一三〇、六	三等下	六一、九六
同	志摩郡鷲方村 東山倉吉	同	一、一〇三、六	二等下	六一、六九
二等賞	名賀郡澁川村 辻村 萬藏	同	一、一〇三、六	三等下	六〇、八八
同	名賀郡名張町 寺島喜代郎	同	一、〇九三、九	同	六〇、三五
同	南牟婁郡市木村 西儀市郎	江島神力	一、〇九一、九	四等下	五八、〇四
同	三重郡下野村 下田九十郎	埼玉二十七號	一、〇八六、一	同	五七、七三

等級	出品者住所氏名	品種	段當重量	品質	段當生産價格
二等賞	飯南郡澁代村 中西治兵衛	埼玉二十七號	一、〇三〇、三	三等上	五七、二一
三等賞	桑名郡西桑名町 伊藤宇左衛門	同	一、〇四〇、〇	三等下	五六、九九
同	多氣郡萩原村 島山利和	同	一、〇六一、〇	四等中	五六、九八
同	多氣郡三瀬谷村 村田喜助	同	一、〇六七、五	四等下	五六、七四
同	多氣郡大淀町 中辻長次郎	同	一、〇六二、〇	四等中	五六、四五
同	阿山郡中瀬村 前田義久	同	一、〇四七、〇	四等中	五六、二三
同	桑名郡城南村 伊藤久吉	同	九九九、五	二等中	五六、〇五
同	三重郡縣村 伊藤久一	同	一、〇三二、七	四等上	五六、〇三
同	飯南郡澁代村 澁代尋常高等小學校	同	一、〇二二、〇	四等中	五四、八九
同	鈴鹿郡白川村 片岡邦光	同	九九三、四	三等下	五四、四四
同	一志郡高茶屋村 田中良夫	同	九七三、四	二等下	五四、四一
同	四日市市旭村 服田由太郎	同	一、〇六六、一	等外中	五四、三三
同	度會郡城田村 野口彦一	同	一、〇二〇、九	四等下	五四、二七
同	三重郡羽津村 森九一	同	九六八、一	二等下	五四、一一
同	三重郡朝日村 後藤藤次	同	九三三、二	二等上	五二、五〇
同	阿山郡上野町 森下竹松	同	九八一、七	四等下	五二、一八

(四等省略)

(四) 小麥増殖成績競進會

本會は小麥増殖事業として個人の増收競技會の外、團體の小麥増殖獎勵の爲昭和八年度より小麥増殖成績競進會を



開催す。其の概要左の如し。

(1) 三重縣農會主催小麥增殖成績競進會規程

- 第一條 小麥ノ改良增殖ヲ圖フンガ爲本規程ニヨリ小麥增殖成績競進會ヲ開催ス
- 第二條 出品ノ區域ハ縣内一圓トシ出品者ハ市農會及郡農會ノ推薦ニ依ル町村農會トス
- 第三條 出品セントスル農會ハ別記様式ノ出品申込書ニ小麥增殖事業計畫書ヲ添付シ十月末日迄ニ本會ニ提出スベシ  
但町村農會ニアリテハ郡農會ヲ經由スルモノトス
- 第四條 出品者ハ出品ニ關スル事項ニ付本會ヨリ調査ヲ求メタルトキハ直チニ報告スルノ義務アルモノトス
- 第五條 本會ノ會長ハ縣農會長トシ審査長及審査員ハ本會長之レヲ任命又ハ囑託ス
- 第六條 出品者ハ小麥增殖事業成績書ヲ翌年七月末日迄ニ本會ニ提出スベシ
- 第七條 審査ハ小麥增殖事業計畫書及小麥增殖事業成績ニ就キ之レヲ行フ  
審査ニ關スル要項ハ別ニ之レヲ定ム
- 第八條 審査ノ結果優良ト認ムルモノニ對シテハ左ノ通り褒賞ヲ授與ス  
甲級 乙級
- 第九條 出品者ハ審査ヲ拒ミ又ハ審査ノ結果ニ對シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ズ

(別記様式)

出品申込書

三重縣農會主催小麥增殖成績競進會規程第三條ニヨリ小麥增殖事業計畫書相添へ出品申込候也

三重縣農會 會長殿

審査要項

- 一、審査ハ小麥增殖事業計畫ノ審査及小麥增殖事業成績ノ審査ニ分チ之レヲ行フ
- 小麥增殖事業計畫ノ審査

出品農會ナシテ其農旨ノ農業經營及小麥栽培ニ關スル現況調査(最近三ヶ年)並ニ小麥增殖計畫(將來ノ基本計畫及其年度ノ計畫)ヲ記載シタル事業計畫ヲ提出セシメ其ノ適否ヲ審査ス

小麥增殖事業成績ノ審査

審査員ヲ隨時現地ニ派遣シ實地調査ヲ行フ外、出品農旨ナシテ小麥增殖事業成績書ヲ提出セシメ縣及町村ノ統計書、穀物検査所報告書、縣農會及縣聯ニ於ケル販賣斡旋數量、其他資料ト比較對照シ其ノ實績ヲ審査ス

審査ノ結果左ノ如ク褒賞ヲ授與ス  
甲級五點 一點當百圓 乙級十五點 一點當五十圓

但シ點數及賞金ハ成績ノ如何ニヨリ斟酌スル事アルベシ

各郡市出品相當點數ヲ左ノ如ク定ム  
桑名郡二、員辨郡五、三重郡及四日市五、鈴鹿郡四、河藝郡五、安濃郡及津市二、一志郡五、飯南郡及松阪市四、多氣郡三、度會郡及宇治山田市五、阿山郡三、名賀郡三、志摩郡二、北牟婁郡二、南牟婁郡一、計五〇點

一、競技會ノ概要

昭和八年度出品點數

桑名郡	一	員辨郡	一	三重郡	四	鈴鹿郡	二	河藝郡	五	安濃郡	二
一志郡	五	飯南郡	三	多氣郡	三	度會郡	五	阿山郡	三	名賀郡	二
志摩郡	二	北牟婁郡	一	南牟婁郡	二	松阪市	一	合計	四二點		

同 授 賞 點 數

甲 級	五點	一點當賞金額	八十圓
乙 級	十二點	一點當賞金額	五十圓

一、審査施行ノ概要

(イ) 開催ノ方法

別記出品規程ニヨリ小麥增殖事業計畫書ヲ昭和八年十月末日迄ニ、小麥增殖事業成績書ヲ昭和九年七月末日迄ニ本會ニ提出セシメ



(ロ) 小麦増殖成績審査事項

増殖事業計畫書及増殖事業成績書ヲ提出セシメ左ノ項ニ付審査ヲ行フ

- (1) 將來ニ於ケル耕地利用増進状況  
土地ノ利用増進状況、作物別利用状況
  - (2) 小麦増殖ニ關スル事項  
小麦栽培農家ノ増加ノ状況、作付面積及生産増加ノ状況、獎勵品種ノ普及及種子更新ノ状況、栽培法ノ改善及病蟲害防除ノ状況、品質改善ノ状況、販賣及利用方法ノ改善状況、小麦増殖實行委員ノ設置及活動促進状況、其他小麦増殖獎勵指導等ノ状況
  - (3) 小麦増殖事業ニ關スル經費豫算
  - (4) 其團體ニ於ケル各種事業成績ニ關スル事項
- 以上の如くにして縣下四十二市町村の出品に對し嚴密なる審査を行ひ左の如く授賞した。

- 優良賞 河藝郡白子町農會 一志郡中原村農會 阿山郡山田村農會
- 名賀郡神戸村農會 志摩郡磯部村農會
- 優良賞 員辨郡阿下喜町農會 三重郡下野村農會 鈴鹿郡庄内村農會
- 河藝郡天名村農會 一志郡阿坂村農會 飯南郡花岡町農會
- 多氣郡丹生村農會 度會郡一之瀬村農會 度會郡五ヶ所村農會
- 阿山郡壬生野村農會 名賀郡依那古村農會 南牟婁郡相野谷村農會

六、菜種の増産

(一) 本縣菜種栽培の變遷

本縣に於ける菜種栽培の起源は詳でないが、天明以前にあつては自家燈油を得んが爲に栽培するに止まつた。其後

文化、文政の頃より漸次盛況に向ひ其産額を増加し製油の移出も少なくなつたが、明治維新後衰退を傾き明治八年頃に至つて石油の競争に遇ひ價格の暴落を來し、爲に耕作反別を減じた。殊に人口の増加に伴ひ麥の需要多きを加へ裏作として麥作増加の爲更に其作付を減じたが、本縣に於て二毛作を今日の如く盛ならしめたのは一つは菜種栽培の盛なりしに依るとも云ひ得るのである。明治十七八年頃乾燥不十分のもの販賣せられ明治二十年縣は諭告を發し之れが矯正に努めた。然るに其後漸次作付反別及び産額を減じたが、昭和初年に至り國策として菜種の増産が計畫せられ本縣に於ても其栽培指導に特に力を注ぐ事になつた爲本會も之れに呼應して獎勵の方法を講ずることとなつた。

(二) 菜種作増收競技會

縣下當業者の非常なる共鳴を得て多數出品され本縣關係官、農事試驗場係官、郡市町村農會技術員の援助指導の下に著々事業を進め、第一回褒賞授與式は昭和六年十月十四日三重縣立農事試驗場に於て舉行された。當日は菟木農商課長(知事代理)、廣瀨技師 其他縣係官、中村場長其他試驗場職員、郡市農會長、郡市町村農會技術員、多數當業者の參列あり、舉式の辭に次で中村農事試驗場長の審査報告、本會大橋幹事より縣の賞金及本會の褒狀を授與し、會長の式辭を代讀す。次で菟木農商課長知事告辭を代讀、郡市農會長總代祝辭(山川河藝郡農會長)受賞者總代の答辭(田所賢)ありて閉會した。受賞者氏名審査報告を掲ぐれば左の如し。

第一回菜種作増收競技會授賞者(出品點數五〇)

等級	住所氏名	反當收獲
二 等	飯南郡漕代村 田 所 賢	一一四、三〇四 <sub>キ</sub>
同	三重郡日永村 加 藤 源 助	九六、六七九



三	等	多氣郡上御絲村	内山甚之助	二七四
同	同	一志郡豊田村	渡邊平三郎	九三、七七五
同	同	多氣郡齋宮村	村岡準次	八八、四〇三
同	同	河藝郡天名村	宮崎庄太郎	八七、七一七
同	同	一志郡高茶屋村	金兒新右衛門	八六、〇六一
同	同	三重郡縣村	伊藤久一	八三、八二一
同	同	四日市市濱二色	鈴木新太郎	八一、七五九
				八〇、七五二

審査報告

三重縣農會主催菜種作増收栽培會審査了シ本日茲ニ褒賞授與式ヲ舉行セラレ、審査ノ概要ニツキ報告ノ任ヲ負フハ余ノ定ニ欣幸トスル所ナリ

惟フニ本縣ニ於ケル菜種作ハ其起源既ニ遠ク現ニ作付面積ハ本邦第三位ニシテ、縣重要工藝農産物ノ首位ニアルモ其後逐年減少チ來シ昭和五年度ハ六千五百町歩反當收量僅カ六斗五升ニ過ギス

晩近菜種需要ノ途漸ク擴ク年ト共ニ多額ノ輸入ヲ見ツ、アルノ現狀ニシテ、之レガ國內生産ヲ増加シ以テ國際貨價ヲ改善スルト共ニ過迫セル農家經濟ノ緩和ヲ圖ルハ菜種作ヲ指イテ他ニ求ムルヲ得ズ、而シテ生産ノ第一義タル増收ハ須ク農家ノ熱意ニ據ル所多カルベシ

本審査ノ施行ニ當リテハ出品田各筆ニ付三ヶ所ニ於テ一坪以上ヲ測定シ刈取チ行ヒ、所定ノ袋ニ納メ封緘捺印シ當試驗場ニ送附シ之ニ一定ノ乾燥、脱穀、調製チ加ヘ總重量、容量等ヲ秤量セリ、而シテ現今取引ノ狀況ニ鑑ミ反當子實重量ノ多寡ニ依リ優劣ヲ定メ其品質ヲ参照シ順位ヲ決定セリ、左ニ之ニ概要ヲ述ブレバ

一、總數五十點ニシテ宇治山田市ヲ除ク縣下各都市ヨリ出品セリ

一、出品セル品種ハ大朝鮮種十三點、小朝鮮種三十四點、品種不明ノモノ四點ナリ

一、收量ニ於テハ最高百四十三〇四匁(小朝鮮不二種)、最低三十三匁五百八十八匁(小朝鮮四日市黑種)平均六十九匁五百匁

一、品質ニ於テハ收量高位ノモノ品質モ亦大體良好ナル傾向ヲ認ム、但シ菌核病ノ發生セルモノ或ハ刈取ノ早キニ過ギタルモノ等ハ品質收量共概テ不良ナリ

即チ之レガ成績ヲ本年度縣平均反當收量十九匁五百匁ニ比スレバ最低收量ノモノト雖モ尙八割以上ノ増收タリ、蓋シ一段ノ進歩ニシテ出品者努力ノ跡然タルモノアリ、然リト雖モ近縣後進地ニ於ケル百二十八匁(四石)以上ノ收獲ヲ擧ゲシ記録ニ比スレバ尙及バザルコト遠ク先進地トシテノ面目何處ニアリヤ

抑モ菜種ハ水田裏作トシテ栽培頗ル簡易ナルノミナラズ耐濕性強健ニシテ米作トノ關係極メテ良好ナリ、殊ニ本縣ハ優良ナル朝鮮種ヲ配付シ増殖指導同チ設置シ以テ其生産ヲ助成シ農家經濟發展ニ資セントスル秋ニ當リ菜種栽培ニ關スル各種ノ試驗成績並ニ本審査ノ成績ニ鑑ミ且各自ノ經驗ニ顧ミ今後一層ノ工夫、一段ノ努力ヲ研究チ重ホ本縣菜種栽培ヲシテ斯界ニ進歩セシメ以テ其ノ範ヲ他ニ垂レン事ヲ期スベシ

審査總會ハ總出品數五十點ニ付慎重嚴密ナル設備ヲ行ヒタル結果第一位ニ推スモノナク單ニ二等二點、三等七點ヲ擬賞セリ希ハ褒賞ノ授與アラントナ

昭和六年十月十四日

審査長 地方農林技師 中 村 義 雄

第二回菜種増收栽培會

昭和七年度の事業として第一回の如く開催し、審査員は區域を分擔し刈取審査を行ひ、種實は農事試驗場に於て反當重量容量一升重量を査定し審査總會を開きて擬賞を決定した。其の成績左の如し。

住	所	氏	名	反當重量	反當容量	一升重量
三重郡	川島村	小林	清	九五、六二五	三、一五	三〇七



住所	氏名	反當重量	反當容量	一升重量
安濃郡 神戸村	山林榮吉	九三、四四六	三、〇二四	三〇九
河藝郡 玉垣村	杉野字十郎	九二、二二三	三、〇六四	三〇一
三重郡 縣村	伊藤久一	九一、七二三	三、〇五七	三〇〇
多氣郡上御藤村	中谷宗次郎	九一、一六五	二、九四一	三二〇
飯南郡 清代村	清代小學校	九一、〇五八	二、八〇一	三二五
一志郡 豊田村	渡邊平三郎	九〇、〇七〇	二、七八九	三二三
飯南郡 清代村	中西治兵衛	八七、八四〇	二、七二八	三二二
多氣郡下御藤村	飯田久一	八六、九一八	二、八九七	三〇〇
一志郡 鷗村	山村久吉	八五、四八五	二、八一二	三〇四
宇治山田市 一之木町	大西五郎松	八四、七〇二	二、七八六	三〇四
一志郡 豊田村	神田惣太郎	八四、二一八	二、六三一	三二二
北牟婁郡赤羽村	久保藤太郎	八四、二一八	二、八五五	二九五
一志郡 中川村	岡野嘉七	八一、八五四	二、六五八	三〇八
多氣郡東黒部村	西尾與三兵衛	八一、五八三	二、六三二	三一〇
河藝郡 大里村	赤塚博	八〇、六一一	二、六〇九	三〇九
三重郡 羽津村	山本三吉	八〇、三五五	二、六一七	三〇七

第三回米種増収競技會  
 昭和八年度の事業として實施し、九月廿七日日本會事務所樓上に於て第一回小麥増収競技會褒賞授與式と併せて褒賞授與式を舉行した。其の成績左の如し。

授賞者(出品點數二十八點)

等級	出品人住所氏名	品名	反當重量	品名	品質
二等	河藝郡玉垣村	杉野字十郎	八九、一七八	伊勢黒	二
三等	三重郡 縣村	伊藤久一	八六、一六九	伊勢黒	二
三等	一志郡中川村	坪井佐助	七五、八四〇	伊勢黒	二
三等	安濃郡片田村	野田泰吉	七五、〇〇〇	伊勢黒	二
三等	飯南郡清代村	松本八三	七三、五四六	伊勢黒	三
三等	河藝郡上野村	後藤熊吉	七三、二六三	伊勢黒	二
三等	飯南郡清代村	西田恒太郎	七〇、七七五	伊勢黒	三
三等	三重郡八郷村	稻垣源一郎	六九、一七一	伊勢黒	三
三等	河藝郡大里村	赤塚博	六八、四五九	伊勢黒	二
三等	三重郡菰野町	山村藤吉	六七、六四五	伊勢黒	二
三等	河藝郡白子町	中村佐次郎	六四、〇四九	伊勢黒	三
三等	多氣郡大淀町	中辻長次郎	六三、三七四	伊勢黒	二
三等	北牟婁郡赤羽村	谷延一	六〇、七一七	伊勢黒	一



三	等	員辨郡石樽村	弓矢平太郎	伊勢黒	二七八	六〇、〇〇五	二	等
---	---	--------	-------	-----	-----	--------	---	---

第四回菜種増収競技會

昭和九年度に於ける本會主催第四回菜種増収競技會の褒賞授與式は八月二十八日午後一時より縣會議事堂に於て小麥増収競技會褒賞授與式と併せて舉行した。其の成績左の如し。(出品點數三十五點)

等級	出品者	住所氏名	品種名	反當	收量	品	價
二等賞	河藝郡玉垣村	杉野宇十郎	伊勢黒種		九〇、三六〇	二	等
同	三重郡櫻村	牧田常七			九〇、〇七一		
三等賞	度會郡東外城田村	中森吉太郎			八五、五六六		
	一志郡阿坂村	辻本清藏			八五、四二〇	三	等
	三重郡八郷村	稻垣源一郎			八四、六四四	二	等
	河藝郡上野村	後藤熊吉			八〇、五三六	三	等
	桑名郡城南村	伊藤吉藏			七八、七八三	一	等
	三重郡菟野町	土井孝吉			七八、〇四九	三	等
	飯南郡清代村	中西菊郎			七六、五四五	二	等
	一志郡鶴村	山村久吉			七六、四七二		
	三重郡羽津村	山本三吉			七五、四六七	三	等
	員辨郡十社村	片岡國一			七三、三〇〇	二	等

河藝郡飯野村	森田九市	六ツ美種	七二、九七三	三	等
飯南郡清代村	中西三郎	伊勢黒種	七一、六七六		
多氣郡下御穂村	川口柳太郎		六九、五二〇	二	等
安濃郡高宮村	野田利夫		六九、二五二		
一志郡高茶屋村	鎌田源之助		六九、〇三一	三	等
安濃郡明合村	長谷川清八		六八、〇九六		

七、副業奨励

副業を廣義に觀れば養蠶、製茶、畜産、林業、園藝及び小規模なる機業等を含むべきも此等に關する本會の事業は別項に之れを掲げ茲には狹義の副業的施設に就て記すこととし。

本縣に於ける副業を顧るに維新後殊に日清戰爭以後に於て即ち廣い意味の農家の副業は次第に發達し、日露戰爭當時農家の經濟的苦難に對する試練はよく副業の研究心を助長し、戦後の好景氣に遇ひて益々其種類及産額を増加せしめた。大正二年本縣の副業品生産額を見るに繭參百八拾万圓、製茶百拾參萬四千圓、鶏拾七萬五千圓、鶏卵參拾萬圓、菓製品參拾萬六千圓、紙拾貳萬五千圓、草履表拾壹萬五千圓、椎茸參萬七千圓、果實五萬五拾圓、産牛六萬三千圓、竹製品七萬九千圓、養蠶貳萬四千圓、竹材參萬六千圓、菅等貳萬壹千圓、桑苗貳萬貳千五百圓、麵類四拾參萬九千圓、麥稈眞田參萬貳千圓、經木細工四萬壹千圓、笄參萬貳千圓等々であつたが、最近に於ては更に發達して別項販



賣斡庭の成績に示すが如き數字を擧げるにやつた。

本會に於ては之れが指導獎勵の爲講習講話並に品評會、競技會等を開催して貢獻し來つたのである。現在の如く副業に關する事業が縣及び他の團體に移管される迄の本會の施設を述べれば左の如くである。(但し園藝、養蠶、畜産に關する品評會共進會等の施設は別項に記す)

(一) 農家副藝品品評會

開設年度	會期	會場	出品點數	授賞	數
明治四十三年	明治四十四年二月二日ヨリ七日間	津市縣合議場	一、一二七	一等	三〇
				二等	七〇
				三等	一五二
				四等	一四七
				計	三九九

都市別出品點數授賞數

都市別	出品點數	授賞				計	出品點數ニ對スル授賞歩合
		一等	二等	三等	四等		
河内郡	一六	一	四	六	一	八	五〇
鈴鹿郡	六四	三	四	四	一三	二四	四・一
三重郡	一三七	三	二	二	一三	五六	四・一
員辨郡	八四	二	一	八	一七	一七	二〇
桑名郡	一四六	四	八	一	一三	四六	四〇
飯南郡	一〇九	四	六	二	一二	三九	三・六
多氣郡	五二	二	四	四	一〇	一五	二・九
廣會郡	九四	四	五	一	一〇	三八	四・〇
阿山郡	一六九	三	一	七	一〇	六〇	三・六
名賀郡	六四	二	七	一	一〇	二八	四・四
志摩郡	五四	一	四	九	一三	二二	四・三
南牟婁郡	二八	一	二	六	九	一四	五・〇
津市	三二	一	一	六	八	一四	四・三
合計	一、二二七	三〇	七〇	一五二	一四七	三九九	三・九

審査報告

三重縣農會第一回農家副藝品品評會審査終了ヲ告ゲ本日ヲ以テ審査授與ノ式典ヲ舉ゲラル、不肖乏ヲ審査長ニ奉ケ審査諸員ノ熱誠ヲ力ニヨリ再審査其ノ優劣ヲ判別シ茲ニ其ノ成績ヲ述ベ並ニ授賞ヲ申請スルニ至リシハ洵ニ光榮トスル所ナリ  
抑々今回ノ出品ハ縣内一市十四郡ニ互リ總點數一千七十九點アリ第一回ノ開催トシテハ出品點數取テ少シトセズ、加之出品概々良好ニシテ實用ニ適シ農家ノ副業トシテ將來大ニ有望ナルモノ多キヲ認メタリ、今左ニ第一ヨリ第十二至ル各類ニ互リ審査ノ概評ヲ述ベントス

第一類 此類中主ナルモノハ米俵及帆ニシテ何レモ原料ノ選擇、製作ノ技術審シテ良好ナリト雖モ依ニテハ編織ノ太キニ失シタ



ルモノ重量ノ過大ナルモノ、封間ノ検査規定ニ合セザルモノ、叭ニアリテハ耳縁不充分ニシテ脱漏ノ憂アルモノ少カラザルヲ認メタリ

第二類 此類中主ナルモノハ、スベ繩ニシテ其他ノ繩類モ亦相應ノ出品アリ、概シテ絢方宜シク良品ヲ認メタルモノ一般手糊ニ屬スルモノハ捻數均一チ缺キ且ツ大小不同ノモノ多カラズ、器械捻ニアリテハ原料脆弱ニシテ緊張ニ堪ヘザルモノアルヲ認メタリ

第三類 本類中主ナルモノハ藁谷藤谷ニシテ兩種ニ見ルベキモノ多カラズ、然レドモ藁谷ノ底止メハ概シテ良シカラズ實用ニ適セザルモノ多カリシト藤谷ノ編方粗大ニ過ギタルモノ多カリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ

第四類 本類ハ出品點數多カラズ就中縣下ノ副產品中最モ有望ナル菅笠及苦ノ出品少カリシハ特ニ遺憾トスル所ナリ、然レドモ製作概シテ良好ニシテ特産ノ名ニ恥ザザルモノアルヲ認メタリ、將來粗製濫造ノ弊ニ陥ルコトナク一意良品ノ製作ニ努メンコトヲ要ス

第五類 此類中主ナルモノハ藁席及疊表ニシテ藁席ニアリテハ原料ノ選擇、編織ノ技術共ニ見ルベキモノ多カラズ、特ニ藁席トシテ皆川産ノ出品類ル多カリシハ本縣藁界ノ一進歩ト言フベシ、然レドモ尙往々粗惡ノ原料ヲ使用セルモノ編ミ方ノ厚薄其ノ度ヲ失シ實用ニ適セザルモノアルヲ認メタリ、疊表ニアリテハ本縣ニ於ケル栽培製造年尙淺キニ拘ラズ順ル進歩ノ形跡アルヲ認メタリ、然レドモ肥培ノ方法收穫ノ時期其ノ當ヲ失シ爲ニ原料ノ品質ヲ損シ又製造ノ技術尙幼稚ノ域ヲ脱セザルモノアルヲ認メタリ

第六類 此類中主ナルモノハ草鞋、草履及伊勢表ニシテ草鞋、草履ニアリテハ原料、製作共ニ宜シク實用ニ適スルモノ多カラズ、殊ニ草履ニ於テ熱トス、然レドモ材料ノ脆弱ナルモノ、技術ノ拙劣ナルモノ徒ニ外觀ノミヲ飾リテ實用ヲ顧ミザルモノ多カラズ之ヲ遺テトス、伊勢表ニアリテハ本縣特産ノ名ニ恥ズ願ル優良ナルモノアリト雖モ尙原料ノ選擇漂白ノ方法製作ノ技術ニ於テ改善ヲ要スベキ點少カラザルヲ認メタリ

第七類 此類中主ナルモノハ蠶網ニシテ經木眞田之レニ次グ、而シテ蠶網ニアリテハ見ルベキ良品少カラズト雖モ尙編ミ方緩ク且材料ニ大小均一ナラザルノ缺點アリ、經木眞田ニアリテハ一般ニ編ミ方ノ技術頗ル巧ニシテ賞スルニ足ルモ意匠ニ於テハ尙一層ノ考慮ヲ要ス

第八類 本類ハ出品最モ少ク其ノ主ナルモノハ蠶籠及經木細工ナリ、蠶籠ニアリテハ價格低廉實用ニ適スルモノ多シト雖モ構造粗雜ニシテ持久ニ堪ヘザルモノアリ、經木細工ニアリテハ技術精見ルベキモノアリト雖モ意匠ニ於テ尙一層ノ研究ヲ要ス

第九類 本類中主ナルモノハ蓆蓆ニシテ原料製作共ニ宜シキヲ得タルモノ少シトセズ、然レドモ往々重キチ外觀ニ措キ實用ニ遠カリシモノアルヲ認メタリ

第十類 本類中其ノ主ナルモノハ切干大根、干柿及甘藷製品ニシテ何レモ概シテ良好ナルモノ少シトセズ、然レドモ原料ノ選擇製造ノ

法ニ於テ改良ヲ要スル點多キヲ認メタリ

以上述べタル外各類ヲ通ジ種々ノ出品アリト雖モ其ノ數少ナク特ニ細評スルノ要ナシ、之ヲ要スルニ此種品評會ノ開催ハ未ダ他ニ其類多カラズ、而モ農家副業ノ増進上頗ル便宜ヲ得タルヲ論テ俟タズ、當業者宜シク審査ノ成績ニ鑑ミ愈々奮勵シテ餘力ヲ利用シ益々斯業ノ發展ヲ期シ以テ福利ノ昂上ヲ計ラレンコトヲ

審査ノ概評斯ノ如シ、而シテ優品三百九十九點ヲ撰拔シ之ヲ四階級ニ分チ賞ヲ擬シ既ニ閣下ノ裁定ヲ經タリ、希クハ授與アラントナ

明治四十四年二月七日

三重縣農會第一回農家副業品評會長  
三重縣技師 從七位 野田 義三 郎  
(三重縣立農林學校長)

(二) 第一回農家副業品展覽會

開設年度	會 期	會 場	出品點數	授 賞			數
大正八年度	大正九年一月十三日ヨリ十五日迄	日本赤十字社 三重支部	一、八二六點	一 等	二 等	三 等	計
				三三	五五	二七七	五七一
							九三六

各都市別出品點數

桑名	一六四	員辨	六八	三重	一九六	鈴鹿	一〇五	河 藤	一六四
安濃	六九	一志	二三七	飯南	一一一	多氣	二七	度會	二二一
阿山	一一一	名賀	八七	志摩	四八	北牟婁	五三	南牟婁	一九
津	一三四	四日市	一一	宇治山田	一〇				



壹等賞授賞者(貳等賞以下省略)

品名	住	氏名	品名	住	氏名
菓	飯南郡松尾村	橋本新太郎	素麵	三重郡大矢知村	信用購買販賣組合
叭	員辨郡三里村	小林善太郎	木炭	度會郡七保村	北出幸太郎
繩	名賀郡古山村	西村熊之介	綿(文庫)	阿山郡	竹工會
同	同 比自岐村	中西始次郎	鷄卵	河藝郡一ノ宮村	永田千太郎
同	三重郡常盤村	三厨喜代松	海苔	度會郡神社町	宮村芳松
菓	一志郡豊田村	青木熊吉	葱	三重郡海蔵村	中山與三郎
菓	三重郡神前村	中村乙吉	同	同 郡常盤村	竹野新次郎
菓	阿山郡東柘植村	村主直藏	白菜	同郡大矢知村	後藤儀助
同	同郡同村	中西藤太郎	同	同郡同村	伊藤房次郎
同	同郡同村	松浦鉄治	牛蒡	一志郡本村	松本定次郎
菓	河藝郡稻生村	樋口金七	胡蘿蔔	三重郡保々村	山川松次郎
伊勢表	一志郡本村	池田市藏	蓮根	河藝郡黒田村	笠井佐太郎
同	同 郡中川村	垣内定吉	ネーブル柑	南牟婁郡有井村	桑原勇吉
同	飯南郡西黒部村	世古八十藏	温州蜜柑	度會郡南海村	澤村精一
菓	三重郡海蔵村	野崎善太郎	同	同郡五ヶ所村	中西嘉市

同 綠 茶	度會郡下外城田村 多氣郡五ヶ谷村	森本七兵衛 中村辰三郎	ネーブル柑	南牟婁郡神志山村	仲 常 松
-------	---------------------	----------------	-------	----------	-------

審査報告

三重縣農會主催農家副產品展覧會出品ノ審査完了シ授賞ノ授與式ヲ舉行セラルルニ方リ、審査長トシテ茲ニ審査ノ成績ヲ報告シ併テ授賞ノ授與ヲ申請シ得ルハ案ニ光榮トスル所ナリ

抑々本展覧會ノ目的ハ三重縣下ニ於ケル農家ノ副產品ヲ一堂ノ中ニ陳列シ彼此比較評定シ以テ新業ノ改良發達ヲ圖ルニアリ、今其ノ出品ヲ見ルニ當局者獎勵ノ趣旨貫徹シ殆ンド各種類ノ副產品ヲ網羅シ、縣下農家副業ノ現狀ヲ明カニシ當業者ニ向テ比較研究ノ機會ヲ與ヘタルハ新業ノ改善進歩ニ益スル所妙カラザルナ信ズ、今回ノ出品ハ之ヲ概觀スルニ改良、進歩ノ跡歴然タルモノアリ、然レドモ仔細ニ之ヲ觀察スルトキハ尚品種ノ選擇、栽培法、製法並ニ意匠等ニ付改善ヲ要スベキモノ、技巧應用ノ途ヲ誤リタルモノ、材料選擇宜シキヲ得ザルモノ少シトモ、加之之が經營上共同組織ニ依リ生産品ノ統一、販路ノ擴張ヲ圖レルモノ多カラザルハ頗ル遺憾トスル所ナリ、切ニ當業者諸氏ノ反省ヲ望ム、若シ夫レ各部類毎ノ概評ニ至リテハ別ニ書面ヲ以テ報告シ置キタル所ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

本會ノ出品人員ハ千六百七十八人其ノ點數千八百二十六點ノ多キニ上リ、其ノ種類又多數多様ニシテ之ガ審査ハ實ニ容易ナラザリシモ新業ニ精通セル審査員諸氏ノ熱心ト勵精トニヨリ公平且嚴正ナル審査ヲ遂ゲ豫定ノ期間ニ於テ了了アルヲ得タリ、而シテ審査ニ方リテハ主業タル業務ノ餘暇ヲ利用シテ一家經濟ノ緩和ヲ圖ルニ適當ナルモノニ重キヲ置キ、其生産加工販賣上又ハ原料ノ購入上産業組合其ノ他共同組織ノ應用如何ヲ斟酌シ、尙形質ノ精確優劣及ビ經濟的價値其ノ他新業ニ於ケル功勞上ヨリ之ヲ評定シ、壹等賞ニ擬セルモノ三十三點、貳等賞ニ擬セルモノ五十五點、參等賞ニ擬セルモノ二百七十七點、褒狀ニ擬セルモノ五百七十一點ヲ撰拔シ既ニ會長ニ報告シテ裁定ヲ得タルハ本官ノ欣幸トスル所ナリ

授賞ニ授與アラシキ事ヲ稟請ス

大正九年一月十五日

三重縣農家副產品展覧會審査長 農商務省技師 津 田 武 雄



(三) 副業展覽會

開設年度	會期	會場	出品點數	授賞	賞狀數
大正十四年	大正十五年 一月十一日 ヨリ六日間	第一縣會 第二三重縣 第三津市會 會場	三、〇一五	一 二 三 等	一 二 三 等
			四三	一四三	二九二
					六五五
					一、二三三

本展覽會の審査長は農林省技師永島忠道氏であつた。右の授賞數を部類別して示すと左の如くである。

授賞内譯表

出品總數	授賞			賞狀數
	一 等	二 等	三 等	
第一節 農産關係品	一、〇三九	一三	四六	九六
第二節 林産關係品	三一八	五	一六	三三
第三節 畜産關係品	二六七	四	一七	三一
第四節 水産關係品	一一九	一	六	一五
第五節 園藝關係品	一、七八四	一四	三九	七七
第六節 養蠶關係品	二九一	四	一四	二九
第七節 手工品				
第八節 雜類	一八九	二	五	一〇
合計	三、〇一五	四三	一四三	二九二
				六五五
				一、二三三

壹等賞授賞者 (貳等賞以下省略)

品名	出品者住所氏名	品名	出品者住所氏名
鶏卵	河務郡合川村 中尾金藏	茶	飯南郡粥見村 林爲三郎
種鶏	同郡黒田村 大橋文太郎	蕎麥	一志郡八幡村 菊山萬藏
炭	度會郡神原村 山川増藏	白	員辨郡石樽村 島田薫
炭	名賀郡美濃波多村 中崎義雄	竹製	三重郡水澤村 清水甚七
伊勢	度會郡神原村 村田幸次郎	磨丸	飯南郡柿野町 青木政四郎
表	同郡同村 山本竹次郎	太	飯南郡粥見村 大西政雄
網	安濃郡榑形村 川喜田しう	菜	一志郡八知村 大西眞一
	安濃郡明合村 杉田明男	葉	名賀郡花桓村 福森悦雄
	多氣郡萩原村 産業組合	葉	三重郡朝日村 後藤藤次
	飯南郡粥見村 柳瀬卯之助	葉	同郡大矢知村 後藤利三郎
	宇治山田市浦口町 井阪幸吉	葉	多氣郡佐奈村 綾野惣助
	一志郡高茶屋村 須川國三郎	葉	三重郡千種村 藤田貞次郎
	多氣郡上御縁村 東村健三	葉	同郡同村 吉田菊市



種	産地	出品者	種	産地	出品者
鶏卵	度會郡豊濱村	西正明	蜜柑	南牟婁郡本町	山口幸之助
海苔	桑名郡木曾町	漁業組合	同	三重郡河原田村	竹内由松
大根	度會郡御油村	森榮一	同	度會郡五ヶ所村	山本友三
葱	三重郡常盤村	竹野芳松	同	多氣郡明星村	奥山彌幸
同	同郡海蔵村	中山與三郎	白蜜柑	北牟婁郡三野瀬村	川口義一郎
同	南牟婁郡阿田和村	端地秋之助	同	名賀郡箕曲村	恒本安治郎
同	鈴鹿郡養生村	伊藤小十郎	同	阿山郡新田村	桑原弘
同	安濃郡神戸村	神戸羅業組合	同	名賀郡花垣村	麻布副業組合
白蘭	河藝郡白子町	鈴木安太郎	同		

二八八

(以上四十三點)

(四) 製繩競技會

本會は副業展覧會を機とし副業能率を増進せんが爲大正十五年一月十四日開催したもので其の成績左の如し。

等賞	長サ	時間	減重量	使用機	出技者	住所	氏名
一	六二、五八	二二、三〇	三〇	原式三號	河藝郡黒田村	磯藤藤太郎	
二	四七、五〇	二〇、〇〇	四〇	シート式	一志郡久居町	鈴木市藏	
二	五九、〇七	一四、〇〇	三〇	本庄式一號	阿山郡新田村	阪本一夫	
二	六〇、〇五	一九、五〇	六〇	大正式	多氣郡佐奈村	中里重太郎	
三	六八、一三	二六、〇〇	一〇	中田式	同郡西外城田村	中西卯市	

等賞	長サ	時間	減重量	使用機	出技者	住所	氏名
三	七〇、三八	二七、〇〇	一〇	原式三號	鈴鹿郡川崎村	葛西利郎	
三	七三、四三	二七、〇〇	六〇	同	安濃郡村主村	丸山鹿藏	
三	七七、〇〇	三四、〇〇	二〇	同	河藝郡合川村	金丸利弘	
三	五一、一五	二二、一五	一	同	同郡黒田村	鈴木徳次郎	
四	六三、一一	二六、三〇	三〇	吉尾式	員辨郡三里村	小林平一	
四	八三、〇〇	二五、一〇	五〇	ミノル式	鈴鹿郡養生村	伊藤篤	
四	七〇、三〇	二七、〇〇	一〇	原式三號	同郡龜山町	伊藤庄助	
四	七三、三九	二〇、五九	三〇	同	同郡同町	同安與四郎	
四	八二、二五	三一、〇〇	五	シート式	同郡養生村	草川美世志	
四	六二、二〇	二八、〇〇	四〇	原式二號	河藝郡一身田町	今井喜市	
四	五三、一五	二〇、〇〇	三〇	原式三號	河藝郡黒田村	樋廻金藏	
四	三〇、五〇	二三、〇〇	一五〇	シート式	一志郡鶴村	佐藤新太郎	
四	六二、一二	一七、二〇	七〇	本庄式一號	阿山郡玉瀧村	松本二三藏	

(五) 四縣聯合副業共進會

- 一、主催 愛知、静岡、岐阜、三重四縣農會
- 一、開期 昭和三年三月二十三日より同廿九日迄七日間
- 一、場所 愛知縣碧海郡安城町
- 一、出品點數 壹萬餘點



一、本縣出品點數 一千五十六點

本縣優等賞(名譽金牌)受領者

品名	住所	氏名	品名	住所	氏名
菓 纒	度會郡田丸町	山本 齋造	綠 茶	三重郡海藏村	平野 安太郎
菓 纒	阿山郡上野町	阿山産業組合	ネーブル	南牟婁郡志山村	西 敬市
菓 纒	飯南郡松阪町	松阪伊勢表加工品組合	鶏 卵	安濃郡片田村	丹生 田朝男
菓 纒	阿山郡府中村	伊賀建吹同業組合	木 炭	一志郡竹原村	瀧川 敬郎
菓 纒	桑名郡桑名町	北勢素麵同業組合	海 草	桑名郡伊曾島村	伊曾島南部中組合

一等賞(金牌) 四十七名  
 二等賞(銀牌) 八十一名  
 三等賞(銅牌) 百二十五名  
 褒賞 百七十八名

八、園藝獎勵

(一) 本縣園藝の變遷

本縣の地味は果樹栽培に適し殊に温暖なる南勢紀州方面は柑橘に好適す。又縣下一般に柿、枇杷、梅、桃、栗等  
 到る處に栽培せられるが明治四十年頃より品種改良の必要を覺りて苗木購入、接木等盛んに行はれ、本會は其の斡旋  
 に努むると共に模範果樹園を設置して一般の參考指導に資し、或は本會經營の果樹苗圃を設置して優良苗木を配付す  
 る等大いに努むる所があつた。蔬菜は棉、藍の栽培衰微の後を繼いで明治三十年頃より漸次發達し、棉藍作地の全

く無くなるや益々其面積を擴大すると共に多種多様の種類及新品種が栽培さるゝ様になつた。又多氣郡津田村の伊  
 勢薯、宇治山田市附近の御商大根、津市附近の古河茄子、阿漕南瓜、三重郡の朝日人參等の如く本縣特有の品  
 種も生れた。本會は新優良品種の種子共同購入をなすと共に上記本縣特産蔬菜の宣傳に努めたが其後園藝關係事業の  
 中心を縣農事試験場、副業指導所及び三重縣園藝協會に移し本會は之に協力して今日に及んだ。過去に於ける本會の  
 施設左の如し。

(二) 模範果樹園の設置

本事業は果樹栽培の改良發達を圖り果樹園經營の範を示すべく縣下各郡市に一箇所宛を設置したのである。其の補  
 助規程左の如し。

模範果樹園設置補助規程

- 第一條 本會ハ柑橘、葡萄、桃、柿、梨ノ完全ナル果樹園ヲ設置スル者ニ對シ補助金ヲ交付ス
  - 第二條 補助金ヲ交付スル果樹園ハ五反歩以上トシ一ヶ所金貳拾圓トス
  - 第三條 果樹園ノ設計ハ本會ノ指示ニ從フベシ
  - 第四條 果樹園設置者ニシテ本規程ノ補助ヲ受ケントスル者ハ郡市農會ヲ經由シテ願書ヲ本會ニ提出スベシ
  - 第五條 補助ノ許可ヲ得タル果樹園設置者ハ果樹植付後其設計方法及經費調書ヲ添テ郡市農會ヲ經由シテ補助金ノ交付ヲ請求スベシ
  - 第六條 本規程ノ補助ヲ受ケタル者ハ完全ナル果樹ヲ仕立テ且之レガ普及ニ努ムベシ
- 本會は明治三十六年度に於て三重、飯南、度會、名賀、津に各一箇所宛設置し、同三十七年度に於ては員辨、鈴鹿  
 河藝、安濃、北牟婁、南牟婁の各郡に一箇所宛設置した、其の概要左の通り。



模範果樹園設置一覽表

郡市	位置		創設	反別	種類	擔當人
	町村	大字				
員辨	梅戸井	大井田	明治三八年三月	五反歩	柑橘	藤田謙
三重	羽津	羽津	同 三七年二月	同	同	伊藤傳十郎
鈴鹿	神邊	布氣	同 三八年三月	二町八反五畝	柑橘、葡萄、梨、桃	石垣吟八
河内	大里	久保田	同	五反歩	柑橘、梨	高橋勘五郎
安濃	安東	澁貝	同	五反三畝	柑橘	中村庄三郎
飯南	松尾	岡本	同 三七年三月	五反歩	桃	中川芳藏
度會	西二見	山田原	同 年三月	同	柑橘、葡萄、柿	五味喜八
志摩	鷲方	鷲方	同 三八年三月	四反歩	柑橘	前田清三郎
名賀	名張	平尾	同 三七年三月	五反歩	柿	坂上雄三
北牟婁	赤羽	島原	同 三八年三月	同	柑橘	橋倉喜三郎
南牟婁	神志山	久志屋	同	同	同	仲喜久保
計	十一ヶ所			八町二反八畝		

(備考) 設置漏れの郡市は適地の撰定困難なりしによる

(三) 蔬菜果實品評會

明治四十年年度蔬菜果實改良の爲三重縣會議事堂に於て品評會を開催す。其出品物の内容並に審査報告を左に掲げる。

(第二回以後の此種品評會は農産物品評會記事中に包含せられたるを以て省略す)

蔬菜果實品評會

第一回	開設年度		期	會場	出品總數	授賞數				
	開	閉				一等	二等	三等	四等	計
明治四十年	明治四十年	明治四十一年一月十日ヨリ七日間	津市縣會議場	一、〇六一	蔬菜 五三〇 果實 五三二	一六	三四	六四	一二五	二三九
						一四	二六	三九	八八	一六七

内 課 蔬菜ノ部

種類	出品點數	授賞				計
		一等	二等	三等	四等	
蘿蔔	九四	五	九	一五	一八	四七
燕麥	五五	二	三	七	一五	二七
胡蘿蔔	三二	一	二	四	四	一〇
牛蒡	三八	一	二	四	九	一六
里芋	三二	一	一	三	六	一〇
薯蕷	四四	一	二	四	一	一八
蒟蒻芋	二	一			一	一



果實ノ部

種類	出品點數	賞				計
		一等	二等	三等	四等	
温州蜜柑	一二三	六	一〇	一三	二二	五〇
ネーブル甜橙	七一	三	五	六	一五	二九
夏橙	一四〇	三	六	一〇	二四	四三
八代蜜柑	六	一	一	一	三	四
紀州蜜柑	三六	一	一	二	四	八
柑子蜜柑	一一	一	一	一	二	二
文旦	二二	一	一	一	二	二
甜橙	三	一	一	一	三	六
九年母	七	一	一	一	三	三
紅蜜柑	二	一	一	一	三	三
宇壽橘	四	一	一	一	三	三
鳴門蜜柑	一〇	一	一	一	三	三
小夏蜜柑	二	一	一	一	三	三
マロメル柑	一	一	一	一	三	三

合計	貯藏品	落花生	茄子	土當歸	葱	菜類	山葵	筍	蓮根	生姜	馬鈴薯	慈姑	百合	葱頭	甘藷	カシユ芋
五三〇	七	九	一	五	三二	一〇一	一	二	二	五	四	六	一六	一二	二九	一
一六	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三四	一	一	一	一	三	六	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一
六四	一	一	一	一	三	〇	一	一	一	一	一	一	三	二	二	一
一二五	二	二	一	二	九	二三	一	一	一	一	一	二	三	六	八	一
二二九	三	三	一	二	一六	四三	一	二	二	三	二	三	九	一	一〇	一



櫻	小蜜柑	金柑	レモン	菊橙	佛手柑	山吹蜜柑	大九年母	獅子柿	梨	柿	栗	枇杷	合計
四	三	四	四	二	一	一	二	六	一二	二九	二三	一	五三一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三九
二	一	一	一	一	一	一	一	一	三	二	五	一	八八
二	一	一	二	一	一	一	一	一	五	五	八	一	一六七

審査報告

第一回三重縣農會蔬菜果實品評會ノ審査終了ヲ告グ本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉ゲラル、不肖助熊命ヲ審査長ニ享ケ他ノ審査員諸氏ト共ニ審査ニ從事シ周密懇到ノ審査ヲ遂ゲ茲ニ其成績ヲ報告スルニ到リシハ光榮トスル所ニシテ、コレ全ク審査員諸氏ノ努力其職ニ竭

サレタルノ致ス所ニシテ深ク諸氏ノ勞ヲ謝セザルベカラズ、抑モ本會ノ出品點數ハ蔬菜五百三十點、果實五百三十一點アリ、第一回ノ開催トシテハ其點數決シテ少シトセズ、就中優良ノモノ四百六點ヲ選拔シテ之ヲ四階級ニ分チ三十點ナ一等ニ、六十點ナ二等ニ、百三點ナ三等ニ、二百十三點ナ四等ニ擬セリ、今左ニ審査ノ概要ヲ述ベントス

蔬菜ノ出品點數ハ五百三十點ニシテ就中蘿蔔、菜類其大部ヲ占ム、而シテ大根ノ多數ハ在來種ニシテ聖護院種、方領種、練馬種ノ出品ハ比較的少ナカリシ、是レ在來種即チ鹿兒島ト稱セラルルモノハ他ノ品種ニ比スレバ性質強健ニシテ栽培ニ困難ヲ感ズル事少ク肥大又容易ナルニヨル、殊ニ本縣ノ風土良ク此種ノ栽培ニ適スルモノノ如ク皮膚滑澤ニ富ミ内容又克ク充實シ頗ル見ルベキノ優品ニ乏シカラザリシガ、大根ノ需要トシテ最も多キ深庵漬ニ供スルニ於テハ之ヲ練馬種ニ比シテ稍粗剛ニ且食味亦足ラザルノ缺點アリ、聖護院種方領種ノ如キ近時漸ク之ヲ栽培ヲ試ルニ至リシモ選種栽培尙至ラザルノ結果、僅々ノ出品物ヲ除クノ外之ヲ原産地ノ出品ニ比スレバ未ダ及バザルヲ認ム、殊ニ方領種ニ於テ然リトス、此種ノモノト雖モ本縣ノ風土ニシテ選種、栽培共ニ精ヲ盡スニ到ラバ決シテ原産地ノ生産ニ比シテ劣ラザルノ優品ヲ出スニ到ルベキヤ疑ヒナシ、當業者豈奮勵セズシテ可ナランヤ

菜類ノ主ナルモノハ山東菜、白菜及體菜ノ類ニシテ在來栽培セル粗惡劣等ノ漬菜類ヲ見ザルニ至リシハ確カニ斯業發達ノ一現象ト云ハザルベカラズ、殊ニ出品ノ菜類ハ何レモ近時ノ栽培ニ精進セルモノヲ拘ラズ頗ル實スベキモノアリ、抱頭菜ノ類ニ於テ最も然ルヲ覺ユ、然ルニ出品點數ノ最大部ヲ占ムルニモ拘ラズ卓絶セル優品ヲ認メザリシハ栽培其法ヲ得ザルノ致ス所ト云ハザルベカラズ、宜シク倍々此點ニ留意シ將來更ニ一層ノ良品ヲ生産スルノ覺悟アラザルベカラズ

蕪菁ノ出品又妙ナカラズ、就中、中形種ノ出品ニハ形狀整正シテ皮膚滑澤ニ且ツ内容ノ密度宜シキニ適ヒ賞讃スベキノ良品ヲ認メシモ大形種ニ到リテハ尙ホ選種栽培ノ術ニ於テ缺點多キガ爲或ハ形狀ノ整ハザルモノ、或ハ肥大足ラザルモノ少ナカラザリシ、胡蘿蔔牛蒡、里芋ノ類又何レモ相應ノ出品アリテ頗ル見ルベキモノアリ、然レ共胡蘿蔔ニアリテハ色彩ノ鮮麗皮膚ノ滑澤ニ乏シキモノ牛蒡ニアリテハ皮膚粗澀ニシテ肉質剛ク内容又空虚ヲ生ゼルモノ、里芋ニアリテハ肥大充實ニ缺ケルモノ、類々ノ大小整ハザルモノ等稀レナラズ、宜シク一層耕耘肥培ニ盡シ優品ノ生産ヲ計リ以テ他地方ノ生産ヲ凌駕スル事ニ努ムルハ本縣ノ現狀ニ照シテ必要ナル一條件ト曰ハザル可ラズ

薯蕷類ノ出品中伊勢薯ト稱セラルル品種ハ本縣ノ一特産ニシテ、近府縣ノ市場ニ聲價ヲ有シ且ツ需用年ヲ逐テ多キヲ加フル趨勢ナルガ故ニ今日ノ如ク僅カニ一地方ノ生産ノミヲ以テ満足セズ、進ンテ適應ノ土地ヲ選擇シテ栽培ノ區域ヲ擴張シ生産ノ増加ヲ計ルコトニ努力スルハ當業者ノ將ニ努ムベキ要件ノ一ナルヤ疑ヒナシ



甘藷ノ出品又三十點ニ近カリシガ別ニ改進ノ形跡ヲ認メズ、其多クハ從來栽培セル品種ニシテ特ニ賞スベキノ品ヲ見ズ、甚ダシキニ到リテハ徒ニ巨大ノ根塊ヲ出品シテ得意トシ却テ甘藷ノ用途ト價値トノ減少スル事ヲ知ラザルモノアリ

百合、葱頭ノ二種類ハ以上ノ蔬菜ニ比スレバ出品ノ點數少ナカリシモ品質頗ル佳良ナルモノアリ、是等ハ本縣今日ニ於テ需用スルモノハ専ラ他府縣ノ輸入ニ係ルモノナルニモ不拘、本縣ニ於ケル耕作ノ區域極メテ微々ナルハ本縣ノ爲探ラザル處ニシテ如斯現況ハ畢竟當業者ノ用意少ナキノ致ス處ニシテ決シテ風土ノ不適ナルガ爲メニアラザルハ出品物ノ比較的良好ナルヲ見テ疑ハザル處ナリ

馬鈴薯、生姜又數點ノ出品アリテ形狀、色澤共ニヨク整ヒタルモノアレ共、出品點數ノ少キト出品區域ノ一部地方ニ偏セルトハ一般ヲ知ルニ難ク山葵、筍、土當歸ノ如キ僅々ノ出品ニ對シテハ詳細ヲ加ヘ難シ

慈姑、蓮根モ同ジク出品點數僅カニシテ併カモ優品ヲ認メズ、此二種ハ本縣ニ於ケル生産決シテ少ナキニアラザルニモ拘ラズ其出品少ナカリシハ遺憾トスル處ナリ、殊ニ本縣ニ著名ナル桑名蓮根ノ僅ニ一點ノ出品ヲ見タルガ如キハ當業者ノ冷淡ト云フヲ憚ラズ

葱ノ出品點數稍々多ク併モ從來本縣地方ニ於テ見レバカラザリシ良好ノ生産ヲ認メシハ斯業ノタメ喜ブベキ現象ニシテ、爾來倍々栽培ニ出精シテ意ラザレバ先進地方ノ生産ニ比シテ遜色ナキ良品ヲ生産スルニ到ルナルベシ

落花生及蔬菜ノ貯藏品モ亦數點出品ヲ認メシモ特ニ批評スベキ價値アルヲ覺ヘズ

以上述アル處ノ蔬菜類ニ就テ通評セバ根菜類ニアリテハ或ハ選擇宜シキヲ得ザルガ爲ニ形狀、色澤共ニ不整ニシテ且ツ變異セルモノアリ、或ハ巨大ノ生産ヲ擧ゲンガ爲ニ播種ノ時期ヲ早メ若クハ施肥其當ヲ失シテ却テ品質ヲ損害シ價値ヲ減少セルモノノ如キ少シトセズ、殊ニ根塊類ニ於テハ用途ノ需要トノ考慮ナク徒ラニ過大ノモノヲ出品シテ誇レル形跡アリ、出品物ノ選擇ニ於テ尙ホ幼稚ナリト云ハザルベカラズ、葉菜類ニアリテハ肥培不充分ノ結果發育ノ足ラザルモノ、病蟲ノ害ニ犯サレタルモノ、形狀ノ既ニ惡變シタルモノ少シトセズト云ハザルベカラズ、其他根菜類ノ加裝、葉菜類ノ結束ニ到リテハ共ニ注意ヲ促スベキ一條件ナリト云フベシ、要スルニ今同ニ於ケル蔬菜ノ出品ノ多數ハ一地方ニ偏シテ縣下全般ニ亘ラザルノ嫌アルヲ認メタリ、之レ一ニハ出品物ノ性質遠送ニ堪ヘザルノ致ス處ナルベシト雖モ一ニハ當業者ノ用意尙ホ足ラザルノ致ス處ト云ハザル可ラズ

果實ノ出品ハ總數五百三十一點ニシテ内柑橘類四百六十六點、柿ハ干柿ヲ合シテ二十九點、栗二十三點、梨十二點、櫻桃果實一點、即チ柑橘類ハ總出品點數ノ約八割強ニ當レリ、如斯獨リ柑橘類ノ出品ノ多カリシハ畢竟開會季節ノ然ラシムル處ナリト雖モ亦以テ如何ニ三重縣ノ風土ガ柑橘栽培ニ適シ且一般當業者ガ如何ニ之レニ注目スルニ至リシカヲ窺フニ足ルナリ、之レニ反シテ三重縣ニ於ケル干柿ノ産額多キハ明ニ統計ノ示ス處ナルニモ拘ラズ其出品少ナキハ最モ遺憾トスル處ナリ、柑橘類中出品ノ最も多カリシハ夏橙ニシテ優

品又乏シカラズ、之レ蓋シ風土其宜シキニ適ヒタルニ過ズシテ肥培ノ方法ニ至リテハ決シテ充分ナリト云フ能ハズ、其肉質粗ニシテ甘味ニ乏シク苦味強キハ明カニ之レヲ示スモノト云フベシ、且ツ概シテ果形小ナルノ傾アルハ全ク樹勢強健豐産ナルニ甘ジテ徒ニ結果ヲ多カラシメタルガ爲ナリト云ハザルベカラズ、温州蜜柑ハ柑橘類中最モ有望ナル品種ニシテ栽培盛シナルニモ不拘其出品點數夏橙ニ及バザリシハ甚ダ遺憾トスル處ナリ、加フルニ其品質ハ概シテ優良ナラズ一般ニ皮肉共ニ緩ク香味淡白ニシテ其甚ダシキハ核子ヲ存スルモノアリ、且ツ瘡痂病介殼蟲ノ寄生ハ此品種ニ於テ最モ甚ダシキヲ認メタリ

抑モ本品種ガ如斯狀況ヲ呈セシハ畢竟夏橙其他ノ如ク品種劣等ナラザルガ故ニ肥培手入ノ方法等一層注意セザルベカラザルニモ拘ラズ當業者ハ更ニ此點ニ注意スル事ナク他劣等品種ト擇ブ處ナキニ基クモノナルハ正ニ疑フベカラズ、當業者タルモノ宜シク品種ニ應ジ栽培、肥培ハ勿論病蟲害ノ防除ニ至ルマテ大ニ講究セザル可カラズ

ネーブル甜橙ハ近年輸入ノ新種タルニ拘ラズ其出品割合ニ多キハ又以テ本縣風土ニ能ク適應セルヲ證スルモノナリ、其出品ハ比較的良好ニシテ其外觀ノ如キハ殆ンド米國産ノモノト大差ナキアリ、然レドモ其味ニ至リテハ一、二點ヲ除ク外概シテ甘味及香氣ニ乏シク又肉質粗澀ニシテ漿液少ナク舌觸宜シカラズ、將來肥料ノ選擇其用量季節等ニ充分ノ注意ヲナサバ遂ニ原産地ノ夫レニ劣ラザルニ至ルヤ明カナリトス

紀州蜜柑及八代蜜柑ハ其出品甚ダ少ナカリシモ優品ニ當メリ、之レ蓋シ該種ノ栽培ヲ始メタルハ最モ古キナリテ自ラ栽培ニ慣レタルノ然ラシムル處ナレ共又樹齡長ジテ老木多キニヨルナラン、將來温州蜜柑ノ如ク有望ナラズト雖モ又地方ノ商品トシテ決シテ放棄スベキニ非ズ、老樹ノ改植肥培ノ改良等一段ノ注意ヲ望ム所ナリ

高麗ト俗稱スル甜橙ハ其出品少ナカリシモ優品多シ、該種ハ樹勢強健且ツ豐産ニシテ貯藏久シキニ堪ヘ加フルニ果形中庸ヲ得、味又宜シク夏橙ノ如キ遠ク及ブ所ニ非ズ、將來商品トシ又ハ自家用トシテ甚ダ有望ナルヲ信ズ、橙及レモンハ其出品極メテ少ナカリシモ橙ニハ優品アリ、此等ハ辛香ノ加味品トシテ貴重ナルモノナレバ又決シテ侮ルベカラズ

右ノ外鳴門蜜柑、九年母、宇壽橘、金柑、菊橙、小蜜柑、紅蜜柑、マルメロ、佛手柑、山吹蜜柑、大九年母、獅々柚等ノ出品アリシモ其數少ク且ツ之等ハ特別ノ場合ヲ除ク外需用廣キモノニ非ズ、茲ニ詳評スルノ價値ナシ

柿ハ生果ノ出品僅カニ三點ニシテ他ハ悉ク干柿ナリ、而シテ一般ニ貯藏ノ方法不適當ニシテ水分多ク甚シキハ酸敗ニ傾キタルモノアリ、將來品種ノ改良ヲ行ヒ乾燥ノ方法ニ注意セバ必ズ本縣ノ一物産トナスヲ得ベシ

栗ノ出品ハ其數小ナキモ良品アリ、今後乾栗ノ製造ヲ進メナバ又縣下ノ一特産トナルヲ疑ハズ



梨ノ出品ハ僅ニ十二點ニ過ギズシテ何レモ貯藏セシモノナリトス、而シテ其内赤龍種ヲ除クノ外ハ徒ラニ形過大ニシテ品質宜シカラズ又概シテ肥培及剪定ノ方法等缺クル處アルハ其形狀及風味ニヨリ明カニ知ルヲ得、將來一段ノ研究ヲ望ム  
干柿ヲ除クノ外乾果、罐詰、罐詰等製果ノ出品ハ僅ニ枇杷罐詰ノ一點ニ過ギザリシハ明ニ其幼稚ナルヲ示スモノニシテ將來果樹栽培ノ發達ニ伴ヒ充分ノ講究ヲ要スル點ナリトス  
要スルニ今回ノ出品物ニ微シ本縣ニ於ケル果樹栽培ノ現況ヲ考フレバ、當業者ノ熱心ナル技術ニ依リ栽培セラルルニ非ズシテ單ニ天然ノ風土ヲ利用スルニ過ギザルヲ疑ヘズ、當業者宜シク此大賦ノ要素ニ基キ肥培、剪定ノ方法、病蟲害ノ驅除、豫防等總テノ點ニ充分ナル研究ヲ行ヒ怠ルコトナクンバ數段ノ進歩發達期シテ俟ツベキナリ、當業者宜シク努ムル處ナクシテ可ナラムヤ  
以上審査ノ概要ヲ述ベ謹テ褒賞ノ授與アラントナリ申請ス  
明治四十一年一月十六日

第一回三重縣農會蔬菜果實品評會審査長  
農商務省農事試驗場技師 正七位 石 原 助 熊

(四) 第一回三重縣園藝會

第一回本縣園藝會は本會主催となり明治四十四年十二月六日多氣郡佐奈村小學校に於て開催した。午前八時迄に各郡市よりの代表者百七名、多氣郡當業者三百名、佐奈村當業者七百餘名參集す。全村青年會員の案内により同地柑橘園及柑橘貯藏の實況視察を終り午前十一時會長以下來賓及代表者着席、天春副會長は開會の辭を述べ會長の式辭を朗讀し、大山多氣郡農會長及相可農學校長の祝辭ありて式を終へ休憩、午後一時直ちに議事を開き本會提出議案蔬菜及果樹栽培改良上急を要する事項外十四案を附議したるに河藝、鈴鹿兩代表の發議にて委員附託とする事となし、引續き講演及實驗談に移り『介殼蟲驅除に就て』鈴鹿郡神戶村大石卓郎、『ネーブル・オレンジに就て』河藝郡椋木村筒井常之輔、『伊勢薯に就て』縣立農事試驗場技師小谷光貞、『柑橘の將來』技師榎原善十郎諸氏の有益なる講演ありて一先づ休憩、再び議事を開き委員會の結果を報告し、全部可決、終りて天春副會長閉會の挨拶をして午後五時半散會した。

當日の提出議案及議決左の如し。

三重縣農會提出

(一) 蔬菜及果樹改良上急を要スル事項並ニ將來縣下ニ増殖スベキ果樹蔬菜ハ如何ナル種類ヲ主トスルヤ

議決

- 果 樹
  - イ、品種ノ改良ヲ行フコト
  - ロ、肥料ノ配合ヲ適當ナラシムルコト
  - ハ、剪定法ヲ行フコトニ、病蟲害ノ防除ヲ完全ニ行フコト
  - ホ、縣下溫暖ノ地方ハ柑橘ヲ寒冷ノ地方ハ柿(干柿用)ヲ主トシ梨桃甘柿其他ハ縣下ノ需要ヲ充タスナ程度トシ増殖スルコト
- 蔬 菜
  - イ、品種ノ改良ヲ行フコト
  - ロ、種子ノ選擇ヲ嚴ニスルコト
  - ハ、播種期ヲ適當ニスルコト
  - ニ、肥料ノ配合ヲ適當ニスルコト
  - ホ、市街地附近ニ於テハ蔬菜ノ種類ヲ増加シ新鮮ナ尙アモノヲ擇ビ速成軟化蔬菜等ヲ増スコト
  - ヘ、市街地遠隔ノ地方ニアリテハ自家蔬菜ハ勿論更ニ進ンテ貯藏、運搬ニ堪ユル種類ノ蔬菜(例ヘハ葱頭、馬鈴薯、落花生、伊勢薯)ヲ増殖スルコト

(二) 從來慣行ノ蔬菜果實販賣上生産者ノ不利トナルベキ事項並ニ之レガ救済方法如何

議決 各郡市農會ニ於テ其地方慣行ノ販賣方法並ニ生産者ノ不利トナルベキ事項ヲ調査シ、且ツ之レガ救済ニ關シ郡市農會ノ意見ヲ附シ來ル四十五年三月末日迄ニ縣農會ヘ報告シ之レヲ縣農會報ニ掲ゲ次回ニ於テ之レガ救済法ヲ討議スルコト

(三) 各地最寄園藝會ヲ組織スルノ可否、若シ可トセバ其方法如何

議決 各地最寄園藝會ヲ組織スルハ斯業ノ改良發達ナ期スル爲メ最モ急務ニ屬スルヲ認ム、而シテ其組織方法ハ縣農會ニ於テ研究ノ上準則其他必要ナル事項ヲ郡市農會ニ通知シ郡市農會ハ適宜之レガ組織ニ盡力セラレタキコト

度會郡農會提出

一、縣立農事試驗場又ハ縣農會ニ於テ蔬菜及ビ果樹ノ有望ナル種類ニ付確實ナル種苗ノ供給方法ヲ講ゼラレタキコト

鈴鹿郡農會提出

一、縣農會ノ事業トシテ二十年計畫ヲ以テ縣下三、四ヶ所ニ於テ柑橘苗圃ヲ設置シ苗木ノ無償配付ヲナシ以テ將來有望ナル柑橘ノ栽



培ヲ獎勵シ四日市築港ノ將來發展スルト相俟チ新ニ一大物産ノ造出スル大計畫ヲ立テラレンコトヲ當局者ニ建議ノコト  
右ノ二問ハ其概旨相類スルヲ以テ便宜一括シテ左ノ通り議決ス

イ、縣下ニ於テ確實ニ採種シ得ベキ見込アル蔬菜種子ハ其採種地ヲ指定シ縣農事試驗場又ハ縣農會指導ノ許ニ採種セシメ、一般ノ  
需要ニ應ズル様施設セラレタキコト

ロ、蔬菜種子及果樹苗木共同購入ニ對シテハ縣農會ニ於テ其原產地ニ付キ充分調査ヲ行ヒ、確實ニシテ健全ナルモノヲ斡旋セラレ  
タキコト

ハ、縣農事試驗場ニ於ケル果樹苗木ノ配付ノ施設ヲ一層擴張シ、又ハ縣農會ノ事業トシテ縣内適當ノ場所ニ數ヶ所ノ果樹苗圃ヲ設  
ケ多數ノ希望ニ應セラレタキコト

二、其他適宜ノ方法ヲ其筋ニ於テ講究セラレタキコト

飯南郡農會提出

一、瘡痂病豫防實行ヲ普及スルコト

議決 縣農會提出問題ノ園藝會ヲ最寄ニ組織スルコトニ努メ其ノ規約中ニ本件ヲ含メ互ノ制裁ニヨリ之ガ普及ヲ圖ルコト

一、柑橘業者組合ヲ組織スルコト

議決 (イ) 本件ハ最モ緊要ノ事ナリト認ム、最寄園藝會ノ組織ト共ニ努メテ同業者組合ヲ組織スルコト

(ロ) 縣農會ハ右同業者組合組織ニ關シ極力獎勵指導セラレタキコト

阿山郡小田村農會提出

一、馬鈴薯貯藏ニ關シ完全ナリト認ムル方法如何

議決 縣農事試驗場ニ之レガ調査ヲ請ヒ縣農會報ニ掲ゲ發表セラレタキコト

三重郡農會提出

一、縣農會ハ縣下ノ主ナル青物市場ニ付蔬菜果實ノ集散狀況及相場ヲ調査シ毎月縣農會報ニ掲載セラレタキコト

議決 本案ハ斯業者ニ利便ヲ與フルコト頗ル大ニシテ甚ダ必要ナルヲ感ズ、願クハ縣農會ニ於テ速ニ實行セラレンコトヲ望ム

河藝郡園藝協會提出

一、縣農會ニ於テ園藝生産物ノ販路ヲ調査シ取引契約ニ關シ充分ノ便宜ヲ圖ラレタキコト

議決 本案ハ斯業者ノ最モ重要ノ事項ニシテ一般ノ渴望スル處ナルヲ以テ縣農會ハ極力斡旋セラレンコトヲ要望ス  
多氣郡佐奈村農會提出

一、柑橘園ニ於ケル中耕ノ利害如何

議決 中耕ハ樹根ノ勢力ヲ盛ナラシメ樹勢ヲ強健ナラシメ樹命ヲ永クスル等ノ利アリ、即チ適度ノ中耕ハ柑橘園ニ最モ必要ナリト  
認ム

二、柑橘ノ肥料トシテ窒素成分ノ同量ヲ施用スル場合ニ於テ動物質、植物質及礦物質肥料ノ何レガ最モ肥効多キヤ、並ニ經濟上ノ利  
害如何

議決 三成分ノ配合宜シキヲ得且ツ肥料ニヨリ使用法ヲ適當ニセバ何レノ肥料ヲ用ユルモ肥効上敢テ異ルコトナシ、但シ何レモ單  
用スルハ宜シカラズ、其經濟上ノ關係ハ茲ニ儘ニ決定シ難ク大ニ研究ヲ要スル處ナリ、縣農事試驗場ニ於テ目下試驗中ノ由ナ  
ルヲ以テ其ノ發表ヲ待チ同時ニ互ニ試驗研究スルコト

三、柑橘ニ於ケル敷草ノ程度及利害如何

議決 敷草ノ目的ハ夏期ノ乾害ト冬期ノ凍害ヲ豫防シ兼テ土砂ノ流失ヲ防止スルニアリ、而シテ此目的ヲ達スル爲必要ナル分量ハ  
多クモ一反歩二百貫ヲ越ヘズ、若シ敷草多キニ失セバ樹勢徒長シ易ク果實ノ品質著シク劣等トナリ果皮厚ク間隙多ク甘味少ク

貯藏運搬ニ堪ヘザルニ至ル、其除草ノ勞ヲ賦ヒテ是ヲ施スガ如キハ全ク目的ヲ誤ルモノト云フベシ

四、縣農會ハ年々縣内適當ノ場所ニ於テ園藝品評會ヲ開キ同時ニ園藝會ヲ開催セラレタキコト

議決 本提案ハ斯業ノ改良發達上必須ノ事項ナリ、願クハ縣農會ハ他ノ農産物品評會ト共ニ當分年々開催セラレンコトヲ切望ス  
但シ次回ハ桑名郡ニ於テ開催方ヲ指定セラレンコトヲ請フ

(五) 全國柑橘大會に出席

明治四十五年四月八、九の兩日和歌山市に於て開催せられたが本縣よりの出席者は左記の通り。

- (桑名郡) 西田源藏、蛭川庄太郎、山室憲一、田中金藏
- (三重郡) 熊澤市兵衛
- (鈴鹿郡) 西郡長、齋木兵吉



(河藝郡) 筒井常之助 (飯南郡) 池野徳太郎、北野瀧之助、奥野武三、家城常助、徳田岩吉 (多氣郡) 松崎農學  
校長、村田農業技手、花谷松藏、川邊増藏、辻晋次郎、浦田山松 (南牟婁郡) 加田利八、庄司梅松、玉置清儀  
(本會) 囑託 根原農事試験場技師、幹事 川上重典

(六) 全國園藝大會に出席

全國園藝大會は明治三十九年度第一回を静岡に、第二回岡山、第三回京都、第四回愛知、第五回新潟に開催し、其の第  
六回を兵庫縣明石町に於て大正元年十一月十五日より三日間開催したが、第六回大會に本縣よりの出席者左の如し。  
關口農事試験場技手、後藤三重郡農業技手、伊藤宇治山田市書記、川上本會幹事

(七) 園藝生産物の都市進出

本會では別項販賣購買幹旋事業に示す如く大阪及名古屋の中央市場に係員を駐在せしめ、本縣農産物の販賣幹旋を  
なしつつあるが、近年交通の發達に伴ひ園藝生産物の出荷が激増した。最近に於ける本會の幹旋したる園藝品出荷狀  
況を記せば左の如し。

園藝生産品の出荷狀況 (昭和十三年度)

品目	数量	金額	出荷期	主ナル出荷郡市名
西里芋	一	四八、四〇七圓	八月—五月	鈴鹿、度會、多氣、一志、安濃、 員辨、河藝
西瓜	三五、六三六貫	一五、八四一	七月—九月	河藝、鈴鹿

大阪市場ノ部

品目	数量	金額	出荷期	主ナル出荷郡市名
南瓜	七、〇六四俵	一一、〇九九	七月—八月	津市
夏柑	三、〇三七箱	八、九六八	二月—六月	南牟婁郡
澤庵	二、一八八樽	八、九三〇	毎 月	三重、鈴鹿、河藝
獨活	二、七四八箱	七、八〇八	十月—六月	鈴鹿、員辨、阿山
耕の菜漬	一、四六〇樽	七、〇三一	七月—三月	阿山、鈴鹿、飯南
實豌豆	四、〇七六俵	六、四八五	五月—七月	名賀、桑名、多氣
蕃茄	一、八八四箱	六、三八四	七月—九月	河藝、津市
メロン	一、七九四箱	五、三四五	毎 月	志摩、津市、鈴鹿
大根	一、二二一三俵	三、六二一	四月—三月	阿山、津市
甘柿	一、五二五箱	三、六一〇	九月—十月	三重、度會、鈴鹿
青葱	一三、六三三俵	二、九一七	十月—三月	津市
茄子	一、六九二籠	二、九〇七	七月—八月	津市、河藝
露子	二〇六四俵	二、一七八	三月—四月	桑名郡
トマト	六五四箱	一、五九四	十月—二月	河藝
ソース	八四八俵	一、九二一	六月—九月	津市、阿山、名賀

名古屋市場ノ部

品目	数量	金額	出荷期	主ナル出荷郡市名
西瓜	九三、九〇一貫	二六、七一八圓	七月—八月	河藝



箱	二、一六八箱	七、五八三	四月—五月	安	三〇六
ウスキ踴豆	二〇五五俵	一、九六二	六月	桑	濃
松茸	三九三籠	一、三六六	十月	阿山	名
伊勢薯	二九六箱	一、一四一	十月—二月	飯南	南
緋ノ菜漬	一六七樽	七六三	十月—三月	飯南	南
温州蜜柑	四一六箱	五一一	三月—二月	南	婁
馬鈴薯	二五一俵	三八五	六月—七月	三	重

(八) 三重縣園藝協會

昭和三年御大典の盛儀を擧げさせ給ふ好機に遭遇し本會は本縣並に農事試驗場と協力し縣下一圓を區域とする三重縣園藝協會を組織し、從來の本會園藝事業を之に移して本會と共同にて種々の施設をなすこととした。左に本協會の規約を掲げる。

三重縣園藝協會規約

第一章 總則

- 第一條 本會ハ園藝業ノ改良發達ヲ圖リ會員相互ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、園藝業指導獎勵ニ關スル施設
  - 一、園藝ニ關スル研究調査
  - 一、會員ノ福利増進ニ關スル施設
- 第三條 本會ハ三重縣園藝協會ト稱ス
- 一、會員相互ノ協調連絡
- 一、其ノ他園藝業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事項

第四條 本會ノ事務所ヲ三重縣農務課内ニ之ヲ置ク

第五條 本會ノ區域ハ三重縣一圓トシ園藝業並其ノ小組合ヲ以テ組織ス

第二章 加入 脱退

第六條 本會ニ加入又ハ脱退セントスル者ハ住所氏名ヲ詳記シ本會ニ申込ムヘシ

第七條 本會加入者ハ本會經費ヲ負擔スルモノトス

第三章 機關

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 評議員 若干名

第九條 會長ハ本會ヲ代表シ本會ノ一切ノ事務ヲ管理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ會長ニ就テハ會員外ヨリ選舉スル事ヲ得

第十一條 役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ滿期再選スルコトヲ得

補缺選舉ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其職務ヲ行フモノトス

第十二條 役員ハ任期中ト雖モ總會ノ議決ニヨリ解任スルコトヲ得、此場合ニ於テハ同時ニ補缺選舉ヲ行フモノトス

第十三條 役員ハ名譽職トス但シ報酬又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

一、幹事 若干名 一、書記 若干名

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ事務ニ從事ス

第十五條 本會ニ總會及評議員會ヲ置ク

第十六條 總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開ク、臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク



第十七條 左記事項ハ評議員會ニ於テ議決ス

- 一、規約ニ關スル諸規程
- 一、事業報告及收支決算ノ承認
- 一、臨時急施ヲ要スル場合ニ於ケル職員ノ變更
- 一、寄附金品ノ受納
- 一、其他總會ニ於テ委任セラレタル事項

第四章 事務

- 第十八條 本會ノ財産ハ會長ニ於テ保管スルモノトス
- 第十九條 本會財産ノ現在及其ノ管理ノ状況ハ毎年通常總會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 第二十條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十一條 本會經費ノ收支豫算並分賦標準及分賦收入方法ハ通常總會ニ報告スルモノトス
- 第二十二條 本會經費豫算中款内ノ金額ニ限リ會長ニ於テ彼是流用支出スル事ヲ得
- 第二十三條 毎年度ノ經費決算ニ剩餘金ヲ生スルトキハ翌年度へ繰越スモノトス
- 第二十四條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
- 顧問ハ園藝業ニ關シ學識、名望、經驗又ハ功勞アル者ノ中ヨリ總會ニ諮リ會長之ヲ推薦スルモノトス
- 顧問ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ本會ノ事業ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

九、畜産獎勵

(一) 本縣畜産の發達

本縣は明治十四年千葉縣より洋種短角種牛を購入したるを始めとして、漸次短角種又は「デボン種」を購入して蕃殖を圖り、之より出す良種牡牛は縣下有志者に拂下げ、又明治十六年には種牛貸與規則を制定して當業者に貸與した。又十九年には但馬産牛十數頭を購入して之を縣下各地方に貸與し蕃殖を圖りたる結果著しい改良進歩を見るに至つた。本會が斯業の指導獎勵事業に着手したのは日露戰役後の明治四十年度からである。其の前年三十九年十二月末

現在に於ける一般家畜類の頭数は左の如くである。

種別	内國種	雜種	外國種	計
牛	二九、一三三頭	一、八八二頭	二五一頭	三一、二六六頭
馬	三、一二六	二〇〇	一	三、三二六
豚	一三九	五七二	一六八	八七九
兎	一	一七〇	一二〇	二九〇
山羊	一	一	三	三

斯くて本會は專任技師を常置して縣下各地に講習講話會を開催し、或は實地指導に巡回し、又は優良種牡牛、種牝牛購入に對し補助金を交付し其の改良増殖を圖り、各郡農會之に策應して種牛購入費を補助して之れが共同購入を獎勵するなど縣下の畜牛は將來著しく發達すべき端を開いた。縣及び三重縣畜産組合聯合會に事業が移管さるゝ迄の本會畜産指導獎勵施設は左の如くである。

(二) 種牡牛購入助成

種牡牛管理者及び其の補助額 (明治四十一年度)

種類	年齢	産地	購入價格	補助金額	管理者住所氏名
ホルスタイン種	二	滋賀縣	五百八十圓	百三十三圓 四十錢	桑名郡七取村 近藤 豊 八
和種	二	兵庫縣	二百圓	四十圓	員辨郡三里村 小林 彦 一



ブ ラ ウ ン ス イ ス 種	二	千葉縣	九百圓	二百七圓	二百七圓	南牟婁郡神志山村 榎本南夫
同	四	▲	三百四十五圓	五十四圓	北牟婁郡船津村 中場與八	
同	▲	▲	百七十圓	七十六圓	阿山郡阿波村 蛭澤赤三郎	
和 種	三	兵庫縣	二百十圓			
同	▲	▲	二百圓			
同	▲	▲	三百三十圓			
同	▲	▲	三百二十圓			
同	▲	▲	二百六十二圓			
和 種	三	▲	三百五十圓			
同	四	兵庫縣	百五十圓	三十圓	多氣郡佐奈村 小部清藏	
和 種	三	桑名郡	百七十六圓	三十四圓五十錢	飯南郡機殿村 澤村好三郎	
和 種	二	▲	百九十圓	百二十圓	飯南郡機殿村 澤村好三郎	
和 種	二	▲	百九十圓	百二十圓	飯南郡機殿村 澤村好三郎	
和 種	當	兵庫縣	百九十圓	百二十圓	安濃郡農會	
ホ ル ス タ イ ン 種	二	石川縣	八百五十圓	百八十四圓	鈴鹿郡國府村 伊藤彌太郎	
ホ ル ス タ イ ン 種	二	兵庫縣	八百九十圓	百八十四圓	鈴鹿郡國府村 伊藤彌太郎	
エ ア シ ヤ ー 種	二	七塚原	三百圓	六十九圓	員辨郡白瀬村 杉山義直	
ブ ラ ウ ン 種	二	兵庫縣	三百十圓	六十九圓	員辨郡白瀬村 杉山義直	

明治四十二年度以降補助金額

年 度 別	補助頭數	補助金額	摘 要
明治四十二年度	一五頭	九七四、二〇〇	
同 四十三年度	一〇頭	四六八、〇〇〇	員辨、度會各三件、三重、飯南、志摩、南牟婁各一件
同 四十四年度	四頭	三〇三、九〇〇	
同 四十五年度 (大正元年度)	九頭	四八六、七〇〇	員辨五件、阿山二件、多氣、志摩各一件、
大正二年度	七頭	三四八、〇〇〇	員辨四件、志摩二件、安濃一件
同 三年度	七頭	三七八、〇〇〇	
同 四年度	八頭	二九五、〇〇〇	
同 五年度	七頭	一九三、一九〇	優良種牝牛トシテ獎勵金交付

(三) 畜産共進會

從來三重縣畜産共進會は三重縣畜産會主催者となり本會は副賞を贈與して來たが、其の第五回は本會主催のもとに大正六年十二月十一日より十三日まで三日間飯南郡松阪町常設家畜市場に於て開設した。飯南郡並に松阪町に於ては大いに此の舉を賛し協賛會を組織し開會期間中種々の餘興、煙火、或はイルミネーション等により景氣を添へ、參觀人は三日間を通じ約五、六萬人を算した。出品種目は畜生、種鶏の二種にして總點數二百三十六點、内畜生百十點、種鶏百廿六點、審査長は農商務省より派遣せられたる山脇農務技師、審査員は農商務省技師岸良一、本縣技師木暮璋吉、本會技師美濃部鏞次郎、本縣技師廣島勤、本縣農業技師小林源太郎(以上畜生)、本縣技師宮川助一、本縣農事試驗場技



手大橋克、同濱岡一郎（以上種鶏）にして十二月十三日審査終了を告げ褒賞授與式を舉行した。共進會規則、審査報告、投資者左の如し。

(イ) 第五回三重縣畜産共進會規則

- 第一條 本會ハ三重縣農會之ヲ主催シ大正六年十二月十一日ヨリ十三日間三重縣飯南郡松阪町ニ於テ開設ス、事務所ハ十二月一日迄ハ三重縣廳内ニ十二月二日ヨリハ三重縣飯南郡役所内ニ置ク
- 第二條 本會ノ出品區域ハ三重縣下一圓トシ其出品種類ハ畜牛及種鶏トス
- 第三條 左ニ掲ケルモノハ参考品トシテ出品スルコトヲ得
  - 一、畜牛、鶏
  - 二、畜産製造品
  - 三、飼料
  - 四、畜産用器具機械
  - 五、畜産事業ノ成績
- 第四條 出品ハ左ノ制限ニ據ルベシ
  - 一、畜牛ハ生後十八月以上七十二月以下ノモノ
  - 二、種鶏ハ孵化後六ヶ月以上ノモノ
  - 三、畜牛ハ縣下ニ於テ出品人ノ一ヶ年以上（鶏ハ六ヶ月以上）飼養シタルモノ
  - 四、畜牛結核豫防法ニ依リ検査ヲ受ケキ畜牛ハ一ヶ年以内ニ検査ヲ受ケ其健康證ヲ有スルモノ
  - 五、参考品ノ出品ハ一、二、三項ノ制限ニ依ラザルモ差支ナシ
- 第五條 出品ハ一戸一人限リ、牛ニアリテハ二頭以内、種鶏ニアリテハ二番以内トス 但シ一番ハ一雌一雄トシ同品種ニ番チ出品スル事ヲ得
- 第六條 出品人ハ別記様式ニ依リ出品目錄附證書一通ヲ作り大正六年八月三十一日迄ニ所屬郡市役所ヲ經由シ本會事務所ニ差出スベシ
- 第七條 参考品チ出品セントスルモノハ適宜ノ目錄ヲ作り大正六年八月三十一日迄ニ所屬郡市役所ヲ經由シ本會事務所ニ届出ヅベシ
- 第八條 出品物ハ大正六年十二月十日迄ニ會場ニ搬入シ十二月十四日ニ搬出スベシ
- 第九條 出品物ハ會場ヘ搬入前健康診斷ヲ行ヒ疾病ニ罹リ又ハ其疑ヒアルモノハ入場ヲ許サズ、出品中疾病ニ罹リ又ハ其疑ヒアルモノハ直チニ退場セシム
- 第十條 出品物ハ開會中本會ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ濫リニ之レヲ場外ニ搬出スル事ヲ得ズ、但シ出品物ノ外泊ヲ願出ヅルモノアル

トキハ事情ニ依リ之レヲ許可スル事アルベシ

- 第十一條 出品動物ニハ開會中本會所定ノ飼料ヲ給與ス、但シ出品人ハ自費ヲ以テ特別ノ飼料ヲ給シ又ハ増飼ヲナスコトヲ得
- 第十二條 出品物ニ對シテ本會ニ於テ施シタル裝飾ノ外出品人ニ於テ裝飾ヲナスコトヲ許サズ
- 第十三條 出品物ハ本會ニ於テ相當ノ保護ヲナスベシト雖モ不可抗力ニ依リ生ジタル損害ニ對シテハ其責ニ任ゼズ
- 第十四條 出品ハ總テ之レヲ審査ス、但シ参考品ハ此限りニ非ズ
- 第十五條 畜牛ノ審査長ハ農商務大臣ニ派遣ヲ請ヒ種鶏ノ審査長ハ會長之レヲ囑託ス、審査員ハ審査長ノ推舉ニ依リ會長之レヲ囑託ス
- 第十六條 審査ハ開會當日ニ始メ閉會前日ニ終ル
- 第十七條 出品ノ優等ナルモノニハ褒狀ヲ授與ス、褒狀ハ一等、二等、三等、四等ニ別ツ
  - 前項一等、二等、三等賞ヲ受ケタル畜牛ノ出品人ニ對シテハ畜牛獎勵規定ニヨリ農商務大臣ニ賞金ノ授與ヲ申請スルモノトス
- 第十八條 畜産改良上功勞顯著ナルモノニハ功勞賞又ハ追賞ヲナスコトアルベシ
- 第十九條 出品人ハ出品ノ再審査ヲ請ヒ授與褒賞ヲ辭拒シ又ハ審査ノ決定ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第二十條 褒賞授與式ハ大正六年十二月十三日ヲ以テ之ヲ行フ
- 第二十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 役員 會長一名、副會長二名、幹事若干名
  - 職員 事務員若干名
- 第二十二條 會長ハ三重縣農會長之レニ當リ其他ノ役員ハ會長之レヲ囑託ス
  - 副會長ハ會務ヲ監督シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
  - 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌理シ其責ニ任ズ、事務員ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ分掌ス
- 第二十三條 本會ニ評議員ヲ置ク、評議員ハ會長之ヲ囑託ス
- 第二十四條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ本會ノ重要事務ニ參與ス
- 第二十五條 本會開會中ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄公衆ノ觀覽ヲ許ス、但シ時機ニ依リ觀覽ヲ謝絶シ又ハ時限ヲ伸縮スルコトアルベシ



第廿六條 觀望人ハ本會ノ揭示シタル事項ヲ服膺ス

(ロ) 審 査 報 告

第五回三重縣畜産共進會出品審査了ヲ告ゲ本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラルルニ當リ茲ニ其成績ヲ報告スルハ本官ノ光榮トスル處ナリ

本會ノ出品ハ畜牛及種鶏ノ兩種ニレテ畜牛ハ其出品百十點、其用途ハ役肉用改良和種最多數ヲ占メ乳用種ハ僅ニ七頭ニ過キズ、各郡市ノ出品頭數ヲ舉ゲレバ飯南郡ノ二十八頭ヲ最多トシ、度會郡十二頭、一志郡十一頭、員辨、多氣兩郡ノ各八頭、三重郡ノ七頭、桑名、河藝、安濃、名賀各郡ノ六頭、阿山郡五頭、鈴鹿郡四頭、津市、宇治山田市及志摩郡各一頭ナリトス、而シテ之レヲ前回ニ比シテ反テ一般資質向上ノ運々タルヲ遺憾トス、之レ蓋シ縣内畜牛業ノ不振ヲ意味スルニ非ズシテ寧ろ縣外畜牛地方ノ影響ト畜牛減少ノ餘波ヲ受ケタルニ他ナラザルベシ、今左ニ出品牛ニ就キ其概評ヲ試ムレバ

一、出品牛中本縣内生産ニ係ルモノ僅カニ三頭アルノミ他ハ總テ縣外産ナルヲ遺憾トス  
一、一般ニ體軀肥滿ニ過ギ肢節軟弱ニシテ步履不確實ナルモノ多キハ是レ役用家畜トシテ許スベカラザル欠點ニシテ、農家畜牛利用ノ根本義ヲ誤レルモノナリト謂フベシ

一、出品中體格佳良ニシテ産牛地方ニ於テハ稀レニ見ルガ如キ良牝牛多キヲ見ルモ之レヲ蕃殖ノ用ニ供セザルハ甚ダ惜ムベシ  
一、乳用牛中肉牛ニ於ケルガ如ク肥滿過度ニ陥レルモノアルハ乳牛飼養上大ナル缺點ナリ

以上ノ成績ニ鑑ミ將來考慮ヲ要スベキ事項ヲ述ブレバ次ノ如シ  
一、肉牛ノ産出ハ農家副業トシテ利益甚ダ大ナリ、本縣ハ肉牛生産上風ニ京濱地方ニ聲價ヲ博ス、更ニ進ンテ之レガ經濟的飼養管理ノ方法ヲ講究スルノ要アリ

一、畜牛飼養上經濟思想ノ養成ト之レガ實行ハ焦眉ノ急務ナリ  
一、縣内産牛ニ適スル地方ニ於テハ極力積ノ蕃殖ヲ計ルベシ  
一、本縣ハ畜牛ノ生産飼育上最モ有利ナル諸要素ヲ有ス、之レヲ順用シ最善ノ努力ヲ盡サバ縣内畜牛ノ自給時期スルコト敢テ難事ヲラザルベシ

一、産牛上優良種牝牛ノ配合ヲ要スルハ勿論ニシテ特ニ適當ナル方法ニ依リ各地方ニ良種牝牛ノ設置ヲナスハ刻下ノ急務ナリ  
一、畜牛ノ榮養狀態ト其飼養方法ハ飼牛ノ目的ニ依リ異ルハ勿論ナルモ 其用途ノ如何ヲ問ハズ徒ラニ肥滿セシムルヲ以テ飼牛唯一ノ秘訣トナスガ如キハ大ナル誤解ナリ、將來飼養上ノ改善ヲ要ス

要之ニ本縣産牛業ノ將來ハ極メテ多望ニシテ時勢ノ要求ハ現狀ノ維持ヲ許サズ、此秋ニ際シ特ニ本縣畜産前途ノ爲ニ祝福スベキ一事ハ前回ニ比シ優良種牝牛ノ増加ヲ見タル事之レナリ、蓋シ斯クノ如キハ漸次良牛生産増加ノ傾向ヲ示スベキ極メテ良好ナル現象ニシテ其目的ヲ達スルノ時期遠キニアラザルベシ、若夫當業者苦心ヲ作出ノ産牛ヲ一場ニ集メテ其優秀ヲ競フノ時期ニ至ラバ其効果ニ於テ將又其趣味ニ於テ蓋シ今日ノ比ニ非ザルベシ、須ラク合理的育成ノ實施ニ加フルニ適所ニ生産ヲ獎勵シ以テ時勢ノ要求ニ添ハムコトヲ望ム  
其出陣ハ總點數百二十六點ニシテ内白色レグホーン種ノ四十八點ヲ最多トシ、黑色ミノルカ種ノ十七點、名古屋種ノ十一點、褐色レグホーン種ノ十點、横班ブリマスロツク種及アンダルシヤン種ノ各九點、黑色オービントン種ノ五點漸次之レニ次ギ、其他バートリツチブリマスロツク種、白色ワイアンドット種、アンコナ種、ラインランダー種、シシリアンバタカツブ種、軍鶏種、雜種、ハリソンレツト種、チビ、チヤガ等ナリ  
之ヲ前回ニ比ストキハ遙ニ點數ヲ増加シタルノミナラズ出陣物ノ品質ニ向上進歩ノ形蹟顯著ナルモノアリ、就中レグホーン種、ミノルカ種、名古屋種、ブリマスロツク種ノ如キ實用種ニ於テ特ニ然ルヲ認メタルハ慶スベキ現象ナリトス、而シテ審査ノ方針ハ重キヲ實用上ノ價值ニ措キ力ヲ能力的標榜ノ優劣ニ注ギ觀賞的外觀形式奈何ニ至リテハ努メテ之レヲ避ケタリ、今左ニ著シキ二、三ノ缺點ヲ指摘シテ將來ノ參考ニ資スル所アラントス  
體質ノ劣變退化セルモノ、脚ノ疥癬趾病ニ罹レルモノ、冠肉耳朶等ニ裂傷ヲ蒙レルモノ、羽毛ノ脱落折損セルモノ等系統ノ選擇、飼養管理ノ當ヲ得ザルニ基因セルモノ抄ナカラズ、又着色其他故意ニ人工ヲ加フルガ如キハ誠ニ惡ムベキ所爲ニシテ減點ノ止ムヲ得ザリシハ遺憾トスル所ナリ  
審査ハ畜牛種鶏ノ二部ニ分チ審査員諸氏ノ熱心精密ナル援助ニ依リ畜牛一等賞二點、二等賞六點、三等賞十五點、四等賞三十二點ヲ種鶏ニアリテハ一等賞三點、二等賞八點、三等賞十五點、四等賞三十六點ヲ撰拔擬賞セリ、褒狀授與アラントトテ申請ス

大正六年十二月十三日

審査長 農商務技師 山 脇 圭 吉



(ハ) 授賞者(四等賞省略)

畜牛ノ部 壹等賞(賞金百圓)

種	類	性	別	生	年	月	住	所	氏	名
改良和種		牝		大正三年三月			員辨郡中里村		林	與三郎
ホルスタイン種		同		同年一月			桑名郡城南村		山本	治三郎

貳等賞(賞金五十圓)

改良和種		牝		大正四年二月			三重郡縣村		秦	柳太郎
同		同		同年三月			同 鷺川原村		内田	與之助
同		同		同年六月			名賀郡上津村		中井	藤四郎
ホルスタイン種		牝		大正五年一月			桑名郡大山田村		伴	治三
改良和種		牝		同 四年三月			多氣郡相可町		竹内	安太郎
同		同		同 三年四月			名賀郡古山村		橋本	覺平

參等賞(賞金拾圓)

改良和種		牝		大正元年九月			一志郡小野江村		田中	直藏
同		同		同 三年五月			志摩郡磯部村		松本	捨松
同		同		同 二年十月			桑名郡在良村		加藤	喜代松

鶏ノ部 壹等賞

同		同		同 元年三月			河藝郡玉垣村		中村	新吉
ホルスタイン種		同		同 四年三月			三重郡三重村		淺田	松五郎
改良和種		同		同 三年五月			一志郡小野江村		石田	寅藏
同		同		同 四年四月			多氣郡東黒部村		牧野	藤作
同		同		同			同郡下御絲村		西川	定義
同		同		同			度會郡神社町		中村	萬五郎
同		同		同 年五月			同		林	仙太郎
同		同		同 年三月			三重郡縣村		川島	庄三郎
同		同		同 年四月			飯南郡花岡村		岩田	米藏
同		同		同 三年九月			同郡神戸村		西川	喜藏
同		同		同 五年一月			鈴鹿郡川崎村		中島	捨松
同		同		同 三年十月			員辨郡丹生川村		服部	龜吉

種	類	住	所	氏	名	種	類	住	所	氏	名
白色レグホーン種		飯南郡西黒部村		松林	齋吉	古	屋	飯南郡松江村		樋口	鉄藏
褐色レグホーン種		員辨郡石棟村		辻	英一						



白色レダホーン種	飯南郡松阪町	兼子與之祐	黒色ミノルカ種	飯南郡機殿村	西 幽玄
同	飯南郡神戸村	上田 文藏	横班プリマスロツク種	飯南郡大泉原村	大田 政市
同	河藝郡大里村	川北倉之助	同	飯南郡松阪町	高瀬豊三郎
同	員辨郡梅戸井村	日沖甚内	黒色オーピントン種	飯南郡鈴止村	森川 富藏

白色レダホーン種	飯南郡松阪町	平松 徳松	黒色オーピントン種	一志郡波瀬村	宮路 義男
同	同 郡花岡村	守田 祐三郎	横班プリマ スロツク種	飯南郡神戸村	大西 延太郎
同	同 郡港村	田中 敏夫	褐色レダホーン種	飯南郡松阪町	神原 由次郎
同	同 郡伊勢寺村	松本 嘉吉	名 古 屋 種	員辨郡笠田村	太田 茂十郎
同	同 郡機殿村	西 幽 玄	黒色ミノルカ種	度會郡神社町	塚本 藤三
同	同 郡松阪町	高瀬 豊三郎	同	員辨郡大長村	石垣 喜代松
同	志摩郡鷯方村	養鷄 組合	アングアルシヤン種	南牟婁郡木本町	西 涉
同	飯南郡神戸村	廣田 茂吉			

(ニ) 第六回三重縣畜産共進會

本會主催第六回三重縣畜産共進會は大正九年十二月一日より五日まで一志郡久居町に於て開催した。會場は一志郡役所にして會期五日間、毎日數千名の觀覽者あり、審査長は農商務省より派遣せられたる市川技師、審査員は農商務

省布村技師、加藤本縣技師、廣島、小林、日下各技師、佐藤農林學校教諭にして、肉牛の審査は特に完全を期し優良と認むるもの三頭を選び屠殺解體した。屠殺に先だち之を一般公入札に附せしに枝肉百斤最高百五十錢の高價にて松阪町和田金に落札し、出品者をして改良の効果の大なるを覺らしめた。五日午前十一時褒賞授與式を舉行、吉江旅團長、岡田聯隊長、縣會議員、各郡市長、各郡畜産組合長、一志郡各町村長等多數の來賓あり、審査長の審査報告の後農商務大臣賞金、種牛に對し壹等壹百圓、貳等五拾圓、參等貳拾五圓、肉牛に對し壹等五拾圓、貳等貳拾圓、參等拾圓並に副賞として壹等に金牌、貳等に銀牌、參等に銅牌を、又中央畜産會々頭副賞、壹等に角飾りを、更に縣農會々長副賞壹、貳、參、四等に紫、青、赤、白染め披の賞旗一旗を授與し、畜産功勞者員辨郡治田村羽場虎吉、飯南郡伊勢寺村横山哲成の兩氏に彰功狀並に銀杯一個を授與し、會長の式辭、來賓祝辭、受賞者總代前田徳之助、功勞者總代横山哲成兩氏の答辭があつて式を閉じた。

授賞者

種牛ノ部	一等賞 志摩郡機殿村 大幡 市郎	安濃郡桶形村 淺 尾 周藏	安濃郡村主村 中山 半三郎
二等賞 度會郡有田村 林 山 松	同 同 上 井 爪 庄市		
三等賞 志摩郡機殿村 橋本 源之助	同 同 上 井 爪 庄市		
肉牛ノ部	三重郡縣村 岩田 繁太郎	飯南郡機殿村 長谷 長四郎	
一等賞 一志郡豐田村 前田 徳之助			
二等賞 一志郡高茶屋村 藤田 春次郎	名賀郡種生村 小 嶽 庄之助	名賀郡神戸村 上 島 美治郎	
三等賞 飯南郡伊勢寺村 山中 市太郎	同 郡松尾村 辻 伊 助	一志郡八知村 正 井 松 五郎	
	飯南郡花岡村 三宅 晋次郎	多氣郡相可町 竹内 安太郎	



一志郡雲出村 鹽尻増次郎 名賀郡神戸村 北野伊藤平

(五) 其他の畜産獎勵施設

本會の主催する畜産共進會は第六回にて打切り、以後三重縣畜産組合聯合會の事業に移したが、其後本會は各郡主催畜牛品評會を後援して獎勵金を交付し現在に及んで居る。

畜産各種獎勵施設累年表

年度別	施設	事業	業
大正二年度	度會郡小俣村明野農場地内ニ牧草園ヲ設置		
大正三年度	同上		
大正四年度	三重縣畜産組合主催畜牛共進會ニ副賞授與		
大正五年度	三重縣第四回畜産共進會ニ副賞授與		
大正六年度	員辨郡、三重郡、安濃郡畜産品評會ニ對シ獎勵金を交付		
大正七年度	北勢三郡畜産共進會、安濃、名賀畜産品評會、飯南家畜共進會ニ獎勵金及副賞授與		
大正八年度	北勢三郡聯合畜産共進會、鈴鹿、安濃、阿山、名賀ノ畜産品評會ニ補助金を交付		
大正九年度	安濃、阿山、名賀、志摩ノ畜産品評會ニ補助金を交付		
大正十年度	北勢三郡畜産共進會、安濃、一志、多氣、名賀畜産品評會、飯南家畜共進會ニ補助金を交付		
大正十一年度	郡農會二、郡畜産組合八ノ畜肉牛品評會ニ補助金を交付		

大正十二年度	畜産共進會開催ノ桑名、員辨、三重、鈴鹿、安濃、一志、飯南、多氣、名賀、志摩、南牟婁ノ畜産組合ニ補助金を交付
大正十三年度	畜産品評會開催ノ郡畜産組合ニ對シ十三件二百五十圓ノ獎勵金を交付ス
大正十四年度	不詳
大正十五年度	畜産品評會開催ノ畜産組合ニ對シ八件二百圓ノ獎勵金を交付
昭和元年度	同上 八件二百八十五圓交付
昭和二年度	同上 六件二百七十圓交付
昭和三年度	畜産品評會、農家搾乳施設、三重縣養鶏協會等ニ對スル補助十件金額三百六十圓四十八錢
昭和四年度	同上 補助六件金額百六十圓
昭和五年度	同上 補助九件金額百五十一圓三十一錢
昭和六年度	同上 補助十二件金額二百六十一圓八十錢
昭和七年度	同上 金額二百九十六圓九十錢ノ特別補助金を交付
昭和八年度	同上 金額三百廿三圓六十錢ノ特別補助金を交付
昭和九年度	同上 金額二百三十圓ノ特別補助金を交付
昭和十年度	同上 金額二百八十五圓ノ特別補助金を交付
昭和十一年度	同上 金額百七十圓ノ特別補助金を交付
昭和十二年度	同上 金額二百三十圓ノ特別補助金を交付
昭和十三年度	同上 金額二百七十圓ノ特別補助金を交付
昭和十四年度	同上 金額二百七十圓ノ特別補助金を交付



(五) 牛馬耕競犁會

勞力の節減、深耕の獎勵、牛馬耕技術の鍊磨、犁の改良を目的として牛馬耕競犁會を左の如く開催した。

回数	開催年月日	場 所	参加牛馬數	一區ノ耕起面積	授 賞			數	
					一 等	二 等	三 等		
第一回	明治四十四年十一月二十日	宇治山田市	四〇	二畝	一	四	九	一〇	二四
第二回	十二月五日	一志郡久居町	四二	・	一	四	九	一	一四
第三回	十二月九日	三重郡海藏村	四五	・	一	四	九	一	一四
第四回	大正六年十二月三日	安濃郡村主村	四二	五畝	一	七	一五	一	二三

参加牛馬數ノ中第一回ニ馬一頭アリシノミニテ他ハ皆牛ナリ

(イ) 牛馬耕競犁會規則

- 第一條 牛馬耕ノ普及並ニ犁ノ改良ヲ圖ル爲メ競犁會ヲ開設ス、其期日場所左ノ如シ  
十一月廿日、宇治山田市 十二月五日 一志郡久居町 十二月九日 四日市市
- 第二條 本會ニ参加セントスル者ハ別ニ掲グル様式ニ依リ左記ノ期限迄ニ届書ヲ所在地町村農會ヲ經由シ郡市農會ニ提出スベシ  
宇治山田市區内 十一月十日 一志郡久居町區内 十一月廿日 四日市市區内 十一月廿四日
- 第三條 郡市農會ハ前條ノ届書ヲ取極メ速ニ縣農會ニ送付スベシ
- 第四條 参加區域ヲ定ムルコト左ノ如シ  
四日市市區内 桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河養郡、四日市市

- 久居町區内 河養郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡、津市
- 宇治山田市區内 飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡、宇治山田市
- 第五條 参加者ハ指定ノ時間ニ一定ノ場所ニ到着シテ係員ノ指揮ヲ受クベシ
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
一、會長 一名 一、委員長 一名 一、委員 若干名 一、審査長 一名 一、審査員 若干名
- 第七條 會長ハ縣農會長ヲ以テ之ニ充テ委員長ハ會長之ヲ囑託シ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ整理ス
- 第八條 委員ハ會長之ヲ囑託シ委員長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ處理ス
- 第九條 審査長ハ知事ニ申請シテ派遣ヲ乞フモノトス
- 第十條 審査長ハ審査ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第十一條 審査員ハ會長之ヲ囑託シ審査長ノ指揮ニ從ヒ審査ニ從事ス
- 第十二條 審査ノ結果優等者ニハ左ノ區別ニ依リ褒賞ヲ授與ス  
一等賞 二等賞 三等賞 四等賞(褒狀)
- 第十三條 審査ノ成績ニ付異議ノ申立ヲ爲シ若クハ褒賞ノ授與ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十四條 褒賞授與式ハ閉會當日之ヲ舉行ス
- 第十五條 参加牛馬ノ疾病若クハ不慮ノ災害ニ對シテハ本會ニ於テ相當ノ保護ヲ加フト雖モ其損害ニ就テハ本會其實ニ任ゼズ
- 第十六條 本則ニ規定セザル事項ハ凡テ會長ノ指揮ニ從フモノトス

参加届様式

牛馬耕競犁會参加届  
 小生儀貴會牛馬耕競犁會規則ヲ遵守シ該會ニ参加仕度該ニ付御許可相成度此段御届申上候也  
 年 月 日 郡 町 村 氏 名 印  
 縣 農 會 長 宛 参加區何々、宿泊希望有無、牛馬別、牝牡別



(ロ) 審査報告

本日三重縣農會第一回牛馬耕鏡學會ヲ開催セラレ審査完了シテ茲ニ褒賞授與ノ式ヲ舉ゲラル、不肖審査長ノ命ヲ享ケ左ニ審査ノ概要ヲ報告シ褒賞ノ授與ヲ申請スルニ至リシハ洵ニ光榮トスル所ナリ  
今回舉行セラレシ耕鏡參加ノ區域ハ飯南、多氣、度會、志摩及宇治山田ノ一市四郡ニシテ其人員四十有餘名ニ達シ實ニ豫想外ノ盛況ヲ呈シタリ

而シテ審査ハ別ニ定ムル所ノ審査例則ニ依リ左ニ述ブル五項目ニ對シ周密懇到其優劣ヲ判定シ、最モ優良ト認ムルモノ二十四名ヲ選拔シ之ヲ四階級ニ分チ賞ヲ授ケタリ

一、犁及器具ノ整否 犁及挽具ノ裝置完全ニシテ缺點ヲ認ムルモノ少カリシガ尙耕具トシテ改良ヲ促スベキモノ、土質ト耕牛トニ對シ不適當ナル裝置ヲナセルモノ等アリシヲ遺漏トス、當業者ハ宜シク當ニ是等ノ改善ニ留意勉勵スルノ要アリ蓋シ耕具ノ良否ハ土地ノ改良、作物ノ生産ニ又裝置ノ完否ハ作業ノ功程ニ直接至大ノ關係アレバナリ

二、姿勢及取柄ノ巧拙 姿勢端正ニシテ取柄亦頗ル熟練セル者アリ、然レドモ尙姿勢ノ整ハザルモノ又多少ノ癖習ヲ認ムルモノ取扱法ニ於テ熟達ヲ缺クモノアリ、宜シク姿勢ノ矯正ト取柄ノ技術トニ鍛鍊シ併テ耕牛ノ馴育ニ留意スルノ要アリ

三、堀條ノ曲直及掘土ノ良否 堀條正直ニシテ掘土亦完全ナルモノアリ、然レドモ堀條ノ曲直不齊ナルモノ、堀ノ形狀正シカラザルモノ、又掘土不完全ニシテ土塊ノ反轉宜シキヲ得ザルモノ、畦ノ大小等シカラザルモノ尙甚ダ少カラザルヲ認メタリ

四、耕起ノ深淺 最モ深キモノ四寸二分餘ニシテ、最モ淺キハ二寸八分トス、耕起ノ深淺ハ土壤ノ生産力ニ至大ノ關係アルカ故ニ當業者ハ事情ノ許ス限リ深耕ヲ勵行シテ地力ノ増進ヲ企圖スルヲ要ス

五、耕起ノ速度 今回ノ競掣ニ提供セル一地區ノ面積ハ二畝有餘歩ニシテ功程ノ最モ速キハ十九分、最モ遅キハ三十八分ヲ要シタリ、之ヲ一反歩耕起ノ時間ニ改算セバ速キハ約一時三十分間遅キハ約三時間ニ相當シ遲速ノ兩者間ニ於テ一時三十分間ノ差ヲ生ゼリ、農業者力ノ缺乏ヲ告ゲツ、アル今日勉メテ耕起ノ技術ニ熟練シ且ツ家畜ノ飼養管理ニ留意シ功程ノ多大ヲ計ラザルベカラス

六、審査ノ概評 斯ノ如シ、之ヲ要スルニ今回ノ參加者中ニハ作業老練ニシテ技術亦圓熟ノ域ニ達セルモノアリシハ斯業ノ爲メ甚欣アベキノ現象ナリ、然レドモ技術尙未熟ニシテ大ニ研磨ヲ要スルモノ少カラザルヲ認メタリ、當業者宜シク現下ノ狀況ニ注意セズ倍々研勵シテ熟達ヲ期セザルベカラズ、以上審査ノ概要ヲ述ベタリ希クハ褒賞ノ授與アラントナ

明治四十四年十一月二十日

審査長 三重縣技師 宮 川 助 一

(ハ) 競掣會審査規程

第一條 審査ハ耕土ノ深度ヲ增加シ耕牛ノ改良ヲ促進獎勵スルヲ主タル目的トシテ行フベシ

第二條 審査ハ左ノ二大項目ニ分チテ附點シ合計點ヲ以テ總得點トス

第一日 犁 點 合計 百四十點

第二日 耕起體質點 合計 六十點

第三條 犁點ハ左ノ二大項目ニ分チ附點ス

一、耕起ノ深淺 五十點

二、畦作りノ良否 四十五點

但シ堀條ノ曲直掘土ノ良否畦幅ノ整否等ニ付附點ス

三、犁及器具ノ構造並ニ整否 十五點

四、時間 十五點

五、姿勢及取柄 十五點

第四條 耕起ノ深淺ハ三寸十點トシ五分ヲ増加スル毎ニ五點ヲ増加シ五十點ヲ增加シテ止ム

第五條 時間ハ五畝歩耕起ノ最少時數ノモノヲ十五點トシ十分間ヲ増加スル毎ニ一點ヲ減點シ十五點ニ至リテ止ム

第六條 耕起ハ一般體格ノ審査ヲ行ヒ左記各項ノ測定並ニ検査ノ結果ヲ參酌シ資質能力ノ優劣ヲ判定ス

一、肩 高 二、胸圍、胸深、胸幅

三、腰角幅及尻長 四、腕 幅

五、體 長 六、脚 長

七、管 圍 八、使役前後ノ呼吸脈搏數

第七條 競掣點ハ犁點ノ實地ニ就キ採點ス

第八條 審査者ハ犁點ニ從事スル前後ニ於テ便宜検査ス

(ニ) 犁起ノ方法



- 一、犁起ノ總面積ハ一人當リ五畝歩ニテ幅五間長サ三十間トス
- 二、畦幅ハ五尺トシ六本ニ犁起ス
- 三、犁起ノ方法ハ左ノ標準ニ依ルベシ  
犁ヲ始メハ往復四回ニ犁キ分ケ後往復六回ニ犁起シテ畦立ヲナス
- 四、選子鏡技ノ場合ハ左ノ如シ  
一人當リ犁起ハ幅五尺長サ三十間ノ畦二本トス
- 五、枕畦ハ犁起スルヲ要セズ
- 六、犁起スベキ場所ハ石灰ヲ以テ區劃シ兼テ通知ノ該當番號標ヲ建設セリ

(ホ) 授賞者

○第一回 授賞者

- 一等賞 宇治山田市一ノ木町 山中三五郎
- 二等賞 多氣郡佐奈村 中井捨次  
度會郡御園村 中西長松  
志摩郡加茂村 押田實  
度會郡宮本村 山下丹藏
- 三等賞 度會郡御園村 北村彌惣松  
飯南郡大河内村 西岡菊藏  
宇治山田市一ノ木町 松川三藏  
度會郡神社村 中北久六

○第二回 授賞者

- 多氣郡佐奈村 花井平吉
- 度會郡田丸町 中西嘉吉
- 同郡小俣村 中井三藏
- 同郡豐濱村 中西宮吉
- 一等賞 多氣郡豐田村 奥村竹藏
- 一志郡豐田村 奥村竹藏
- 二等賞 一志郡天白村 渡邊藤藏  
同郡豐地村 田中春吉  
同郡米ノ庄村 奥川喜之助  
河藝郡大里村 高橋常五郎

三等賞

- 一志郡高茶屋村 大西甚助
- 同郡米ノ庄村 小林與市
- 同郡島村 鷗飼幸次郎
- 同郡雲出村 奥山菊松
- 同郡大三村 堀池末松
- 同郡島村 渡邊三之助
- 同郡同村 伊藤寅吉
- 同郡川口村 中山藤兵衛
- 安濃郡安東村 河内惣吉

○第三回 授賞者 不詳

○第四回 授賞者

- 一等賞 一志郡中原村 鈴木孫七
- 二等賞 名賀郡名張町 西田奈良吉  
河藝郡大里村 赤塚甚一郎  
三重郡内部村 淺川晋二郎  
同郡日水村 土田佐藏

三等賞

- 一志郡豐田村 奥村竹藏
- 同郡米ノ庄村 小林與市
- 同郡天白村 林政雄
- 一志郡豐地村 田中春吉
- 員辨郡神田村 岩田島次郎
- 鈴鹿郡神邊村 市川廣治
- 三重郡鹽濱村 清水源九郎
- 安濃郡村主村 前田傳次郎
- 阿山郡山田村 森本房次郎
- 名賀郡名張町 宮崎米太郎
- 員辨郡丹生川村 出口久市
- 河藝郡神戶町 小林市三郎
- 同郡大里村 草深三太郎
- 安濃郡村主村 宮田久七郎
- 一志郡中川村 福井榮助
- 多氣郡佐奈村 中井捨吉
- 鈴鹿郡深伊澤村 館野多吉
- 多氣郡宮宮村 牧野多吉

(ハ) 市農會牛馬耕競梨會獎勵

牛馬耕競梨會は本會に於て主催したる外、各郡市農會の開催に對しても獎勵金を交付した。年度別開催郡左の如し。



年度	開催郡
大正元年	員辨、三重、名賀
大正二年	三重、河藝、一志、名賀
大正三年	員辨、三重、鈴鹿、河藝、一志、度會、名賀
大正四年	員辨、三重、鈴鹿、河藝、一志、多氣、名賀
大正五年	員辨、三重、鈴鹿、河藝、一志、多氣、度會、名賀

(六) 養鶏奨励

養鶏は農家副業として最も適切なる事業なるも之れを専業となす時は往々失敗に終るものがある。本會は明治三十七年農家各戸に數羽の飼養を奨励せんと企て、日露戰役當時本縣民業奨励委員と協力し各所に養鶏講話會を開催し、或は會報附録として通俗養鶏談を配付する等普及に努めた結果漸く廣く行はるゝに到つた。又一方に於ては新品種の繁殖を圖らん爲各郡市農會の所要を取纏め左表の如く種鶏を配付した。其後縣立農事試験場に養鶏部の設置を見、更に進んで縣立種畜場の新設と共に養鶏部を之に移し次第に規模を擴張し、更に縣立種鶏場の獨立せる等今日の隆盛を見るに至つたのである。

(イ) 郡別種鶏設置數

郡市	レガホーン		ヤングルシ		ブラマ		ミノルカ		ハンパーク		プリモース		ボーランド		ラフレ		計
	雄	卵	雄	卵	雄	卵	雄	卵	雄	卵	雄	卵	雄	卵	雄	卵	
桑名	三	三	三	三													二二

三重																	二六
鈴鹿																	一〇
河藝																	六
一志	親六	一五親六															四一
飯南			親三		六												一五
度會				二													二
阿山																	二〇
名賀		一〇															四三
志摩	親三		親三		二親三												二一
北牟婁		一二			二	五											三〇
南牟婁	四		二				二										一一
計	一六	三七	二二	三九	一六	二	二二	七二	三〇	七八					七	八	三四八

(ロ) 三重縣養鶏協會の設立

本會は縣農務課と連絡して三重縣養鶏協會を設立し、鶏卵の販賣を同協會に於て斡旋すべく計畫し先づ大正十五年九月二十七日日本會事務所樓上に創立總會を開き左の規程を定め昭和二年五月六日本事業に着手した。

三重縣養鶏協會規程

第一條 本會ハ三重縣養鶏協會ト稱ス



- 第二條 本會ハ縣内ニ於ケル養鶏組合及養鶏業者ヲ以テ組織ス
  - 第三條 本會事務所ハ三重縣農務課内ニ置ク
  - 第四條 本會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
    - 一、會員相互ノ連絡ヲ圖リ飼料ノ購入及鶏卵ノ販賣斡旋
    - 二、家禽ニ關スル品評會及競技會ノ開催
    - 三、其他必要ト認ムル事項
  - 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
    - 會長一名 副會長一名 評議員十八名(各郡市一名宛)
    - 幹事、書記、技術員若干名
  - 第六條 會長ハ本會ヲ代表シ本會一切ノ事務ヲ管理ス
    - 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス、評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス、
    - 幹事、書記、技術員ハ會長ノ指揮ニ從ヒ事務ニ從事ス
  - 第七條 役員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス、幹事、書記、技術員ハ會長之レヲ囑託ス
  - 第八條 役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ滿期再選スル事ヲ得、補缺選舉ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス、役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其職務ヲ行フモノトス
  - 第九條 役員ハ名譽職トス、但シ役員ニハ報酬又ハ賞與ヲ給スル事ヲ得
  - 第十條 本會ニ總會及評議員會ヲ置ク
  - 第十一條 總會ハ本會々員ヲ以テ組織シ、議事ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ決ス、但シ可否同數ナル時ハ議長之レヲ決ス
  - 第十二條 總會ハ毎年一回臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時之ヲ開ク
  - 第十三條 總會ニ於テ決議スベキ事項左ノ如シ
    - 一、規約ノ變更
    - 二、豫算並ニ分賦收入方法、收支決算
  - 第十四條 會長ハ事業執行上必要ト認メタル場合ハ細則ヲ設クル事ヲ得
  - 第十五條 本會ハ購買販賣斡旋ニ關スル費用ノ實費トシテ手数料ヲ徴收ス、但シ其額ハ別ニ定ム
- 以上の規程に基づき昭和二年五月より事業開始したが當時は出荷卵四五十箱なりしも、爾來本會の斡旋によりて販

賣するの有利なるを自覺し漸次其の數を増し參加組合數も亦増加するに至つた。販賣は大阪、神戸兩斡旋所と連絡し指定問屋より毎月六回の販賣日に電報又は電話入札を受け高價落札となし二週間以内に本會を經て代金の決済をなすつゝある。

(ハ) 三重縣養鶏組合聯合會の設立  
昭和三年八月從來の養鶏協會を改組し新に三重縣養鶏組合聯合會を結成し今日に至る。加入組合は五拾參組合で其の取扱は三重縣養鶏組合聯合會より本會に委任せられ、其の方法は左の通りである。

入札による方法  
各出荷組合より出荷數を取纏め帝國農會販賣斡旋所を通じ指定商人をして販賣入札規程により入札せしめ販賣決定の上現品を送付す  
配給による方法  
公定價格の最高にて取引する場合は從來の配給実績量により配給率を定め出荷せしむ

(ニ) 鶏卵販賣斡旋月別出荷數量及金額(昭和十五年)

月別	出荷箱數	金額	一回平均出荷箱數
一月	一、七三七	二二、一八八・九五	二九〇
二月	一、八二〇	二五、六二六・五七	三六四
三月	二、八三四	二六、五二四・一二	五六七
四月	三、六〇〇	五九、二四四・〇〇	六〇〇
			三三三



五	六	七	八	九	十	十	計
月	月	月	月	月	月	月	月
三、五九五	二、〇四〇	二、〇七三	一、六〇二	一、一九二	一、四三九	一、三一八	二五、二九四
五五、二〇七、五〇	三一、四九二、二〇	三七、〇七一、五〇	二八、六七五、八〇	二一、三三六、八〇	二五、七五八、一〇	二二、五九二、二〇	三九四、三〇五、三四
五一四	三四〇	二三〇	一七八	一七〇	二〇六	二六四	三四一

三三三

(七) 養蜂奨勵

本縣養蜂の當初は堅實なる探蜜によらずして種蜂の賣買に奇利を博し投機的に流るる悪弊あり、管理法も幼稚にして其の發達は遅々たるものであつた。依つて本會は日露戰役記念として明治三十七年各郡に種蜂二群づゝ市へは一群外に改良集箱を配付し將來斯業を一般に普及奨勵する事を企て、郡市農會に於ては飼養擔當者を選抜して一名一箱宛を管理せしむることにした。

養蜂講習會

養蜂講習會は明治三十七年十二月十六日より六日間本會事務所樓上に於て開催した。其目的は蜜蜂の飼養管理法を知得せしむるにあつた。講習生は各郡市農會に於て選拔せし飼養擔當者の外講習希望者を加へて其數八十二名の多き

に達したが、會場に限りありし爲抽籤にて採用する事として六十三名を入會せしめた。

講師には箱根養蜂場主青柳浩次郎を招聘し毎日午前九時より午後四時迄蜜蜂の生態性質、改良集箱取扱管理、探蜜其他器具の使用法等の講義をなし、夜間は午後六時より同八時迄研究會を設けて講習生の質問に答へ、或は從來飼育者の失敗談、經驗談等をなさしめた。講習生の郡市別人員左の通り。

- 桑名一、員辨三、三重三、鈴鹿二、河藝五、安濃九、一志四、飯南四、多氣一〇、度會六、名賀三、志摩二、北牟婁二、南牟婁二、津六、其他三四、計六十三名

一〇、蠶業奨勵

(一) 本縣蠶業の發達

本縣の蠶業は維新後生絲貿易の開けてから漸次發達し栽桑、養蠶の技術も次第に進歩して繭は縣下重要物産として認めらるゝに到つたが、明治十八年初めて長野縣より教師を招聘して鈴鹿郡龜山町、一志郡久居町に傳習所を置き、翌十九年度會郡小俣村明野勸農場に養蠶傳習所及座練製絲傳習所を開設し生徒を養成した。其後茶業の次第に衰微するに反し蠶業益々隆盛に赴き茶園の桑園に變るものが甚だ多かつた。明治二十六年に到り縣は蠶業取締規則を發布し同廿九年更に二ヶ年繼續の事業として各郡に一ヶ所以上二三ヶ所の養蠶傳習所を設け教師を派遣して多數の傳習生を養成した。次で明治三十四年より同三十六年に涉り蠶病消毒の普及を圖り、消毒法を實地に指導熟練せしめ尙縣費補助を交付して縣下四ヶ所に模範殺蠶乾繭場を設けしめ斯業の發達を促した。

三三三